# 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時:平成23年10月24日(月)16:30~21:53

場所:東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応:園田大臣政務官(内閣府)、森山原子力災害対策監、古金谷事故故障 対策室長(原子力安全・保安院)、伊藤審議官(文部科学省)、加藤

審議官(原子力安全委員会事務局)、松本立地本部長代理(東京電力

株式会社)

※文中敬称略

## 〇司会

ただいまから政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日、細野大臣は公務のため欠席です。園田大臣政務官は公務のため、18 時頃からの出席の予定です。あらかじめご承知おき願います。なお、福島第一の運転手順書等の公開の件につきましては、本日 17 時から衆院科学技術・イノベーション推進特別委員会委員長の会見が行われる予定でございます。それが終わり次第担当者がこちらに来て本件について説明する予定です。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力から説明します。

# |<環境モニタリングについて>|

#### 〇東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングのご報告を 2 件させていただきます。 1 件目は空気中のダストのサンプリング結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第 213 報となっております。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面になりますが、昨日の福島第一の西門、それから第二のモニタリングポストの 1 番につきましては、いずれの地点も ND、検出限界未満という状況でございます。 2 枚目に経時変化をグラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。続きまして、海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』第 206 報になります。ページをめくっていただきまして昨日沖合 4 箇所の地点でのサンプリング結果でございます。 4 箇所とも ND、検出限界未満という状況でございますが、一昨日一番左側、北側放水口におきまして 100Bq/L 程度の検出がされておりますけれども、昨日のサン

プリング結果では ND、検出限界未満ということでございます。海面等が海が荒れた関係で海底土が巻き上がったためではないかというふうに推定いたしております。経時変化を 2 枚目以降グラフ化しておりますのでそちらの方もご確認ください。当社からは以上でございます。

# 〇司会

次に文部科学省からの説明になります。

# 〇文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。お手元に環境モニタリングの結果について という資料とその別冊を配らせていただいております。まず全国的な状況でご ざいますけれども、各都道府県にお願いしてございます放射能水準調査、それ から定時降下物、それから上水の結果については特段大きな変動はございませ ん。それから発電所周辺の状況でございますけれども、20 キロ以遠の空間線量 率、それから20キロ以遠の積算線量結果、福島県による簡易線量計を用いた固 定点における積算線量の測定結果、それから20キロ以遠のダストサンプリング、 これらにつきましてはこれまで従前と大きな変化はございません。それから資 料の8番で、20 キロ圏内の空間線量率の測定結果がございますが、これは最も 高かったところで 65μSν/hですけれども、前回とほぼ横ばいの状況になっ てございます。それから福島県における 20 キロ以遠の緊急時モニタリング実施 結果について、これも特段の変化はございません。それから資料の 10 番、11 番 がこれは現地対策本部と県の災害対策本部で行っております自動車走行サーベ イによるモニタリング調査結果でございます。これまで今回発表しております 西郷村あるいは天栄村を含めまして15市町村について自動車に計測器を載せた 走行モニタリングを行ってございます。西郷村につきましては 0.17 から 1.09  $\mu$  S v  $\angle$  h という結果が出ております。また天栄村につきましては 0.08 から 36 μ S ν / h という測定結果になってございます。それから海域の状況でご ざいますけれども、東京電力の方で発表されてるものでございますが、今お話 がありましたように、放水口でセシウムで 100 ベクレル前後の値が一部検出さ れてございますが、一時的なものというふうに考えてございます。それから学 校等調査、資料のタイトルで申し上げますと、福島県内の全ての学校等におけ る簡易型積算線量計におけるモニタリング実施結果というものでございますが、 これは県内の全ての学校、幼稚園、保育園におきまして、教員の方々、教師の 方に積算線量計をつけていただいて実際の学校現場における線量を測っていた だいているものでございます。6月以降実施してございまして今回が4回目にな ります。対象は 1,719 公園でございましたけれども、時間平均に直しますと 0

から $0.7\mu$ Sv $\angle$ hという結果が出てございます。これに基づきます学校等にお ける年間の積算線量を予測してみますと、1保育園を除いて年間で1mSv以 下となってございますが、この1園につきましては測定器の誤作動によるもの というふうに推定される日がございまして、それを除けばいずれも年間で1m Sv以下という形で安定的に低く学校等における線量は抑えられてるというふ うに考えてございます。それから放射線量等分布マップでございますけれども、 資料の14番で先週文部科学省による放射性物質の分布状況等に関する調査研究、 「河川水、井戸水における放射性物質の移行調査の結果」について公表してご ざいます。これは6月から7月上旬にかけて梅雨の前と、それから8月上旬の 梅雨明け後に河川で 50 箇所、井戸水で 51 箇所の採水をいたしまして放射性物 質の濃度を調べてございます。結果から申し上げますと、河川でセシウム 134、 137 で各々1.9Bq、2.0Bq/Lというのが最高値として出てございます。 プル トニウムについてはいずれも検出限界値以下です。ストロンチウムにつきまし ては、河川で 0.055B g / L、ストロンチウム 90 で 0.018B g / Lというよう な数字になってございます。全体の傾向といたしまして、梅雨の前後で大きな 放射性物質の濃度の変動はなかったということでございますけれども、今後河 川水、井戸水につきましては長期的な調査が必要であるというふうに専門家の 評価をいただいているところであります。それから資料の 15 でございますが、 文部科学省による第四次航空機モニタリングについてという資料でございます が、これは福島県の主に発電所 80 キロ圏内について、4 回目の航空機モニタリ ングをこの24日から2週間ほどかけて行うという予定をアナウンスしたもので ございます。その他といたしまして資料番号 16 ですが、福島県以外の地域にお ける周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応についてという資料が ございます。資料の 113 ページになりますけれども、先週の 21 日に政府全体と しまして内閣府の生活支援チーム、環境省、それから文部科学省におきまして、 最近いろんなところで話題になってございます周囲よりも空間線量の高い場所 が自治体あるいは市民の方によって発見されております。これに対して政府全 体としてどのように対応するかの考え方をまとめ、またそれに対応して文部科 学省の対応をまとめたものでございます。政府全体の対応方針につきましては 資料の 115 ページにございますが、文部科学省の対応につきましては 113 ペー ジ 114 ページにまとめてございます。かいつまんで申し上げますと、ひとつは 文部科学省として放射線量を適切に測定していただくためのガイドラインを作 成いたしました。それから周辺より放射線量の高い箇所、これは高さ1メート ルの空間線量率が周辺よりも毎時1mSv以上高い数値が測定された箇所につ きましては、地方公共団体あるいはそれを測定された民間団体等に対しまして 文部科学省の方にご連絡をお願いしているところでございます。文部科学省と

してそういう事例が発見された場合には、自治体等にお願いして簡単な除染をまずしていただくと、その上でなお高いようであれば、文部科学省において再計測とか実地検証を行うと。さらにそれでも汚染の広がりがあって除染が容易でないと判断された場合には、環境省及び内閣府の原子力被災者生活支援チームの方にご連絡いたしまして自治体の方と共同して除染への支援を行っていただくという内容でございます。文部科学省からは以上でございます。

## 〇司会

次に原子力安全委員会から説明します。

# 〇原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは 10 月 24 日付の原子力安全委員会の紙で環境モニタリング評価の結果についてという 1 枚の裏表にコピーしてあります紙と、1 枚目が福島県の地図になっております。参考資料を用いて説明いたします。

まず資料の1の空間放射線量ですけども、これについては20キロ内の空間放射線量率の結果も今回入っておりますけども、特段大きなはありません。それから2の空気中の放射性物質濃度であります。参考資料で言いますと9ページから14ページにかけてでありますけども、今回は福島県において検出限界を下げて測っているポイントも含めまして全て検出限界未満であったということであります。

それから資料の 4 の環境資料であります。海水中の放射性物質の関係でありますが、参考資料で言いますと 22 から 25 ページですけども、東京電力の方で発電所周辺あるいは茨城県沿岸での採取した海水についての結果でありますけども、20 日に採取したものでひとつのポイントでセシウムが出ておりますけども他は全て検出限界未満であったと。出ているポイントについても濃度限度下であるということであります。それから資料の 26 ページから 29 ページにかけては、ただ今も文科省から説明がありましたけども、先週 20 日に発表されました梅雨の前後での河川水、井戸水の中の放射性物質の分析結果であります。結果の概要については説明があったわけでありますけども、我々としては木曜日に文科省の放射線量等分布マップの作成等にかかる検討会もあったわけでけども、そこでのご議論も踏まえて引き続き対応いただきたいというふうに考えております。それでこの関係で言えば、セシウム、ストロンチウムが検出されたポイントはありますけども、値は全て濃度限度を下回っていたと。またヨウ素、プルトニウムについては検出限界未満であったということであります。

最後に資料の最後の 5 の全国の放射能水準調査でありますけども、これにつ

いても特段大きな変化はございません。上水の方では前回 20 日の評価の際に、宮城県の上水、これは 10 月 5 日採取分ですけども、今回も同じデータが出ております。セシウムが 1.2 B q / k g 出ておりますけども、摂取制限指標の約 200 分の 1 であるということであります。私からは以上です。

# <プラント状況について>

# 〇司会

次に各プラントの状況について、東京電力から説明します。

# 〇東京電力

東京電力からご報告させていただきます。まずはじめに、福島第一原子力発 電所の状況ということで、A4 縦裏表の資料をご覧ください。タービン建屋の地 下の溜まり水の処理に関しましては、現在、第一セシウム吸着装置キュリオン と、第二セシウム吸着装置サリーを使用いたしまして水処理を行っております。 一番下のポツでございますが、本日 11 時 30 分頃、R0 膜によります淡水化装置 の2番で、原水ポンプというのがございまして、その軸封部から水漏れがある ということをパトロール中の協力企業の作業員の方が見つけております。漏え い量といたしましては約 20L で、この淡水化装置の堰の中に全て留まっており ます。11 時 33 分に淡水化装置 RO の 2 番を止めまして漏えいは停止したという 状況でございます。淡水に関しましては、現在 8,000m3 ほど余裕がございます ので、原子炉への注水そのものに影響はございませんけれども、今後 RO の 2 番 の 1 を隔離いたしまして、RO の 2 の 2、それから 3 を利用して淡水化を再開す る予定でございます。続きましてトレンチの立抗それから地下の溜まり水の移 送の状況につきましてはこの表のとおりです。会見途中で本日の最新実績をお 届けできるというふうに思っております。裏面の方にまいります。放射性物質 のモニタリングにつきましては先ほどご報告させていただいたとおりです。そ れから使用済み燃料プールの冷却、原子炉圧力容器への注入、原子炉の状況に つきましては、午前 11 時の状況を記載させていただきました。その他の作業の 状況でございますが、こちらも会見の途中で最新のデータをお届けしたいとい うふうに思っております。それから作業関係で1点ご連絡がございますが、昨 日の 10 月 23 日の午後 2 時頃、14 時になりますが、構内の野鳥の森付近にござ います油を入れる仮設タンクから油が漏れているということを当社の社員が発 見いたしております。留まっている量といたしましては、油膜で 20 センチ×20 センチ程度という状況でございまして、本日詳細を調査している段階でござい ます。野鳥の森付近で油膜20センチ×20センチを発見してるという状況でござ います。入っている油に関しましては、4号機の主変圧器の絶縁油でございます。

今後、詳細に調査してまいりたいと思っております。続きまして取水口のサン プリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所 取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果につい て』ということで、10月23日採取分でございます。ページをめくっていただき まして1枚目の裏面から各サンプリング地点での分析結果記載させていただき ました。2枚目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますけども、大きな変動 等ございませんので、高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断 いたしております。続きましてサブドレン水の分析結果です。資料のタイトル 申し上げますと『集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水核種分析結果』という ことで、A4 横の表の形式になっておりますが、10 月 23 日昨日の分析結果は特 にこちらも通常の変動範囲内というふうに判断いたしております。集中廃棄物 処理施設に溜まっております高濃度汚染水が、地下水中に漏出してないという ふうに判断いたしております。続きまして『試料採取・測定頻度と核種分析計 画について』ということで、10月 24日の右肩に参考資料という形で配布させて いただきました。こちらは先日、文部科学省さんの方からご紹介がありました けれども、測定範囲それから検出限界の見直しというお話しがございましたの で、改めて東京電力の対応分の分析計画の変更をお知らせさせていただきまし た。変更の欄で赤く書いてあるところが今回見直したところでございますので、 主に2ページ目の裏面、降下物5キロ付近の、南西5キロ付近の屋上、それか らプルトニウムの分析、それから 3 枚目の裏面になりますがストロンチウムの 分析計画の変更といった形で対応させていただきたいというふうに思っており ます。なお、こちらに関しましては、分析の計画に伴いまして検出限界を見直 すということで、本日の海水のサンプリングから適応させていただきますけれ ども、サンプリング量を増やすということと、計測時間を増やすということで 対応させていただきたいと思っております。なお、計測時間が増加する関係で、 これまで翌日に公表させていただいた分につきましては、その翌々日になる可 能性がございますので、この辺りは少しサンプリングをしながら調整をさせて いただければというふうに思っております。それから最後になりますが、こち ら第二原子力発電所の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第二原 子力発電所プラント状況等のお知らせ』ということで、こちらは先日 10 月 17 日に第二原子力発電所の4号機の格納容器内の清掃作業を実施していた作業員 の方が、一日あたり 1 mSv を超える計画外の放射線を被ばくしたということでご 連絡させていただきましたけれども、今回調査結果がまとまりましたので、下 の方、下線部を引いたところが当該箇所でございます。大きな点は二つござい まして、一つは格納容器内の事前サーベイの結果を作業手順あるいは作業時間 等の計画に適切に反映できてなかったということのために、当該高線量エリア

で約20分間の作業をしてしまったという点が1点。もう一つは、作業員の方がフードマスクをして掃除機での清掃作業を行っておりましたので、騒音によりまして警報音の確認が、警報の鳴動に気付かなかったというところでございます。以上の点を反映いたしまして、2枚目の裏面になりますが、対策を講じて今後対応していきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

# <質疑応答>

## 〇司会

これから質疑に入ります。前回もお願いいたしましたが、一度にご質問して いただく項目数は 3 つまでとさせていただきたいと存じます。その趣旨でござ いますが、時間の制約がある中、この1問だけ早く聞きたい、がなかなか質問 の機会が回ってこないというような声が多く聞かれる状況でございまして、最 初の質問の機会を出来るだけ早く皆さんに一巡させるというための措置でござ います。質問全体を制限するものではなく、あとで挙手いただければ再び指名 しますので、質問が無くなるまで行うということは従来どおりです。出来る限 り最初の質問の機会をスムーズにまわすという観点から、質問数を厳選してい ただきたく、その目安として項目数を3つまでとさせていただいたものです。 同様に質問自体も出来るだけ簡潔にお願いいたします。1つの質問でもあまり 長くなるようであれば、改めて手を挙げていただくようお願いすることもあり えますので、趣旨ご理解のほどよろしくお願いいたします。回答側も出来るだ け簡潔に分かり易く回答いただきたいと思います。質問の際には所属とお名前 を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にしていただく ようお願いします。それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。それで はそちらの後ろの方。

### ONHK 石川

Q:NHKの石川と申します。質問3点お願いします。まず東京電力の松本さんにお伺いしたいんですが、今日、手順書がほとんど全て公表されました。規制官庁側がこうした公表をしたということに対して、事故を起こした会社としてはどのように考えていらっしゃるのかというのをお伺いしたいんですが、まずそれが1点です。2点目が恐らく、恐らくというか保安院の方は、公益性が高いからということで公表をしたと考えられますが、東京電力としては、これまでなぜそれを拒んでこられたのか、社会公益性よりも企業のプライバシーですとか、そういったことを重んじていられていたのかということを問いたいと思います。よろしくお願いします。それが2点松本さんにお何

いしたいのと、あと保安院の森山さんにお伺いしたいんですけれども、保安 院も改めて公表に至った理由というのをお伺いしたいと思います。よろしく お願いします。

- A:(東電)まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、手順書に関しましては、私どもの社内文書でございますので、これまでご説明させていただいたとおり原則非公開というふうに考えております。特に手順書に関しましては、私どもの知的財産もございますし、メーカーさん、他電力さんとも含めた共同研究の成果というのも一部ございますので、そういう意味ではチェック等をする必要があろうかと思っております。また原子炉の安全確保上重要な情報も入っております。特にテロリスト等がこういった情報を入手した結果、こういった攻撃をした際には、事業者側がどういうふうな対応をするのかといったことが事前に分かりますので、そういう意味で私どもとしては事故時運転操作手順書に関しましては非公開ということにさせていただきました。今回、保安院さんの方が公開されたということでございますけれども、こちらに関しましては私どもがこういった考えであるということと、保安院さん側が国全体の公益性を判断した上でのご判断ではないかというふうに考えております。
- Q: それについてちょっと、今、知的財産もあるしというふうにおっしゃっていたんですけれども、東電さんとしては、社会的な公益性よりも、そちらを重視されたということでよろしいんですか。
- A: (東電) はい、私どもといたしましては、そもそもの判断といたしましては、 社内の文書でございますので、原則非公開という形でございますし、もちろ んいろいろな知的財産、それから原子炉の安全確保上重要な情報が載ってい るということでございますので、非公開という立場には変わりはございませ んが、今回保安院さんの方で、公益性の方をより重視されたという判断だと 思っております。
- A:(保安院)保安院でございますけども、手順書につきましてはまた後ほどですね、今といいますか5時から衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員長の記者会見が行われる予定でございますので、その後終わりましたら、担当の者がこちらに来てまた詳しくご説明いたしますが、基本的には事故の原因究明というなかで、その公益性とそれから企業の知的財産との比較考慮のうえ、本件につきましてはやはりしっかりと公開すべきであるという判断

に至ったということでございます。また後ほど実際の手順書を用いてご説明 したいと思います。

- Q:細かいところは、あとでお伺いしようと思います。それで公益性と知的財産との比較の上でとおっしゃったんですが、公益性というのはやはり今回の事故の重大さですとか、そういうことを考えてということでしょうか。どういうところからそれを判断されたんでしょうか。
- A:(保安院)はい、まさに今回の事故の重大性に鑑みて、それに比較すればですね、東京電力での知的財産ということもあるんでしょうけども、やはりこの事故の原因究明をしっかりと行っていくという観点から、これはしっかりと公開していくべきではないかというふうな判断に至ったということでございます。以上でございます。

ありがとうございました。

## 〇司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。質問のある方、いらっしゃいませんでしょうか。そちらの方、どうぞ。

- 〇日本インターネット新聞社 田中
- Q:日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。今のNHKの方の質問に続けて、東電にお伺いしたいと思います。社内文書だから原則非公開と、ずっといつもこれで突っぱねてこられるんですが、これだけ公共性が強くて、なおかつ公共性が強いというか、地域独占で公共性が強くて、しかも今回の事故で何十万人も被ばくさせて、それどころか日本の農業全体がダメになっちゃいかねないような状況まで追い込んでいながら、原則非公開というのは通用しないんじゃないんですか。まずそれをお答えください。
- A: (東電) はい、通用するかしないかにつきましては、いろいろな皆さんのご 判断があろうかと思いますけど、私どもとしては社内の文書でございますの で非公開という立場は変わりません。
- Q:普通の営利企業というか普通の競争原理のある私企業でありましたらば、 その今おっしゃった論理は通用すると思いますが、そうじゃないんですよ。 利用者と国民の税金によって支えられているんですよ。それは通用しないん

じゃないですか。

- A: (東電) はい。ですから私どもとしてはそういった文書でございます。文書の性格としては社内の文書でございますし、書いてある記載内容そのものに知的財産の問題もございますし、公開されますと、原子炉の安全確保上支障がある問題がございますので非公開とさせていただいてます。
- Q: そうじゃない部分もあるはずですよ。そうじゃない部分も。あれだけ 98 パーセントぐらい真っ黒というのはありうるんですか。全てテロに関わるんで すか。
- A:(東電)はい。一部報道で黒塗りの手順書が出ておりますけれども、私どもは今回のイノベーション特別委員会さんの求めに応じて必要な箇所を提出させていただいたものでございます。アイソレーションコンデンサが55度/hで制御するのかどうかという点ですとか、格納容器スプレイ系が手動起動なのか自動起動なのかというような点がご質問の趣旨だったので、そこのところを分かるような形で提出させていただいたものでございます。
- Q:国民が疑問に深く疑念を抱いているのは、秘密主義があまりにも東電は過ぎるわけですよ。つまり私、柏崎の訓練に取材に行きましたら、訓練施設のメーターつさえも写真に撮らせなかったんですよ。訓練センターのメータがどれだけテロに関係があるんですか。不思議でなりませんでした。
- A: (東電) はい。具体的にどういう写真をお撮りになろうとしたのかちょっと 私存じ上げませんけれども、いわゆるメータ類ですとか計器類に関しまして はそういう意味では場所等があるいはどういう物が付いているということが 分かるので写真撮影等はご遠慮いただきたいということを申し上げたのかも しれませんけれども、建物の基本的には写真撮影等をいわゆるご遠慮いただいているのは、いわゆる核物質防護上の設備でございますので、ちょっとどういう物をメータとして撮るなというふうに私どもが言ったのかはちょっと確認する必要がございますが、ちょっと普通では無いと思いますけどもちょっと確認させてください。
- Q:建物は分かりますよ。こっから侵入されるというのが特定されたらこれは 危ないから、それは理解できます。訓練施設の中の計器の一つですよ。

- A: (東電) そのおっしゃる訓練施設がどの訓練施設を使っているのかちょっと 分かりませんけれども、当時柏崎で行った訓練は、保安院さんが求めている 緊急安全対策の訓練だと思いますけれども、そちらでは建物の全景等はある いは扉等が分かるような写真はご遠慮いただくというようなことでご案内は しているというふうに思います。
- Q:分かりました。水掛け論になるから言いませんが、とのかく社内文書だから公開出来ない。それから原子炉の安全に関わるということでこれまで秘密主義が貫かれてその結果がこれまでの今回の大事故に繋がったと国民のほとんどは思っておるということをご理解ください。それだけです。

# 〇司会

質問のある方、挙手お願いいたします。それでは、まず後ろの方その後そちらの方。

## 〇フリー 木野

- Q: すいません。フリーの木野ですけれども、東京電力の松本さんに。非公開の先ほどのその手順書なんですが、非公開の理由としていつもは安全上の理由というのをおっしゃいますが、今回保安院の方からそういったことも含めて公開されているんですけども、そういう意味では安全上の理由というのは外れると思うんですがそうすると残るは社内文書だからという理由だけになるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。
- A: (東電) はい。私どもとしては考え方は変えておりませんが、保安院さんの 方で公開しても構わないというご判断ではないかと思っています。
- Q:東京電力としてはまだ文書の中に安全上の問題があるというふうに考えているということですか。
- A: (東電) ちょっと私も現在保安院さんが当該のイノベーション特別委員会で どういうものを公表あるいは今後公表されるのかについては見ておりません けれども、私どもとしては提出した手順書の考え方に変更はございません。
- Q:いやどこが公表というよりも、以前黒塗りで出された物よりも今回の物は明らかに数が多いわけで、そういう意味で安全上の理由というのが当然含まれるはずだと思うんですけれども。

A: (東電) はい。それは私どもが考える安全確保上支障が出るということと、 保安院さんが考える安全確保上支障が出るという見解の相違ではないかと思っています。

Q:分かりました。

## 〇司会

はい。それでは次の方どうぞ。

# ONPJ 日隅

Q:NPJの日隅ですけど、一つは東電のプラント状況のお知らせの2ページ目で ご説明いただいた放射線管理員がきちんとチェックが出来なかったという部 分なんですけども、これはその普通に考えるとパソコンにそういうデータが 入っていてそのような計画を策定するときは、当然何がしかのチェックが出 来るようになっているんではないかと思うんですが、そうなっているんでし ょうか。もしそうなってないとするならば対策として書かれている事前測定 データを用いて作業毎に測定を行うというのは具体的にはどのような改善が 出来るんでしょうか。それは人的なチェックを多重的に行うとかそういうよ うな趣旨なんでしょうかというのがまず一問目です。それからもう一つは原 子力安全委員会の方で低放射線についての説明について前もご検討、改善す るところについてご検討をいただいてるということなので、ちょっと私の方 で確認したいんですが、説明には疫学的なアプローチについては書いてある んですけれども、動物実験に基づくアプローチとか細胞学的アプローチにつ いて ICRP が比例的に健康被害が生じるということの結論つけていると思うん ですが、そこら辺について触れられてないので、そこら辺について触れた上 で疫学的アプローチについては低線量なのでいろいろな背景に隠れることに よってなかなかいろんな説がありうるんだというようなことであればいいん ですが、そこら辺に触れられる予定はあるのかどうかということですね。こ れは ICRP がパブリケーション 99 の総括のHで、全体としての事実は普遍的 なしきいの存在を指示しないんだというふうに結論付けているものですから、 そこは明確に比例的に健康被害が生じるということをICRPも認めている と思うので、それはきちんと説明をされたほうがいいのではないのかなとい うのが一点。それともう一つは原子力安全委員会の専門委員である杉浦さん という方が 22 日の NHK のシリーズ日本新生「食の安心をどう取り戻すか」と いうとこの第二部で幼児の食品の放射線の規制値について「摂取量が少ない

から大人よりむしろ安全になるんですよ」とこの数値がですねというような説明をされたんですが、幼児は確かに大人に比べれば摂取量は少ないんですが、体重も少ないので一細胞当たりの摂取量ということになる、あるいは単位重量あたりの摂取量ということになると別に低いわけじゃない気がするんですが、これは安全委員会としてそういう見解を持たれているのかそれとも単に杉浦さんがそのような発言を NHK というような場でされたのかその辺はどちらなのかとの以上の3点です。

A: (東電) はい。まず東京電力からお答えさせていただきますが、第二原子力発電所の4号機の1mSv 越えの件につきましては問題といたしましては事前の作業エリアの線量測定は行っておりましたけれども当該のエリアが高い線量率であるということが十分に実際の作業に反映出来ていなかったということだというふうに思っております。したがいまして対策としては二点ございまして、一つは実際の事前測定データを用いて作業前の直前にもう一度確認をするということ。二点目は周辺の作業で高い放射線エリアで作業をする場合には作業方法を考慮した事前の計画を立ててそれを作業開始前に作業員に周知した上で作業するということになります。したがいまして質問のお答えといたしましては人的な対応ということになろうかと思います。

Q: そのデータの共有方法について何か改善されるような予定はないんでしょうか。

A:(東電)はい。データに関しましては格納容器内のいわゆる線量マップエリアというのを作っておりませて、それは放射線管理員それから作業員の方が見られるような仕組みにはなっております。

Q:今言っている共有というのは、例えば最初に質問の時に言いましたパソコン上にきちんとそういうデータを落としておいて、仮に人的に発見できなくてもきちんとパソコンの方のデータから自動的にそういう所がチェック出来るような形に出来ないのかなと思って。

A: (東電) はい。そういった機械的にチェック出来る仕組みは今のところございませんけれども、情報の共有が出来るような仕組みは既にございますし、 改めていわゆる管理区域の入り口それから格納容器の入り口には線量マップ を掲示してこのエリアが高いというようなことで注意喚起はしたいというふうに思っています。

Q:現状ではそういう事だと思いますけど、もし今後同じようなことがもし仮に起きたときにはそういうことも検討していただければと思います。

A:(東電)はい。分かりました。

A: (原安委) はい。安全委員会ですけどもまず低線量放射線の健康影響の関係 なんですけれども、私どもが5月からホームページにアップしております文 章は、ICRPの 2007年の基本勧告にかなり依拠をしたものでございます。それ で御言及のあった ICRP のPub. 99 ですけれども、これは放射線関連がんリ スクの低線量への外挿入ということでむしろ中身をよく読みますと、高線量 域というか 100mSv以上のオーダでのリスク係数が低線量域でも当てはま るかといったようなところが中心に議論されているものと受け止めます。そ れで、2007 年勧告ではこういった低線量のリスクとしての情報源としては、 この ICRP の P u b. 99 も当然用いておりますけれどもそのほかにも非常に多 くの文献を用いて 2007 年の勧告が出されているということでございます。し たがいまして我々としてはPub. 99 にどう書いてあるから直ちにどうする ということではなくてそれも含めてもう一度よく見直してみたいと思います。 おっしゃるとおり今の記述ですと疫学的手法による判断が中心だというよう な書き方になってる、そこはあんまり正しくないような印象も受けますので ちょっと広い目でもう一度見直してみたいと思います。ご指摘ありがとうご ざいます。それから二点目の杉浦先生のご発言に関するものでありますけど も、原子力安全委員会の専門員というのは基本的に専門部会等で非定期的に 集まる専門部会などのご参加いただくということで発令しているものでござ いますので、基本的には専門部会以外での場の発言というのはその先生ご自 身のお考えを述べているものというふうに承知しております。それで今ご指 摘のありました摂取量云々の関係なんですけども、これは食物摂取の指標の 計算の出し方のときにも触れたことがあるんでありますけども、いくつかの 年齢層に区切ってやったわけですけども、それぞれの年齢層で食品の摂取量 がどれぐらいか、それによってある濃度の放射線物質を含んでいるとすれば 通常の食べ方をしていれば一日あたりとかどれくらい、あるいは一年でどれ くらいの放射性物質を取り込むのかというのが出てきます。一方またそれを もとに一単位の放射性物質を体の中に取り込んだ場合の影響がどう出るかと。 これも年齢によって違います。したがって一概に幼児だから摂取量が少ない からどうこうとは言えないわけですけども、ただ摂取量とそれから単位摂取 量当たりの影響の出方組み合わせて見た場合には幼児の方が影響の出方とし

ては小さくなるケースもあると。そこは事実であります。ただそれがユニバーサルにどっちかということはなくて、そこは年齢層ですとか問題になる放射性物質あるいはフードバスケットの中のグループによる話しだというふうに考えております。

Q: ICRP の先ほどの話ですけども、2007 年勧告の 64 項にも科学的に 100ms v 以下でも比例すると考えるのが科学的もっともらしいとか、72項以下アメリカの BEIR の委員会ですかね。この委員会ではいわゆる低線量だから比例的な場合に考える場合でもいくつかの係数をかけることでリスクを少なめに見るというのが、アメリカの方の委員会では1.5という数値でこの ICRP は2ということでより危険性が少ない方向で考えているというようなことも書いてあって、それは前提として当然比例に考えるんだというのが前提としてあるんだと思うのでその辺もご確認をいただいた上でしていただければなと今の発言を聞いて思いました。それから杉浦さんの件については今言われたようなデータ、説明いただいたようなデータが我々どこ見るとアクセスできるのかちょっと後でもいいので教えていただければと思います。以上です。答えは一つ目の答えは結構です。二つ目の方の答えは今じゃなくても後でも結構です。

A: (原安委) 最後の点ですけども、以前飲食物の摂取制限の指標をどうやって 決めているんだというお尋ねがあったときに説明ペーパをお配りしてござい ます。ちょっと日にち忘れましたけども、それがまさに年齢グループに分け て出してございますので、そういったものをご覧いただければと思います。

### 〇司会

それではご質問のある方。後ろの席の一番後ろの席のそちらの方。それから そちらの一番端の列の男性の方。その後そちらの女性の方。

#### 〇二コニコ動画 七尾

Q:ニコニコ動画の七尾です。森山さんに3点お願いします。よろしくお願いします。冷温停止実現後三年間の安全対策を求めた東電の計画書につきまして22日いわき市で開かれた意見聴取会で様々な意見が出たわけですけども、これをどう受け止めてどう整理して東電側に再提出を求めるのか。求めない場合もあると思いますがまずこの点について第一点お願いします。二点目としまして以前から東電にも保安院にも枝野大臣にも質問しておりましたが、1号機から3号機の炉心が再損傷する確率につきまして5000年に一回と試算

した件につきまして、当日参加された大阪大学の山口教授が実際の事故を起こした以上こうした確率論は意味がないと批判されましたがこれをどう受け止めていらっしゃるのか。これが2点目です。3点目としまして22日とあと23日現地調査もされたと思うんですけども両日含めて議事録は公開されるのかどうか。この3点につきましてお願いします。

A:(保安院)はい。まず意見聴取会22日にいわき市で開催いたしました。様々 なご意見をいただきまして今お話しがありましたようなご指摘がありました ような確率論的な問題ですとか、あるいは監視系のより一層の充実が必要で あるとか様々なご意見をいただいております。今後ですけども基本的には東 京電力に設備運営計画を見直したものを提出していただくことになりますが、 具体的な対応についてはこれから検討をしたいと思います。いずれにしても 内容の修正をお願いすることになります。その旨は意見聴取会でも保安院の 方から申し上げたというふうに聞いております。それから確率論的安全評価 の件でございますけれども、ご意見をいただいておりますので、いずれにし ましても今、専門家のご意見をいただきながら評価をしていくというプロセ スにございますので、その専門家のご意見をいただいて更に見直していただ いたものについても、再度その専門家のご確認をいただくということになる と考えております。それから議事録についてはまだ出来ておりませんけども、 整理をしていきたいと思いますけれども、2日目は基本的には現場確認です ので、必ずしも議事録というものはございません。そこはまたご覧になった 上でのですね、これからいろいろご指摘をいただけるであろうというふうに 思います。以上でございます。

Q:まず第1点目なんですけれども、これは第2点目にもかかるんですけが、 結局いろんな意見が出たと思うんですけども、専門委員の方々のどの意見を 保安院の方が東電に対して具体的に求めるのかというところをお伺いしたい んですけれども。その取捨選択というのはどういう基準でどういうふうに求 めるんですか、東電に対して。

A:(保安院) 具体的なところはですね、これから 22 日に意見聴取会があったばかりですので、保安院としてもよく整理をしたいと考えております。これまでも他の案件でもそうでございますけれども、東京電力からヒアリングをする中で指摘をして、最終的にはどういう形かまだ今決めておりませんけれども、いずれにしてもいただいたご意見につきましては、きちんとご説明をする必要がございます。東京電力の説明で十分なのかどうかということも含

めてですね、いずれにしてもご説明をする必要がございますし、中には当然 東京電力の計画そのもの、あるいは評価そのものを修正していただく必要が あるものもあると考えております。その点につきましてはこれから良くご意 見を保安院としても整理をした上で、東京電力にどういう形か決めておりま せんけども必要な指示をしていきたいと考えております。以上でございます。

- Q:貴重な意見だと思うんですけども、それをどういうふうに東電側に求める か決めてないというのは理解に苦しむんですけれども。それはきちんと例え ばA先生からこういった意見が出た、Bさんからこういった意見が出たとい う形で、表とかそういった形できちんと整理して、それに対する保安院の見 解も整理して、その上で我々の方に公表していただけるということはしてい ただけますか。じゃないとせっかくの意見聴取会といっても無意味だと思う んですけど。
- A:(保安院)いずれにしてもですね、意見聴取会の議事録というものは整理する必要がございます。それで、安全審査のプロセスとして、近いプロセスを今とっておりますけれども、保安院として出された意見に対してこういうふうに考えたんだということはきちんとご説明する必要はあるというふうに考えておりますが、具体的な方法はですね、これにつきましてはもう少し整理をさせていただいた上でまたご説明させていただければと思います。以上でございます。
- Q:あと2点目の大阪大学の山口教授がこうした確率論は意味がないという発言は、すみません私新聞で確認したんですけれども、具体的に確率を出すのであればこういった形で出すべきだという意見は特には出なかったのでしょうか。あくまでも、東電が出した5000分の1という確率の試算計算方法について批判が出たとそこまででしょうか。
- A:(保安院)私まだ参加した者から詳細な議事の内容を把握しているわけでは ございませんが、山口先生からはですね、いろんな状況を考えた上での確率 論的な評価が大事だといったようなご指摘ではないかと、まだまだ確率論的 評価の工夫の余地があるということではないかと思いますけれども。私まだ 詳細なですね、議事録を見ておりませんので、そこはまたよく確認していき たいと思いますけれども、リスク、どういうふうな損傷と言いますか、今後 事故と言いますか、そういうものが起こるかどうかということをもう少し幅 広く良く見ていく必要があるといったご指摘であるというふうに理解してお

ります。

- Q: すいません、所管のちょっと確認をしたいんですけれども、この計画書というのはあくまでもこの責任所管というのは枝野大臣でよろしいんでしょうか。それとも原災本部が持つような内容になるんでしょうか。今回のこの件につきましては。すいません、確認です、これは。
- A:(保安院)本件につきましては、保安院で見ておりますので基本的には枝野大臣の責任の下にやらせていただいてるというふうに考えております。当然、 細野大臣にもご報告していきながら、ご指導いただきながらということはございますけども。
- Q:分かりました。すいません、最後に。保安院としての整理が出来るの、どれくらいをめどに整理されるお考えでしょうか。見通しで結構なんですけれども。要するに東電側に示す、こうした意見が出たのでこういう形で再提出を求める時期です。あとは我々に意見聴取結果を基に保安院としてはこう考えるという結果を我々に示してくださる時期について、見通しについて教えてください。
- A:(保安院) そこはまだ意見聴取会、週末に終えたばかりでございますので、まだそこまで具体的なスケジュール的なとこまで至っておりませんので、またそこは決まりましたらご説明させていただきたいと思います。

## 〇司会

それでは次の方どうぞ。

### 〇ファクタ 宮嶋

Q:月刊誌のファクタの宮嶋ですが、文部科学省の伊藤さんにお伺いしたいんですが。21 日にいわゆる福島県以外のホットスポット対応というのが決定されて、これ 115 ページでしょうか、この中の2ポツの①、地方公共団体が発見した場合と民間団体が発見した場合でふたくくりになっていて、文部科学省へその旨の連絡を行うとともに可能な範囲で簡易な除染を行う事を要請する、これちょっと主語がどこにあるのか分らないんですけど、文部科学省が地方自治体に要請するということでよろしいのか。つまり、一時的に福島県以外の地域でホットスポットを見つけた場合には、文科省に報告をしたら、誰が簡易な除染というのをやるというふうに理解をしてよいのかと。2番目

は3ポツ以降ですと、それでもなおかつ1  $\mu$  Sv より高い地域がある場合にはさらに文科省が再計測をしてその上で除染等の対応が4にあって、よく分らないんですけど最後に、速やかに市町村と連携して市町村の要望を踏まえ除染への支援を行うと、この段階で最後に環境省と内閣府が出てくるんですけど。非常に分かりにくいんですけれども、要は柏でも佐倉でもホットスポットが見つかったらどういう形で国は地方公共団体を支援するんでしょうか。

A: (文科省) 文部科学省でございます。今ご質問の中で引用された箇所をです ね、文部科学省の方で改めてまとめたものが資料の 113 ページ、114 ページに なります。こちらの方が時系列的と申しますか、もう少し簡便にまとめてご ざいますので、ちょっと改めてポイントをお話ししたいと思います。113ペー ジの2にありますように、周辺より線量の高い箇所の報告のお願いとして、 我々想定しておりますのは一つは地方公共団体が発見する場合、それから世 田谷の件は結果的に違いましたけれどもそういう民間の団体、あるいは住民 の方々の自発的な計測によってそういう箇所が見つかる場合がございます。 そのいずれであっても、まず文部科学省にその旨のご連絡をいただければと 思ってございます。あまり厳密に両者を区別して考えるつもりはございませ んので、まずは連絡していただければということで窓口をそこにかかげてご ざいます。それで、その次にありますように可能な範囲で簡単な除染を行っ ていただくようお願いしますということで。簡単な除染とは、例えば側溝の 泥の除去ですとか落ち葉の回収ですとか、あるいは水による洗浄ということ で、住民の方が直接そういうことをやっていただくことも可能ですし、ある いは自治体の方と相談してやっていただいてもよろしいかと思います。まず そういった対応をしていただいてですね、それでも引き続き高いというよう な場合につきましては 114 ページになりますけれども、ここから先は文部科 学省と地方自治体のご相談になろうかと思いますけれども、改めてどういう 計測で測ったのかとか、状況はどうなのかと確認させていただいて、専門家、 原子力開発機構の方と一緒に再計測や実地検証を行うと、柏が、結果的にこ の対応方式の適応第1号になったようなところがありますけれども、日曜日 に文科省の職員と原研機構で出かけて行って、再計測などを行ったところで ございます。今回の柏の例をとってみますと、今申し上げた、簡易な除染で、 線量が下がることではございませんでしたので、ここでいうところの除染が 容易ではない放射能汚染があると確認された場合には文科省は、環境省と内 閣府の支援チームの方にその旨の連絡を行うとなってございますが、柏の件 につきましても、環境省と支援チームの方に除染について、今後自治体とど ういう形でやっていただくかについて、協議していただくよう、つないだ次 第でございます。したがいまして、そこから先の環境省なり支援チームの対応につきましては、私がこの場で申し上げる話ではないかもしれませんが、専門家の派遣ですとか、除染の方法についてのアドバイスを行うことになるのだろうと理解しています。

- Q:要するに、福島県の場合は全面に内閣府や環境省が出っ張ってるという建 前になっているということでよろしいのですかね。
- A:(文科省)あの、福島県につきましては除染の政府による支援チームというのを編成いたしまして、各市町村をまわってですね、除染計画の策定とか除染のアドバイスをしております。そういった対応が福島県以外ではできていないという状況にございますので、今回のような対応、福島県以外での対応方針というのを関係省庁で取りまとめたということでございますが、今後除染についての特別措置法ができて、環境省の方でいろいろな対応、地域指定の基準とか、その後の対応について検討されていると伺ってございますので、そういったルール・枠組みができるまでの、当面の暫定的な対応として今回のような考え方を関係省庁と一緒にまとめたものでございます。
- Q:あの、地方公共団体の側からは9月段階で東電に除染に生じた様々な残土ですとか廃棄物についての始末をする場所、仮置き場を東電に出してほしいと、あるいは地方公共団体が出したお金については当然ながら原因者である東電に請求する枠組みを、早く作ってくれというのは、これは千葉の段階でも出ているわけですよね。するとこの簡易的な除染というのは全て、当該地方公共団体あるいは、正確にはよく分かりませんが、報道によると幼稚園には幼稚園児の親御さんに請求する場合もあるように伺ってますけれど、その簡易な除染の費用負担はどのようになっているのでしょうか。
- A:(文科省)はい、あのここで申し上げてる簡易な除染というのは、例を申し上げたような、水による洗い流すとか、落ち葉の処分とかということでございますので、個人あるいは自治体の方で、通常の道路内側溝の管理という範囲内で対応可能ではないかと考えておりますので、今回このような簡便な除染をしたことに伴う国の財政的支援は、現在のところは考えないということでございます。
- Q:ということは、地方公共団体は、東京ではどこに請求すればよいことですか。

A: (文科省) あの、各自治体によっていろいろな考え方があろうかと思います ので、そこについては私、文科省の方から申し上げる立場にないことを、ご 理解頂ければと思います。

Q:その要請が地方公共団体から出ていることは、東京電力の側もご存知だと 思うのですが。まだ決まっていないのでしょうが、既にそういう請求はあり ますか。また、それについて、どういうふうに対応されますか。

A: (東電) はい、東京電力でございますが、まだ具体的な請求について、どう 対応するかは決まっておりません。

Q:現実の請求はないのですか。地方公共団体とそういう所から、請求はない のですか。

A:(東電) ちょっと確認させてください。

# 〇フリー 柳原

Q:フリーの柳原三佳と申します。2つお伺いします。1つは11日と13日の 会見で、私、3人目の作業員の死因についてこだわって質問させていただい たのですが、その時、解剖の有無、それから死因はお答えできないというこ とでした。解剖については承知していないということでした。ところが、先 週、作業員の方の死因が、突然発表されたのですが、単独会見ということで 発表されたということなのですが、差し支えなければ、この会見で私たちが 何度も質問していましたので、どういう経緯で死因が発表されたのか、その あたりをご説明していただければと思います。それからもう一つは、前回の 会見なのですが、園田政務官が7時頃に到着されるということで、私たちの 方にメールで連絡があったのですが、園田政務官が到着される前に会見が終 了してしまいました。園田さんに質問がしたくて、その時に一生懸命この会 場に向かってた方たちもいるわけなのですが、今後のルールとか、今日もそ うですが、園田さんが6時頃いらっしゃるとか事前におっしゃってるわけで すが、その到着を待たずに会見を終わらせてしまうということは、いかがな ものかと思うので、そのあたりのご意見をお聞かせください。よろしくお願 いします。

- A: (東電) はい、東京電力でございますが、亡くなられた方の病名の公表につきましては、10月20日の夜にご遺族の方のご了解が得られましたので、21日の私たちの午前の会見で公表させていただいたものです。
- Q:その死因と病名と、そのあたりについて、もう少し詳しく教えていただけますか。
- A: (東電) はい、亡くなった病名は後腹膜膿瘍による敗血症性ショックということでございます。
- Q: その病名と、それから死因ですね、それから作業に関係ないという判断というのは、どのようにくだされたのでしょうか。
- A: (東電) はい、こちらは、いわゆる作業に関しましては8月からこの方、働いてらっしゃいますけれども、1日3時間程度の46日間だったと思いますが、作業日数と作業時間でございます。被ばく線量に関しましても、3ヶ月間で2.02mSv でございますので、被ばくとの因果関係もないと私どもは判断しております。
- Q: その、後腹膜膿瘍というのですか。それは、具体的にはどのような症状が 現れるのでしょうか。
- A:(東電) 私も医療関係のホームページで見た限りでございますけれども、細菌ですとかウィルスによりまして腹膜に膿瘍ができるというふうなことでございます。
- Q: それは突然起こる、つまり体調が悪くなってから作業にかかっているというようなことは考えられないんでしょうか。
- A: (東電) この亡くなられた方がどういった前歴、病歴をお持ちだったのかについては私どもとしてはお答えすることはできません。
- Q:司法解剖、もしくは行政解剖の有無について、それに関しては今回ご遺族 はどのように発表してもいいかどうかも含めてどのようにおっしゃっていま したか。

A: (東電) 私どもは病名の公表についてご了解が得られたということをお伺い しただけでございますので、そちらの方についてはお答えは控えさせていた だければと思います。

Q:ということは、やはり公表は控えるということで、前回の質問の続きになりますけれども、死亡診断書は出ているけれども、解剖はしたかしなかったかはまだやっぱり答えられないというお立場ですか。

A:(東電)はい、そのとおりです。

Q:分かりました。ではその続きは園田さんが到着されてからお伺いしたいと 思います。じゃあ、次の点についてお答えいただけますか。

# 〇司会

前回の会見でございますけれども、事前には園田政務官、どうしても外せない公務のため19時からの予定でございまして、その旨をお伝えしておりました。その当日の会見の状況でございますけれども、一とおりその場のご質問をお伺いしまして、ちょうど5時半過ぎくらいでしたか、質問が一とおり終わりましてですね、そこから質問が長かったという状況で、その時点でまだ政務官が到着されるのがかなり先ということでございましたので、会場において今日はこれで終わりにさせていただくと。それからまた、政務官の質問ということにつきましては次回の場でご質問ということでその場での出席されている皆さん方のご了承をいただきまして、そこで終わりにしたということでございます。政務官の公務につきましてはいろいろとその時々でございまして、今後そういうような状況がございます。それにつきましてはその会見の場の状況といいますか、そういったことなども踏まえましてその時々で運用させていただきたいというふうに思います。

Q:状況は私たち把握はしているんですが、6時に政務官がいらっしゃいます、 7時に政務官がいらっしゃいます、という連絡を事前にいただいているわけ なんですが、今後も同じようなことが起こるということでしょうか。

# 〇司会

それも、場合によってはそういう状況によって、その場の状況で判断をされるというふうにご理解いただければと思います。

Q:分かりました。

# 〇司会

それでは、次にご質問のある方。後ろのそちらの方。その次そちらの端の方 の後ろの方。

## 〇フリー 木野

Q: すみません、フリーの木野ですけれども。最初、東京電力松本さんに何点かあるのですが、一つが作業員の死亡と作業の因果関係なしのこの判断の件でちょっと確認したいことがあるんですが。日曜日に川俣さんが産業医の判断だということを少しおっしゃていたようなのですが、これは以前松本さんに死亡を確認した医師の判断なのかどうかを確認したことがあったと思うんですが、これは確認なんですが、どなたの判断、死亡した医師の判断なのか、東京電力の産業医による判断なのか、どちらの判断で因果関係なしということになっているんでしょうか。それから、福島の現地で住民に説明会を東京電力の方でやられているようなのですが、これはこれまでの回数、それから場所、参加者数、内容等に関して何らかの形でお示しいただくこと、公開いただくことはできないでしょうか。それから、先ほどもう一点、建屋内の線量マップを貼りだしているという作業現場に、というお話があったのですが、これは同じものを我々に提示していただくことというのはできないでしょうか。以上、お願いします。

A:(東電)はい、まず因果関係の件でございますけれども、こちらは死亡診断書の病名を東京電力の産業医の先生にお伝えしたところ、線量からいって被ばく線量と今回の病名、病気に関しましては因果関係がないという見解をいただいたものでございます。したがいまして、この方の亡くなられたことと、いわゆる作業に起因するかどうか、いわゆる労働災害なのか、あるいは不審なものがあるかについては現場で、現場といいますか病院で診断をされた先生ということになります。それから、住民説明会の状況でございますけれども、こちらに関しましては、まず10月19日までの実績でございますが、個人の方々に向けて約80回、法人、それから個人事業主の方々に対して160回でございます。参加された人数に関しましては、個人の方が約2,800人、法人及び個人事業主さまの方が約1万2,300人という状況でございます。今後の予定でございますが、引き続き個人さま向けには約30回、法人及び個人事業主さま向けについては120回という状況でございます。それから、建屋に関する貼りだし等につきましては、これは基本的には作業員の方が被ばく線

量を低減させる、あるいは不用意に高線量の近くに近づかないようにする掲示板でございますので、今のところ一般に公開する予定はございませんけれども、準備をするかどうかについては検討させていただければと思っています。あとそれから、説明会の他にですね、個別訪問という形で個人の方には約510件、それから法人及び個人事業主さま関係には350件の訪問実績がございます。以上です。

Q:分かりました。確認なんですが、そうすると最終的に今、東京電力さんが おっしゃっている死亡と作業の因果関係なしという判断というのは、死亡診 断書だけを見た産業医の方の判断ということでよろしいですか。

A: (東電) そうですね、私どもとしては元々この作業日数の関係と被ばく線量の観点から判断させていただいております。

Q:分かりました。あとですね、住民の説明会なんですけれども、回数は今、 分かったんですが、ごめんなさい、ちょっと聞き逃してしまったんですが、 引き続き30回、法人120回というのは、これは何の回数ですか。

A: (東電) 今後の説明会の開催予定回数でございます。

Q:いつまでの。

A:(東電) 今のところ、いつまでということは決めておりませんが、全体を行き渡らせる、あるいは必要があるということで今考えているのが 30 回と 120回という状況です。必要に応じて説明会を増やすことは当然考えております。

Q: それぞれの説明会の中でどういった話があってどういった要望があって、 東電としてそれにどう対応しているのか、いうようなことというのはご説明 いただけないでしょうか。

A: (東電) 詳しい状況は、これは賠償に関する説明会でございますので、賠償の関係のご説明をさせていただいております。手続きが不明な箇所ですとか、あるいは賠償の対象になるのかといったようなことがご質問に対して丁寧に回答させていただいているという状況です。

Q: 先方からのどういう、例えば質問が、こういったものは賠償にならないか

どうかですね、個別のその具体的な内容というのが開示されていると、他の場所での説明会にも非常に参考になると思うんですが、そういったことというのはされないんでしょうか。

- A: (東電) はい、今のところ私どもとしては予定ございませんが、当然いろい ろな方々のご意見を踏まえて統一的な回答、あるいは対応ができるようにし たいというふうに思っております。
- Q:分かりました。それから線量マップの件なんですが、これは以前敷地内の 線量サーベイマップの時も同じ回答をされていてですね、その後公表いただ いているので、できるだけ速やかに、そういったものがあるのであればお願 いしたいんですが。
- A: (東電) はい。ただし、こちらは福島第二原子力発電所でございまして、少しどういった形で提供できるかも含めて検討させていただければと思っております。
- Q:分かりました。第一の方ではまとまったものというのは、これまで個別の ものはいただいてるんですが。まとまったものというのは無いんでしょかね。。 データとして。
- A: (東電) 配布させていただいてるのがまとまったものでございまして、もちろん第二で用意しているような格納容器の中等というのは、今1号機から3号機、4号機も含めて、3号機まで入れる状況ではございませんので、測定そのものができておりません。
- Q:解りました。2Fだけでもお願いいたします。

#### 〇司会

はい。それでは、次指名されていた方。その奥の方どうぞ。

## 〇回答する記者団 佐藤

Q:はい。ありがとうございます。回答する記者団の佐藤と申します。東京電力に質問2つ。保安院に質問1つ。よろしくお願いいたします。まず東京電力にですけれども。前々回の合同会見で、免震重要棟での集中監視システムで使われている、ウェブカメラ集中監視に関してなんですけれども。このウ

ェブカメラ集中監視で、監視できているカメラの台数というのが何台か、確認をお願いしましたけれども、確認できましたでしょうか。それと、所在不明の作業員に関してなんですけれども、現在までに確認されている、所在不明の作業員で最も古い人というのは、何月何日から作業に入った人か判れば教えて下さい。それと保安院に、前々回の合同会見でライブカメラの設置可能場所を、保安検査官が中で確認することができるか、その質問をさして頂きましたけれども、東京電力の要望があればっというお答えでした。東京電力の要望がないという一点だけが理由なのかどうか。それと、東京電力の要望が根拠になる法令上の理由というのが何かあるのか、。それを教えて下さい。よろしくお願いします。

A:(東電)東京電力でございますが、ウェブカメラの監視台数は約 90 台がございます。それから、現在連絡が取れない方に関しましては、9月30日の時点で20名おりますけれども。一番古い者は、3月の新規入域者3名でございます。

Q: 先に質疑お願いします。3月の新規入域者3名で、その方達が3月の何日 に最初に、入ったのかどうか解りますでしょうか。

A:(東電)ちょっと手元にデータがございませんので確認したいと思います。

Q:はい。よろしくお願いいたします。それと 90 台ということですけれども。 この 90 台を集中監ウェブカメラ 1 台で、監視しているということでしょう。

A: (東電) 約 90 台ございまして、それぞれディスプレイに何台かに分けて、 表示をさしてるという状況です。

Q:原発の方に設置されているカメラが約90台で、それを複数台のモニターで 監視してると、そういうことでいいでしょうか。

A:(東電)はい。そのとおりです。

Q:はい。ありがとうございます。

A: (保安院) 保安院でございますが、要望があった場合という様な、今お話がありましたけれども、より正確に申し上げれば、東京電力がこことここに設

置したいというような話があれば、それはその核物質防護上の問題の有無については確認をするという意味でございます。それで、まずはこういった情報公開の問題はですね、保安院が云々というよりもむしろ、東京電力がしっかりと自ら検討すべき問題であるということを先日は申し上げたつもりでございまして、その点については今も変わっておりません。やはり東京電力が情報公開という観点から十分検討して、対応するということではなないかと思います。それから保安検査官は、あくまでも保安検査、いわゆる原子炉等規制法に基づく検査を実施するという役割でございまして、どこにそのライブカメラを設置するかというところまではですね、その任務としては無いというふうに考えております。

Q:ありがとうございます。1つだけお聞かせ下さい。その東京電力が情報公開しっかり対応すべきこととおっしゃいましたけれども。現状、保安院としてあるいは森山さんとして、東京電力の情報公開というのは十分だとお考えでしょうか。

A:(保安院)保安院でござますけども。先日、本件ではございませんけれども、 保安院から情報公開、映像についての公開を引き続き行うようにという指導 をしております。まだまだ足りないのではないかという認識で、そのような 指導をしたところでございます。以上でございます。

Q:全体的な事については。

A: (保安院)ですから全体として、その努力が必ずしも十分じゃないというふうな判断に至ったので、映像についても公開をしていただきということで、確か 10 月の初旬だったと思いますけども、指導をしたという経緯がございます。以上でございます。

Q:ありがとうございます。今のコメントを受けまして、東京電力から何かありましたらおっしゃって下さい。お願いします。

A: (東電) はい。私どもと致しましては、これまでも映像、その他写真等情報 提供に努めてきたところでございますので引き続き、トラブルの他、資料映 像等については提供さしていただきたいと思っております。

Q:資料映像等という個別のことではなく、情報公開全般についてもっと裾野

を広げていく、進めて行くお考えはありますでしょうか。

A: (東電) はい。これまで同様、より広く情報公開に努めていきたいというふうに思っております。

Q:東京電力としては、現状で情報公開は十分だとお考えかどうかお願いできますか。

A: (東電) はい。まだまだ至らない点は皆さまの観点から見るとあろうかも知れませんけど、私どもとしても努力していきたいというふうに考えております。

Q:分かりました。1点だけ確認といいますか追加で確認の要望をお願いいたします。ウェブカメラの約90台ですけれども。これが1号機から4号機、5、6もあると思うんですけれども。どの号機に何台ついているか。それと、それがいつ設置されたものか。震災後に設置された物なのか、震災前からあった物なのか。その点あとで結構ですので、お答えいただけませんでしょうか。

A: (東電) ちょっと確認いたしますけれども、全て震災後の設置になります。

Q:ありがとうございました。

### 〇司会

質問のある方。挙手をお願いいたします。まだ、当たってない方。そちらの 方どうぞ、お願いします。

### 〇フジテレビ 生野

Q:フジテレビの生野と申しますが、ちょっと賠償の件で改めて伺いたいんですけれども。今日、東京電力から文科省の方に、原賠法に基づいて 1,200 億円の請求を出したと思うんですけども。どうして今日のタイミングになったかっていうのを、その意味とですね。もし 1,200 億支払われたら、被害者の賠償に当てるのか、もしくは設備の復旧等に当てるのか、使途も併せて教えて下さい。あと、文科省にですね。この請求に対して満額というか 1,200 億、いつの期限に払われるかってのかっていうのをそれも教えて下さい。以上です。

- A:(東電)はい。タイミングに付きましては今回の福島第一の事故に伴います 損害への賠償金の支払い実績が 1,200 億円を超えましたので文科省さんの方 に、手続きとして請求を行ったものでございます。したがいまして、使途に 関しましても賠償金に当てられることになります。
- A:(文科省)文部科学省でございます。私、モニタリング等の担当ということで本日も会見の方に出さしていただいてございまして。原賠の方につきまして、今日の動きについては承知してございませんので、文部科学省の方に直接聞いていただくか、あるいは必要があれば次回私の方から、調べて回答させていただければと思います。
- Q:東京電力に改めて今の賠償支払額はいくらですかね。今日時点で、最新の ものを教えて下さい。
- A: (東電) 最終的に現在、10月24日の時点で支払を行ったものでございますけれども。個人の方への賠償が約8,200万円。それから法人、それから個人の事業主の方々に対する賠償金額の支払額は約181億円という状況でございます。後、その他、避難費用の仮払い金ですとか、農林漁業者等がございまして、現在の仮払いの総額は1,336億円という状況になっています。
- Q:あの、個人が 8,200 万っていうすごく少ない、まだ全然済んでいないように感じます。済んでいませんが実際に。これの受け止めを現時点でお願いしたいんですけれども。
- A: (東電) はい。件数と致しまして約100件の支払いが、本賠償として終わっておりますけれども。引き続き、本賠償の手続きを進めて行きたいというふうに考えております。

# 〇司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。そちらの方どうぞ。

## 〇ジャーナリスト 寺澤

Q:ジャーナリストの寺澤有ですけれども、園田さんがお見えになられたのでちょっといくつか聞きますけど、まず前回の記者会見のことなんですけれども、こちらの柳原三佳さんも先ほど園田さんがいらっしゃらない時に質問してましたが、前回の記者会見は19時に園田さんがお見えになるということで、

私もそうなんですけれども、他にもその時間のちょっと前に来るような感じ で合わせてこちらに向かってた人も多かったと思うんですが、園田さんが実 際にお見えにならないうちにわずか1時間ばかりで終了してしまったんです けれども、これに関しては園田さんは例えば今こういう状況だけれども、こ れどうしましょうかっていう指示を仰がれるようなことがあったと思うんで すが、その時に休憩してくれとか若しくは最初からご自身 19 時からしか来ら れないということであれば、19 時から今日は始めましょうとかっていうふう なことを言われなかったのかなと思うんですね。そうしないと例えば園田さ んが遅刻をするということになると、これからその前に打ち切っちゃうと事 実上この記者会見ボイコットできてしまうということで、情報公開とかって いうことからいくと非常によろしくないんじゃないかと。つまり前回の対応 について園田さんはどういうふうにお考えかっていうことと、今後もこのよ うな、本日もそうなんですけれども、遅刻するような場合は最初からその時 間から始めるとか、分ってるんですから最初から。それとか園田さん到着前 に早めに何か終わっちゃった場合は休憩にしてもう1回始める、再開すると か、そういうことをやってくれないと記者会見としての意味が無くなっちゃ うので、それをどうされるかここで表明していただいということが一つ。そ れともう一つ園田さんには、この 13 日と 17 日の会見でこれは私は5号機6 号機の低濃度とされる放射能汚染水を園田さんが安全性を実証するために飲 まれるということで、私なんかもネットで記事を書きましたけど、他のメデ ィアでも後追いとかされて、昨日はこの会見からは排除されてますけど田中 昭さんというジャーナリストの方が、東京電力の川俣晋立地本部長代理の方 に質問したところ、川俣さんも園田さんがそういうふうにおっしゃって実際 に飲まれるんであれば私もお付き合いするというような答弁がありましたの で、これも今更お茶を濁してここで低濃度とされる汚染水を持ってきて2人 で飲みますって話は進まなくなってるので、前回17日の会見で現地で飲む ことも検討して、その際には私も行くというふうに表明してますけど、他に もフリーの方10人ぐらいは実際同行取材してちゃんと公正さを確かめると 言ってるわけですから、実際同行取材をどうするのかということ、いつその 飲水って園田さんおっしゃってましたけど、飲水をやられるのか、日時をち ゃんと決めて同行する記者クラブの人たちでも行きたい人はいるでしょうか ら、実際どういうふうに行うのかという段取りを早く決めていただきたいと。 そうじゃないと国民としておまえいつやるんだという話になってると思うの で。3つ目は松本さんに聞きますけど、さっき3人目の作業員のことで出て ましたが、産業医とおっしゃってますけど、松本さんがおっしゃってるこの 産業医というのは現地の福島第一原発の方に派遣されてる産業医の方なのか ということと、この産業医という方が何人いらっしゃるのかということと、 それぞれ専門がどういう方が何人ずつ配置されてるのかとか、そこら辺を教 えていただけますか。

A:(園田政務官)私のまず遅参をいたしまして大変失礼いたします。前回はひ ょっとしたらご案内かもしれませんけれども、私の担当の官邸で会議がござ いましたので、それが大体終わるのが6時45分というのは分っておりました。 恐らくこの時間の記者会見というのは私の経験上大変遅くまで質疑も含めて やっているというのがありましたので、事務局には当初から到着は7時ぐら いになりますと。それから本日もちょっと官邸に入らなければならない用事 がありましたので、この時間になりましたこと、まず遅参をいたしまして大 変失礼をいたしました。しかしながら公務ということでその点はまずご容赦 をいただきたいというふうに思います。したがってその時に私もずっと会議 でございましたので、ここの事務局とのやり取りというのは、その途中段階 ではありませんでした。6時45分に終わってさあここの会見場に向かおうと いう時に秘書官を通じて確認をさせていただきましたら、既にこの会見は終 了しているということでございましたので、そういったやり取りは私も詳し くは存じ上げておりませんけれども、記者の皆さま方からのご質問がなくな ったというふうに事務局からはそのように説明を受けておりました。したが って、何かそれに対する形というかの考えがあるかというふうに言われます と、ちょっと私としても工夫はいろんな形でしなければならないだろうとい うふうに思っておるところでございますけれども、通常でありますと記者会 見においては私どもからの情報提供とそれに対する皆さま方からのご質問に お答えをさせていただいて、質問がなくなり次第この記者会見は終了すると いう、当初の皆さま方とのお約束でやってまいりましたので、その点につい て何か工夫があるかどうかということからすると、少しこういったことがあ りましたので今後少し考えさせていただきたいというふうに思っております。 それから5、6号機の滞留水の件でございますけれども、まず汚染水ではご ざいませんので、その点はしっかりと正確に皆さま方にも広く国民の皆さま 方にお伝えをいただきたいというふうに思っております。さりとて、私も 13 日にご指摘をいただいてすぐ用意をするようにということで、ここに持って くるようにということの指示をまずいたしました。ところがその次のご質問 で現地に同行取材ということでありましたので、ご案内のとおり皆さん方が 福島第一原子力発電所内に入るという状況はまだまだ作れていないので、で あるならば私どもの今の検討状況からすると、ここに持ってきてそして皆さ ま方の前で飲水をするという状況を作れないだろうかということで、今事務

方とは話をさせていただいているところでございます。その際に、まず現地 でくんでその状況はきちっと取らせようと思ってます。なかなか信じていた だけないという状況もあるようでございますけれども、その状況はきちっと 取らせる、そこで封印をさせるというのがひとつあります。それからあとは 今確認をしているところは、飲料水ではありませんので、したがってその濃 度、飲料水としての濃度を今測らせていただいているということでございま す。飲料水という状況を作るという形になりますと、今度逆にいうならば、 今の放射線の濃度で測らせていただいておりますけれども、それをこれ以上 落としたのでは皆さん方に対してお約束をしていることとは少し違うのでは ないかというふうに私も考えておりますので、飲料水によるそういった今タ ンクの中に入れているようでありますので、その雑菌等だけは取り除いて、 放射性物質の状況だけそのままの成分にしたままでここに持ってくるように ということで今指示をさせていただいているところでございます。東京電力 の方が飲む飲まれないは別といたしまして、私は皆さん方にお約束をさせて いただいたように、それが整い次第皆さま方の前で飲水をさせていただきた いというふうに思っております。

- Q:今ので1点確認ですけれども、私最初の13日の質問の時から言ってるかと思うんですが、私が言ってるのは5、6号機の東京電力が10月7日から山林に散水を始めた水のことについて言ってるんですよね。それは今汚染水じゃないとおっしゃいましたけど、核種これ低濃度汚染水と報道してるかと思うんですけど、汚染水ではないってのはどういうことなんですかね。
- A:(園田政務官) 失礼しました。低濃度ということで、その濃度で申し上げますと、トリチウムが 2.6×10 の 0 乗で、これだけは放射能濃度が出ているわけでございますけれども、それ以外のヨウ素ですとかあるいはセシウムですとか、全アルファ核種と全ベータ核種、ストロンチウムも含めて、これは全部 ND、つまり検出限界以下という状況が作れている濃度であるということでございます。これは発表させていただいておりますけれども、水浴場の基準あるいは WHO の基準、これは双方とも満たしているという状況でございますので、決して何か 1 号機から 4 号機の今循環注水冷却に使っている水の濃度とは全然性質が違うものであるということだけご理解をいただきたいと思います。
- Q: それは1号機から4号機と違うというのは東京電力がそういうふうに説明 してて私も聞いてるんですが、齟齬がないように確認しますと要は10月7日

に東京電力の方で低濃度汚染水を散水始めましたという、この違いはないということで。先ほど汚染水じゃないとおっしゃったから。

A:(園田政務官) すいません、私が申し上げたのはいわゆる世間の皆さま方が イメージされていらっしゃるような1号機から4号機の放射性物質に汚染さ れた水とは違うという意味で、いわゆる汚染水ではないという言い方を申し 上げたところでございます。補足があればお願いします。

A: (東電) 私どもは5、6号機の滞留水の処理水ということでご報告させていただいておりまして、こちらは事故後建屋内に入ってきた地下水等を浄化した上で放射性物質を取り除いた処理水ということになります。さらに海水が含まれておりますので、塩分除去を行った上での水ということでございます。産業医に関しましては被ばく線量との因果関係をお聞きしたのは、東京電力の本店、ここの建物にいる産業医の先生でございます。それから第一原子力発電所それから第二、Jヴィレッジそれぞれ1名ずつの産業医の先生がいらっしゃいます。

Q:いる人の専門は何なのですか。同じように放射線の関係なんですか。

A: (東電) 専門に関しましては存じ上げませんけれども、一般の産業医として 勤務されております。また放射線の管理区域にございますので、そういった 健康診断等ができる先生でございます。

## 〇司会

質問のある方挙手をお願いいたします。それではまずそちらの女性の方、その後前の男性の方。

# 〇毎日新聞 斎藤

Q:毎日新聞の斎藤と申します。こちらの会場での手順書の配布の時間と説明 の時間は大体何時頃になるのか教えていただけますか。

A:(保安院)保安院ですけども、今こちらの方に資料の方は届いたと聞いてますので、これからもう少ししたら配布させていただきます。それから説明の方は、イノベーション推進特別委員長のところの会見の状況は今把握できておりませんので、そちらが終わり次第担当の者がこちらにかけつけるという予定でございます。以上でございます。

Q:ありがとうございます。

## 〇司会

それでは次の指名されてる方どうぞ。

# 〇日本インターネット新聞社 田中

Q:日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。私は3つほどお伺いいたします。まず東電に、本日御社の西澤社長が経産省の枝野大臣から被害者に誠実に対応するようにと指導されてました。これは8月9日にも枝野さん、当時官房長官の時に自主避難者にも誠意ある対応をと指導されたのをご記憶でしょうか。それが1つです。それを受けて、東電の対応についてどう受け止めてらっしゃるかというのを園田政務官にお伺いいたします。それが1つの質問です。もう1つが、やはりこの記者会見の進め方について、園田政務官が遅れる時の記者会見の対応についてご質問いたします。そして3つ目が森山対策監にお伺いいたします。先ほど映像公開の件を指導しているとおっしゃってましたが、普通の業界ですと指導に従わない場合は免許を次は与えないとか、厳しい措置を取るんです。なぜ東電だけが大甘な指導なのかというのをお伺いいたします。まず東電に自主避難者への対応のことでお伺いいたします。

A: (東電) 東京電力といたしましては、自主的に避難された方及び避難されなかった方を含めましての対応については、紛争審査会の審議結果を踏まえ対応させていただきたいというふうに考えております。

Q:では先週の木曜日、自主避難者がここに賠償を速やかにするように要望に 来たのはご存知でしょうか。先週の木曜日、20日です。

A: (東電) 賠償のご要望があったかどうかについては、ちょっと私存じ上げませんけれども、いずれにいたしましてもそういったご要望等があるのは存じておりますので、紛争審査会の審議結果等踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

Q:おかしいですね、20日で対応したのは原子力補償相談室の橘田 昌哉部長と おっしゃる方が対応してまして、速やかに経営陣にこのことを上げますと言ってました。おかしいですね、上がってないじゃないですか。これが要する に東電の対応ということですね。

- A: (東電) 私が存じ上げなかったということでございますので、少し社内のどういう情報のルートになってるかについては確認したいとは思っております。
- Q:分かりました。園田政務官、この対応についていかが受け止めてらっしゃ るでしょうか。
- A:(園田政務官) ちょっと松本さんといいますか、東電の広報とそれから社内 の状況がどのようになってるのか私も分かりませんけれども、当然ながらそ ういう皆さん方からいろいろな要望といいますか、そういったことがありま すのでそれについてはしっかりと対応をするべきだろうというふうに思います。
- Q:違うんです。社内の意思の疎通とかそういうのじゃないんです。自主避難者への損害賠償は全く進んでないにもかかわらず、東電は自分のところの政府援助だけは速やかに要求して政府もそれをのむわけですよ。それは法律があるからしょうがないんですが、それは国民としては納得いかないんじゃないんですか。考えてみてください、東電は加害企業ですよ。国民はとりわけ福島の人たちは被害者でありながら、しかも税金を払って自分らは何も補償を受けれなくて、東電だけが支援を受けれるっていうのはこれは国民感情としてちょっとおかしいのではないですか。それはどう思うのでしょうか。
- A:(園田政務官)東電がというよりも、ご指摘で政府がというふうに受け止めていただきます。当然ご承知のように災害対策法による自主避難の皆さん方にも、今復興対策本部のところでしっかりとそれぞれの地域、自治体と連携をさせていただきながら、政府としてはできるだけのことを今やらせていただいているところでございます。その上で東電がそういった方々に対しても何らかの対応というものは必要になってくるんではないかなというふうには思います。
- Q:いいですか。誠意ある政府がさせてるとかじゃなくて、東電は仮払いを断ってるんですよ。今のところ考えてないできっぱり断ってるんですよ。仮払い、自主避難者に対する仮払いを今のところ考えてないというふうに 20 日原子力補償相談室の橘田 昌哉部長はきっぱりと断ってるんですよ。でありながら、いいですか、被害者にはきっぱりと断るくせに、自分のところは加害企

業でありながら政府に対して支援してくれと、これは国民感情として納得いかないんじゃないですかって聞いてるんです。

A:(園田政務官)自主避難されていらっしゃる方々からすると大変辛い困難な状況の中でやってらっしゃると、生活をしてらっしゃるということに対しては、政府としてはしっかりと対応をしていく必要があるというふうに思っております。それで、自主避難に関しましては先ほど、松本さんが明確にお答えになったかどうかちょっと私もしっかりと伺っていたわけではありませんけれども、ご案内のとおり紛争審査会で自主避難に関しては、紛争審査会の中で明確に議論をしますというふうに今、預かっている状況でございますので。

Q:それは私も紛争審査会出てますから知ってます、それは。

A:(園田政務官)はい、そうですよね。したがって、恐らく東電としては今の 現状において、何らかの対応というものは、それ以外のところで考えていた だきたいなという、私も気持ちは持っておりますけれども。その賠償という スキームの中でいきますと、法律がありますので、それは今、紛争審査会の 中で議論をしていますのでそれは出てから、それで私どもとしてはしっかり とそれに対する賠償を東電は法律にのっとってやるべきであろうというふう に思います。

Q:いいですか、自主避難者は家も、仕事も奪われてよそに行ってるんですよ。 それで貯金を取り崩しながら暮らしているんですね。だから紛争審査会の結果など待てないわけですよ。だから仮払いと言ってるんです。それでもし紛争審査会の結論が出て払い過ぎだったら戻せばいいんですよ、おかしいと思いませんか。いいですか、家が5軒長屋が火事にあっていると、火元は東電だと、隣屋の東電だと、3軒まで保証しますけど2軒目以降、4軒目、5軒目はこれは保証しないということになってるんです。でもこれはまず4軒目、5軒目の人は逃げますよ。だからその時は、まずとにかく逃げるための費用を出して、もし余ったら延焼を免れたりしたらちょっと返してくれと、そういうのが筋じゃないですか。

A:(園田政務官)ご懸念はよく私も承知をいたしているところでございますけれども、今、いずれにしても紛争審査会でそのことをやらせていただいているのと、それからそれ以前の問題で、ご案内かもしれませんけれども災害法

によってですね、その生活も含めて今、各自治体を通じて政府からは必要な援助と支援というものは行わせていただいておるところでございます。だからこそ、それよりもそれ以上のことは今後の紛争審査会とその決定と、そしてさらに、それを受けた東京電力の対応という形はきっちりと、当然ながら法律にのっとって行われますので、それはやらせなければならないというふうに思います。

- Q:いいですか、紛争審査会の結果を待っていたら、もしかして野たれ死んじゃうかもしれないんですよ、自主避難者の方々は。だからまずは仮払いをしてくれと言ってるんです、分かりますかそれは。紛争審査会の結果を待ってというので逃げないでください。
- A:(園田政務官)したがって先ほど申しあげたように、そういう厳しい生活を送られていらっしゃる方々に対しましては、政府として今、災害対策法に基づいて支援はさせていただいているところでございます。それが、今度はこの紛争審査会による賠償というスキームの中に、今、議論が移ってきているというふうに思っておりますので、それはその前段階において生活支援も含めて、今、自治体を通じて災対法によって復興本部による支援というものは、やらせていただいているところでございます。
- Q:いや、待ってください。加害企業の方が庶民から見たら目もくらむような 給料を貰って、しかも被害者の側が、つまり国民は世界最高水準の馬鹿高い 電気量を払って、それでその加害企業が、仮払いさえも払わないというのは、 いいですかさっきの火事の例でいうと、4軒目、5軒目の人には仮払いさえ も払わないというのは要するに国民を代表している政府の一員の園田政務官 としてはどう思われますかと聞いておるんです。だから紛争損害賠償のスキームはいいです、審査会のスキームはいいですから。それはどう思われます かと。
- A:(園田政務官)政府としての対応としては、先ほど申しあげたように、そういう生活に大変厳しい困難を送られていらっしゃるということで、災害対策法による支援というものは最大限、政府としてやらせていただいているところでございますし、また、そこから今度、賠償というスキームになってくると、今度はそれは紛争審査会という状況をお待ちをいただければというふうに思っております。当然、今、文部科学省の中で、それは政務3役も含めて、早くそれの結果、結論というものをお出しをいただけるように努力はさせて

いただきたいというふうに思っております。

- Q:最大限やってると、最大限なにをやっているんですか。最大限どんな援助 をやってらっしゃるんですか、被災者に対して。
- A:(園田政務官)はい、災害対策、今、ちょっと私の手元にありませんけれども、今度また復興本部に確認はさせていただきたいと思っております。当然、各自治体に福島からですね、自主避難をされていらっしゃる方が全国にいらっしゃいます。新潟とそれから北海道の事例を少し私もお伺いをしましたけれども、それぞれの自治体で、それぞれ少しずつ違っているというような状況はあります。家の提供、そしてそこに対する生活支援、金額も含めてやっていらっしゃる所と、あるいは就学支援も含めて、それぞれの自治体でちょっとずつ違いますけれども、それをまとめた資料がございますので、今度復興本部から私も入手はしておきます。
- Q:じゃあ、それください。司会者の方すみません、もう私の質問、長くなるのでもう止めますこれで、他の記者さん達が回った後にします。
- A:(保安院)保安院でございますけども、先ほどのご質問いただいておりましたので、行政指導のことで、回答だけさせていただきますけども。先ほどの情報公開について、私は 10 月の頭と申し上げましたが、正確には9月 30 日でございました。そこで使っております言葉は要請という言葉を使っております。基本的には事案に応じて、その重要度に応じて指導しておりまして、この情報公開につきましては、必ずしも法令上の問題があるというわけではないわけでございますけども、やはり透明性の確保は大事だということで、要請という言葉で、情報公開の要請をしております。もちろん内容に応じて必要な行政上の、法令上の対応ということも必要になってくるかも分かりませんけども、本件については、あくまでも透明性の確保を図っていただくということで要請をしておりますし、これからもしてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 〇司会

先ほど、手順書関係の資料をお配りいたしました。今、担当者がこちらの方に向かっているということでございますので、到着し次第説明をいたしたいと思います。それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、まずそちらの方、その次そちらの後ろの方、そのあと前の方。

#### ONHK 石坂

- Q:再び NHK の石坂です。説明の前でちょっと申し訳ないんですが、先ほど東電の松本さん、国としてこの手順書の公開はこういう判断に基づいてやったんだろうというようなお答えをいただきましたが、東電としては、その判断をどのように受け止めていらっしゃるのかというのが一問。それからお手元に、この手順書が公開されたものが有るのを見ていただくと、ほとんどが公開されているようですが、この公表された範囲についてどのように考えられるかお願いします。
- A:(東電)私どもといたしましては、保安院さん、国の判断でございますので、何かこの判断につきましてコメントするものではございません。公表の範囲につきましては、国、保安院さんの方が、公益性などの観点から公表されたものというふうに判断いたしております。
- Q:コメントをする立場にございませんというふうにおっしゃいますけれども、これだけのものが公表されていて、これまで主張されていたことが保安院の判断によって、今回公表ということになりましたけれども、それに対してコメントがないというのは、どういうことでしょうか。
- A: (東電) 私どもといたしましては、マスキングさせていただいてる手順書等 も保安院さんに提出させていただいております。したがいまして、このよう な公表になったということに関しましては保安院さんなりのご判断だろうと いうふうに思っております。
- Q:森山さんにすみません、先ほどこの公表について企業のプライバシーです とか知財と、国の公共性を比較した上での公表という判断をお知らせいただ きましたけれども、テロに対するところと比べても公益性をという判断だっ たんでしょうか。
- A:(保安院) 今、担当者がまいりましたので、内容はまたご説明いたしますが、 基本的には核物質防護上の観点も含めて確認をした結果でございます。その 上で東京電力の知的財産、それからこの事故の重大性、原因究明の重要性等 を比較考慮して公開に至ったということでございまして、基本的には核物質 防護上の問題は、この範囲においては無いというふうに判断しております。

Q:ありがとうございます。

# <手順書関係の説明について>

#### 〇司会

それでは、担当者が到着いたしましたので、一回ここで保安院の方から手順 書関係の説明をさせていただきたいと思います。

#### 〇保安院

すいません遅れまして申し訳ありません。私、原子力安全・保安院の事故対 策室長をしております古金谷と申します。お手元に本日ニュースリリースとい うことで、後ほどホームページにもアップしますけれども資料をお配りさせて 頂いてるかと思いますのでその内容につきまして概略ご説明をさせて頂きたい と思います。表紙がニュースリリースということでございますけれども本日こ ちらにも書いておりますように、衆議院の科学技術イノベーション推進特別委 員会の委員長からご要請があった件について委員会の方に資料を提出したとい うことでその提出資料について皆さまに配布させて頂いているというところで ございます。要請の内容につきましてはそちらに添付しております9月12日付 けの同委員会の委員長川内先生から当時の臨時代理でございますけれども、藤 村臨時代理宛に頂いております資料提出要求の内容につきましてその未回答部 分についてご回答したということでございます。その別紙1の要請書の方を一 枚めくって頂きますと左上に別紙ということで書いてございますけれども、そ の1ページ目から2ページ目にかけまして7項目の要請内容が、資料提出の要 請がございます。今回回答いたしましたのはこのうちの1番、具体的には手順 書そのものということでございます。それから4番これは手順書の改訂の履歴 でございます。それから6番こちらの方は実際の操作と手順書のマニュアルの 内容と比較できる資料というものと、ヒアリングを行ったのであればその結果 ということでございます。これらにつきまして本日回答をいたしております。 なおそのほかの部分につきましては例えば3番の手順書を改訂した1月の16 日あるいは7月7日に1号機で行われてる作業内容、それから5番がシビアア クシデント発生時等に備えて実施していた訓練の実施日及び実施内容。それか ら7番、非常用復水器が圧力調整装置であることを証明するもの。これらにつ きましてはこの資料が9月22日を締め切りにということで要求がありましたの で、その22日にひとまず回答できるものを、ということでこれらについては回 答いたしておりますのでホームページにも公表しておりますけれども、事前に ご報告ご連絡をしておきます。具体的な今日の提出した内容につきましては、 その別紙2ということで付けさせて頂いておりますけどもまず表紙の経済産業

大臣からイノベーション推進特別委員会宛ての表紙がございます。この表紙の 後に別紙ということで付けておりますのが今回皆さまにお配りしているもので ございまして、別添の1、2、3、4という四つがございます。今回手順書を ご用意いたしましたのはこの別添1と別添2というものが具体的内容でござい ますけれども、これらにつきましては1号機の手順書でございまして、実際の 3月の事故時の操作手順に直接的に関係しているものということでピックアッ プをしてこの手順書の全体ではございませんが使われた部分というようなとこ ろと、関連する部分ということで公開をさせていただいております。残りの部 分につきましても現在作業をしておりまして、出来次第、速やかに提出、公開 していきたいというふうに考えてございます。まず添付1でございますが、こ ちらが事象ベースというものでございまして、目次を開けて頂きますとまずは 改訂履歴がずらずらと一覧表で記載してございます。一枚目をめくって頂いて、 その後一覧表になってございますけどもこの中でずっと改訂年月日、実施施行 年月日、改訂内容ということで一覧表になってございますけれども、これが過 去昭和47年以降の改訂履歴が記載されているというものでございます。その後 の内容はこれは改訂管理シートというものでございますけれども、各手順書の 各ページにつきましての改訂次数というものが記載されているものでございま す。それをめくって頂きますと次に表紙がございまして「1号機事故時運転操 作手順書事象ベース1原子炉編」というものの表紙があるかと思いますが、そ の後に目次が記されております。今回公開いたしますのは、目次の中でいいま すと序文、これについては全てでございます。それから本編これは次のページ をめくって頂きますと本編の目次が続いておりますけれども、その中の二箇所 ございまして、一つ目が目次のページでいうと「目-2」というページがござ いますけれどもそちらの「第一章原子炉スクラム事故1-1原子炉スクラム、 (B) 主蒸気隔離弁閉の場合」ということでページ数でいうと1-1Bというペ ージが振られている手順書の部分でございます。こちらと後、目次の5ページ 目でございますけれども「電気編」ということで上の方に書いてありますけれ ども、こちらの「第十二章外部系統事故」の「12-4全交流電源喪失」という ふうに 12-4というとこございますが、この二箇所について今回提出し衆議院 の方に提出し、公開をしたということでございます。公開にあたりましては先 ほど森山の方からも説明があったかと思いますけれども、マスキングしている ところは、先ほど冒頭のところで改訂履歴があるというふうに申し上げました けれども、そこの中に個人情報が記載されておりますので、そちらについては マスキングをいたしておりますけれどもそれ以外のところについては全て公開 するということをしております。当然のことながら東京電力の方からも非開示 すべき範囲については、意見聴取をいたしまして、我々の方で安全上核物質防

護の機密情報に当たるものは無いかどうかというようなところについては確認 をいたしまして核物質防護の観点では特に秘密にすべき情報はないと確認をし たものでございます。企業情報につきましても確認をいたしましたけれども今 回の事故の重大性を考えまして事故調査の透明性を高める、円滑な事故調査を 進めるという観点で公益性を優先して公開するという判断をいたしたというこ とでございます。それから別添2でございますけれども、こちらの方が事故時 運転操作手順書のシビアアクシデントの手順書でございます。基本構成は同じ になっておりまして表紙をめくって頂きますと改訂履歴がまずございます。そ の中に個人情報が含まれておりますのでマスキングをさせて頂いております。 その後管理シートがございまして目次というものがございまして序文それから 本編という同じ構成になっております。今回ここで提出し公開しますのは序文 全体と本編の中で申し上げますと、2-2というところで2-3、2-2の消 火系 FP 目次本編右側の方の中ほどにございますけれどもこちらの2-2の部分 と、それから2-3の不活性ガス系(耐圧強化ベント)というところの二箇所 について公開をしているというものでございます。こちらについても先ほどの 事象ベース同様、核物質防護の観点、安全セキュリティの観点でのチェックを いたしまして核物質防護上秘密にすべき情報は無いということを確認済みでご ざいます。それから別添3でございますけれどもこちらの方は東京電力の方か ら先週の21日に提出頂いた1号機に関しての運転操作手順書の適応状況でござ います。これは実際に3月に1号機で事故時に行われた実際の操作と手順書の 記載内容についてどういった手順書が適応されていたのかというのを比較でき るものとして、東京電力の方に私どもの方から作成を指示いたしまして提出し て頂いたというものでございます。ページで申し上げました8ページ目をご覧 いただければと思いますけれども、こちらの方に具体的な操作と手順書の比較 がなされた表がございます。左側の方に実際の操作がいつ行われたのかという ことが書かれておりまして、中ほどの欄のところが対象の手順書、どの手順書 が使われてどの部分が使われたのかということが抜粋でコピーされております。 左側の方に適用状況ということで、右上の方に注釈が書かれておりますけれど も、丸、三角、四角、一ということで適用状況についての説明がなされている ということでございまして、マルの部分については手順書とおりに実施したと、 サンカクについては一部を実施した、シカクについては適用できる状況になか ったというような形での記載になってございます。見ていただきますと、地震 発生後ですね、8ページ目から9ページ目の下から三つ目の欄がございますけ れども、そちらまでが地震発生後、津波到来前の手順でございます。こちらの 方は先ほどの別添1のですね、事象ベースの手順書が適用されていたというふ うな説明になってございます。具体の手順はそれぞれ抜粋がつけておりますの

で、説明は省略いたしたいと思います。その9ページ目の下から2段落目です ね、津波到達というところ以降は、こちらはシビアアクシデントの手順書が適 用されているということでございます。10 ページ目をご覧いただきますと、17 時 30 分に DD--FP を起動という操作がございますけれども、こちらについては 先ほどの別添2の手順書の操作が適用されているということでございますが、<br/> 適用状況については右の方を見ていただくと三角ということになっておりまし て、その一部を実施したという説明でございます。それから 11 ページ目をご覧 いただきますと、こちらもシビアアクシデントのベントに関係する操作の内容 について手順書の当該部分が付けられておりますけれども、このあたりにつき ましても三角ということで一部を実施したという形での適用状況になっている ということでございました。以上が別添3のご説明でございます。それから別 添4でございますけれども、これは先ほどの要請書の中で操作員のヒアリング を行ったのであれば、その発言録の要請受けましたので、私どもの方で8月に 東京電力の事故に関係する方々にヒアリングを行って、その保安調査というこ とでヒアリングを行ったわけでございますけれども、その結果をまとめた資料 でございます。これは9月の16日に既にホームページに公表してございますけ れども、改めて衆議院の方に今回ご提出をしたというものでございます。中身 については既に公表されているということもございますので、説明は省略させ ていただきたいというふうに思います。説明の方は以上でございます。

## <質疑応答継続>

#### 〇司会

それでは質疑を再開したいと思います。先ほど指名されていた方、2名いらっしゃったと思いますが、その方からどうぞ。

# 〇フリー 木野

Q:フリーの木野ですけど。今手順書来たので、先にそれ質疑したほうがいいと思うんでその関係だけちょっと一つだけ。東京電力の松本さんに、先ほど手順書の公開について考えは変えていないというお話ありましたけれども、ちょっと確認なんですが。そうすると出てきたものに対しても特にコメントないということなんですが、これが出てきたということでも考えを変えていないというのは、東京電力としては安全上確保に関しては保安院の考え方よりも東京電力の考え方が優先するというふうに捉えられるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

A: (東電)優先するという考えではございません。私どもが考える非公開の範

囲と、保安院さんが考える非公開の範囲が相違しているものというふうに考 えております。

Q:そうすると、今後例えば同じくイノベーション委員会等から要請があった場合というのは東京電力で判断するよりも、先に保安院にまず出すということが重要だと思うんですが、そうした対応というのは今後されるんでしょうか。

A: (東電) 手順書に関しましてはもう既に1号機から3号機まで事故時運転操作手順書は全て保安院さんに提出しています。

Q:手順書だけでなく、いろいろな情報に関して東京電力で判断するのではなく保安院にまず出すということが重要ではないかと思うんですが。

A: (東電) いろんなケースがあろうかと思います。今回の手順書に関しましては、私どもとしては非公開という形で考えておりました。

Q: 今後、対応というのは変わりますか。変えるおつもりはあるんでしょうか。

A: (東電) 手順書に関しましては同様でございますが、その他の文書類に関しましてはそのケースごとにいろいろな対応方法があろうかと思っております。

Q:いろいろな対応方法ではなくて、東京電力として判断するのではなく、まず保安院に判断を預けるということは考えられるんでしょうか。

A: (東電) はい。私どもが判断して公開する場合もありますし、私どもでは非公開という形で保安院さんに報告書を提出するケースはあろうかと思います。

Q:ということは対応は変わらないということでよろしいですかね。

A:(東電)基本的にはそのようになると思います。

Q:分かりました。

#### 〇司会

それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。まずそちらの方。

#### 〇産経新聞 蕎麦谷

Q:産経新聞蕎麦谷と言います。すいません、ちょっと今資料をばあ一っと見てて見つけられないんで教えて欲しいのですけど、ICの関係の手順というのは原本でいうとどこになるんでしょうか。

A: (保安院) お答えいたします。別添1をご覧いただければと思いますけれども。そちらの中で先ほど私がご紹介をいたしました原子炉編がございます。原子炉編を開けていただいてですね、そのあとにページ番号といたしましては1のBの1からですね、1のBのこれ19か20くらいまでございますけれども、その中に具体的ICの操作手順が書かれてあります。具体的に申し上げますと、1のBの6のページでございます。こちらのページの中にですね、左側に6番、原子炉圧力調整というところが左下の方でございますけれどもございます。その中に操作員Aの操作といたしまして、原子炉圧力上昇時はSRVを順次手動開又は非常用復水器使用により原子炉圧力をこの範囲内に維持、実施するという手順がございます。別添3の比較する資料の中にもですね、当該部分が適用されたということで記載がなされております。以上でございます。

Q:55°Cの部分っていうのはどこになるんですか。

A:(保安院) 55°Cにつきましてはそこには記載ございませんが、もう一つ別のところでですね、1のBの14というページをご覧いただければと思いますけれども。そちらに左側にですね、12、原子炉減圧という項目がございます。その中に操作員Aの操作として下記いずれかの方法により原子炉減圧実施報告というふうにございますけれども、その中の(3)として非常用復水器使用というのがございますが、この際の規定といたしまして、原子炉冷却材の温度変化率55°C/h以下というふうに記載がなされてございます。

Q:分かりました。ありがとうございます。あと確認なんですけど、その後操作員が弁を開にしたり閉にしたりというのを繰り返したと思うんですけれども、その辺で綺麗にマッチする手順というのがあるわけではないっていうふうな認識でよろしいんでしょうか。総合的に判断してっていうふうな、東電のこれまでの説明だと思うんですけれども。

A: (保安院) 私どもも別添3の東京電力から報告をいただいた資料を見る範囲

での説明ということになりますけれども、この資料の 10 ページをご覧いただければと思います。10 ページの中ほどの欄にですね、3月 11 日の 18 時 18分、18 時 25 分、21 時 30 分、これが津波後の IC の操作でございますけれども、こちらについては適用する手順書が無いということで東京電力から報告をいただいております。

Q:分かりました。ありがとうございます。

# 〇司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、この列の後ろの方の端の列の 方。それから、前の方でそちらの方。

# 〇回答する記者団 佐藤

Q:よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。9月の12日に最初手順書かなり墨塗りがあって開示された分というのは、この中にどこか含まれておりますでしょうか。もし、このページということであれば教えてください。

A:(保安院) お答え申し上げます。9月 12 日に出ました黒塗りの部分は、先ほどもご説明をいたしました1-Bのページの、1-B-4から1-Bの恐らく19のページぐらいまでだったと思います。19か 15か、そのぐらいのページについて衆議院の方で公開されたというふうに認識しております。

Q:確か、最初開示されたのが 12 ページでしたから、今のですと 12 ページ超えるので、東京電力の松本さん、お手元は資料同じのを見ておりましたら、 正確に1-Bのどこからどこまでかお分かりでしょうか。

A:(東電) 1-B-4から15になります。

Q:4から15。有難うございます。で、今ざっと見ますと墨塗りされている箇所が、ないんでしょうか、これは。1から15で墨塗り、4から15の間で墨塗りされている箇所が一箇所もないんですけれども。

A:(保安院)はい、墨塗りしてる箇所はございません。

Q:これ、東京電力が、これは一例ということですけれども、これに限らず核

防護上の理由ですとか、知的財産といったような、本当に妥当な範囲でおっしゃってるんですかね。これ見るとまるで、隠したい、隠蔽するため、あるいは嘘を言っているんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。解説といいますか、コメントをお願いできませんでしょうか。

A: (東電) はい。東京電力といたしましては、私どもといたしまして知的財産、それから原子炉の安全確保上、支障が生じるという判断でマスキングした上で、保安院さんの方に提出させていただいておりますし、黒塗りの手順書に関しましては、もう一度ご説明させていただきますけれども、当時のイノベーション特別委員会の方からのご要請は、アイソレーションコンデンサが55℃/h で制御するのかどうかというところと、格納容器の冷却系が手動起動なのか、自動起動なのかというところを知りたいということに対しまして、私どもとして回答したものでございます。

Q:分かりました。そうするとこの開示結果と、当時の結果は要望の仕方の問題ということでいいんですね。

A: (東電) はい。私どもはイノベーション特別委員会の方からご要望がありまして、先方と相談させていただきながら対応させていただいておりますし、今回の報告書の報告徴収に関しましては、保安院さんの方から再度知財、知的財産。それから核物質防護上問題がある箇所については、問い合わせがございましたので、マスキングした形で再度提出をしたということになります。

Q:分かりました。有難うございます。

A:(東電) それから、回答する記者団の方からございました、3名の方が3月 19日の方は確認できておりますけれども、残りの二人の方については、連絡 がとれないと言いますか、名簿上載ってますけれども、実際の存在がまだ確 認できてないということで未定でございます。

Q:分かりました。そのこと、また一連の手順書関係が終わったら聞かせていただきます。ありがとうございます。

#### 〇司会

それでは、次の方どうぞ。

### 〇読売新聞 中島

Q:読売新聞の中島です。東京電力と保安院に一つずつ。別添3というところに、東京電力の立場から説明をした適応状況というのがございまして、表になっていて、表の中に丸、三角、四角がついていて「手順とおり実施した」「一部実施した」「適用できる状況になかった」ということですが、本来適用すべきなのにしなかったというのが、あるのかないのかを教えていただきたいのと、あと保安院にはこれを、東京電力の分析を受けて、保安院としてはどのような評価をしていて、同じ質問になりますが、本来やるべき、手順書においてはやるべきだったのにやっていなかったこと、というのはあるのかないのか、それぞれ聞かせて下さい。

A: (東電) はい。東京電力といたしましては、事故時運転操作手順書の事象ベース、それから兆候ベース、シビアアクシデントとございますけれども、やるべきことをやらなかったということで事故が拡大しただとか、復旧の支障になったということはないというふうに、今のところは判断しています。

A:(保安院)保安院でございます。私どもの方ではこれを受けて評価ができているかというと、まだ十分な評価ができておりません。私どもの中でも今、原因究明、事故の調査の関係で専門家の方に意見聴取をするような会を設けて、取り組んでおります。耐震の関係は9月から始めておりますし、技術的な知見に関する意見聴取会というのは今日から始めてございますので、これからそういった専門家の方々のご意見を聞きながら、こういった操作の点についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

Q:保安院さんに追加で、その時期的な目途はいつ頃までに評価というのは決まっているんでしたっけ。

A:(保安院)技術的な知見に関する意見聴取会につきましては、年明けを目途に中間とりまとめを行います。それからあと、年度内に最終的な取りまとめをしようというふうに思っております。これはかなり幅広く技術的な課題について、体系的に整理をして、その中で今後の安全対策でどういったところを強化していくべきかというような方向性を出していきたい、というふうに考えてございますので、その中でこういった冷却系の設備面、あるいは運用面の点についても検討していきたいというふうに考えてございます。

#### 〇司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、この列の半分から後ろの、 真ん中の方。それからその次、前の方で、そちらの方。どうぞ。

#### 〇レスポンス 中島

- Q:レスポンスの中島です。松本さんに質問をします。以前手順書のことを伺った時に、企業の知財を侵すリスクがあるというようなことをおっしゃったんですけれども、現在もそのようにお考えでしょうか。また関連企業に関わる部分があると思いますが、それについての調整は東電さんとしては、もうできているんでしょうか。
- A: (東電) はい。特に今回のシビアアクシデントの手順書に関しましては、私どもの他、他電力、それからプラントメーカーさんを含めた共同研究という形で手順書の開発を行っておりますが、こちらに関しましては、私どもの方から何か調整をしたということはございません。
- Q:そうすると、今後ほぼ完全な形での開示を進めていく予定が、保安院の方であるようなんですけども、そうなった場合に、他の関係企業の知的財産というようなところでの調整は、どこが責任を持って行うのでしょうか。あるいは訴訟リスクはあるというふうにお考えでしょうか。
- A: (東電) はい。手順書の公開に関しましては、保安院さんの方から各電力の方にも要請という形で出ているというふうに聞いておりますので、保安院さんの方でやられるのではないかというふうに思っております。また、今回の知財に関する訴訟リスクに関しましては、私どもではお答えかねますけれども、リスクとしてはあると思います。

#### 〇司会

よろしいでしょうか。はい、では次の方どうぞ。

#### 〇朝日新聞 佐々木

Q:朝日新聞の佐々木です。東電・松本さんにお尋ねしたいんですけれども、 土曜日の段階で、取りあえず提出したという段階の説明では、結論だけです ね、基本的に操作状況に問題はなかったと。あと、状況によってはそのまま 手順書を使用できる状況ではなかったというような説明をされてますけれど も、その具体的な根拠について、こういう形で資料が公開されてますので、 別添3なんかを使ってもうちょっと具体的に根拠を説明していただければと 思います。特に三角とか四角になっている部分に関してですね。いかがでしょう。

A: (東電)はい、こちらは少し、別添3のページ数で言いますと8ページのと ころから、第6章、添付資料(1)手順書適応状況表という形でまとめてい ます。左側に日時と操作、それからどこが対応するかという手順書、それか ら手順書の適応状況という比較表でございます。結論に関しましては、右か ら二番目の丸とかバーとか四角が書いてある所が私どもの判断が書いてある 所でございますけれども、左側の、例えば3月11日の14時46分に原子炉が スクラム。それから全制御棒全挿入。MSIV閉といったようないわゆるプ ラントの動きがございますけれども、そこに関しましては事故時運転操作手 順書の、ここは AOP って書いてございますが、これは事象ベースの略称でご ざいます。そこのところで、操作項目がこういった所の記載がございます。 操作員Aが原子炉スクラムの確認・報告を行うということで、確認すべき警 報名称ですとか、指示値の状況、それから弁の開け閉めの状態ですとか、そ ういった所を確認するって項目がございまして。右側に手順書の適応状況と いう形で、こちらに関しましては私どもの方で手順書とおりに実施したとい うことを確認したということになります。基本的にはこの左側で書いてござ います内容が、確認できたという様なことで記載しております。それから9 ページの方で、下側の方に行きますけれども。15 時 37 分に、DG 全台トリッ プ全交流電源喪失という所になりますが、ここはご存知この時刻に、大きな 津波がいわゆる入ってまいりまして、建屋の中のディーゼル発電機その他電 源装置に冠水したということから、手順書その物はここには存在してません が、全交流電源喪失の手順としては AOP の中にあります。ただし、この手順 書は直流電源の操作可能な設備ということで、アイソレーションコンデンサ と HPCI 等の記載がございますので、四角ということで手順書を適応できる状 況になかったという様な判断をさしていただいています。 続きまして 10 ペー ジの方にまいりますけれども。17時30分にDDFPということで、これはディ ーゼル駆動の消火ポンプになります。注水手段がなくなっておりますので、 対象操作手順書は SOP、シビアアクシデントの手順書に入ってまいりまして、 その中の消火系 FP を使った操作ということになります。この中に一番上の所 にございますけれども、MD消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを起動 するという状況でございます。こちらは、当然電源が全てない状況になって おりますので、使えるポンプとしてはディーゼル駆動消火ポンプ、DDFPとい う状況でございます。その他、CS系から注入ラインに注水可能である事を確 認するっと言ったことが書いてございますが、全ての電源が落ちております

ので、この辺りは使えてないという状況でございます。その下、FPから MUWKへの注水する為に以下の弁を、前開にするということになりますけれども、ここに関しましては、基本的に中央制御室からの操作でございますけれども、実際には現場からの操作ということになっております。そういった所を踏まえまして、手順書の適応状況ということでは、三角ということで手順を一部実施したということで、評価さしていただきました。以上のような観点から、丸・三角・四角それからバーという様な形で、記載をしたものでございます。

Q:今の部分確認なんですが、その三角にはその中操からやるべきものが別の 手段でやったものなんかも含めて、その三角っていうことになる訳ですね。

A:(東電)はい。そうです。

Q:分かりました。すいません。後、この一番右側の欄のこの確認なんですけれども。これはその記録であるとか、当時の運転員の方の聞き取りとか、そういうことに基づいてこういう結論を出されているのかということとですね。後、東京電力の中の事故調査委員会の中で、これはどのような扱いになっているのかについて、お尋ねします。

A: (東電) はい。こちらに関しましては、いわゆるこの手順書に直接ですね、何時何分にチェックしたいう様な記録は残っておりません。私どもの方で、これまでの運転員等の聞き取りを踏まえて、事故の記録それからプラントのパラメータを確認した上で、こういった操作が行われたというふうに私どもとしては、確認したということになります。それから、こういった内容につきましては、私どもの社内に設置しております社内の事故調査委員会でも、確認が終わったものが記載されています。

Q:全て事故調査委員会。

A: (東電) 事故調査委員会の中でも、時系列としては確認しておりますけれども。以前からご質問にあったような、アイソレーションコンデンサをなぜそこの時点で開け閉めしたのかと、いう様な判断の理由だとか根拠についてはまだ、確認をしている最中でございます。

Q:要するに事実関係については、確認できていると。

A:(東電)はい。そうです。

Q:解りました。

# 〇司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、そちらの方。その後、一番 後ろのそちらの方。次にそのそこの方。

# 〇共同通信 服部

Q:共同通信の服部です。すいません。東電・保安院さん、双方のご意見を教えていただきたいんですけれど。少し細かいんですが、事象ベースの手順書の12章の外部系統事故のところで、2の操作ポイントの1の(3)に、10時間以内にという言葉で始まる後の方に、不用意な運転操作によってICの運転継続を損なわせてはならない、というふうに記載がありますけれど、これはICをできるだけ止めないというふうにも読めるんですけれど、ここをどう捉えたらいいのか。その55℃ということと絡むと思うんですけれど、解説をお願いできればと思います。後、手順書に沿った操作で問題ないというこれまでのお話でしたけれど、改めて手順書とおりの操作で問題ないというご意見なのかどうか、東電・保安院双方のご意見をお願いします。

A:(東電)ちょっと、ページ数をもう一度おっしゃっていただけますか。

Q:別添1の資料の下の数字でいうと、12の4の2というところなんですけれ ど。

A:(東電)はい。

Q:この12の4の2の操作ポイントの、2の1の(3)。10時間以内に外部電源又は、非常用という所で。後半に不用意な運転操作によってICの運転継続を損なわせてはならないとある所何ですが。

A: (東電) はい。こちらに関しましては、その字のとおりでございまして、私 どもとしては外部電源の喪失又は、非常用ディーゼル発電機の復旧という様 な事が前提で、なっております。今回は、直流電源がこの手順書上は、操作 上生きてるということが前提で、組み立てられておりますので、外部電源も しくは、非常用ディーゼル発電機が 10 時間以内に復旧することで、電源の確

保。いわゆるバッテリーに関しましては、チャージャーが生きるって事になりますし、非常炉心冷却系統の電源も生きてくるという様な状況になります。したがいまして、10時間以内に外部電源又は、非常用ディーゼル発電機の復旧という事が出来るということになります。その間不用意に、アイソレーションコンデンサの運転継続を損なわせてはならないというのは、冷却源といたしましては、直流負荷でございますアイソレーションコンデンサと、1号機でいいますと HPCI、高圧炉心注水系が直流で動きますので、それを不用意に止めないように。いう様な記載でございます。よろしいでしょうか。

Q:確認ですが、この記載をもってその今回の IC の操作に、特に問題がないということでよろしいでしょうか。

A: (東電) はい。当時、まず地震が発生してから、いわゆる津波が来て全交流電源喪失それから直流電源が喪失するまでの期間については、いわゆるその外部電源がなしで、ディーゼル発電機によります電源が供給できているという状況でございますので、いわゆる事故時運転操作手順書の事象ベース、それから兆候ベースで対応出来る範囲での対応ということになります。したがいまして、今回の11日の15時35分ないしは15時37分までは、この中での手順の操作ということで、アイソレーションコンデンサについて55℃/h守りつつ、運用をしていたという状況でございます。

Q:分かりました。保安院さんの方も特に問題ないという認識でしょうか。

A:(保安院) 私どもの方ではまだ、そうした最終的な評価が出せてる状況では ございません。私ども、先ほどどなたかの質問で申し上げましたけれども、 今こういった手順、あるいは技術的な課題について専門家の意見を聞きなが らですね、検討を進めているところでございますので、そうした専門家の意 見も拝聴しながらですね、こういったところの操作についても設備面の安全 対策についても、含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

Q:ありがとうございます。

〇司会 次の方、どうぞ。

〇二コニコ動画 七尾

Q:ニコニコ動画の七尾です。保安院の古金谷さん、お願いします。ちょっと 初めに確認なんですが、このような原発の手順書は今回初めて皆さんじっく りご覧になったんですよね、これは。

A:(保安院) これまで報告徴収ということで保安院として入手したことは過去なかったと思いますので、そういう意味では七尾さんのおっしゃるとおりでございます。

Q:そうしますとですね、これに対して何点かあるんですけども、今こうして 公開しているわけなんですけれども、基本的な疑問としてなぜ保安院はこれ までこうした手順書を予めですね、入手するということをどうしてされてこ なかったんでしょうか。これだって、原発の基本中の基本だと思うんですけ れども。

A:(保安院) 私ども今の法体系でですね、いろいろな許認可をしておりますけれども、運転手順書自体が法規制の体系の中でですね、そうした許認可等の対象になっているものではございません。そういった観点でですね、体系的な網羅的なチェックというものがこれまでなされていなかったということでございます。今回、報告徴収をしたのは事故が起きた福島第一原子力発電所の事故調査の重要性、その進捗に合わせて我々は必要というふうに判断をしてこのタイミングで報告徴収を行ったということでございます。

Q: あと2点ほどお願いしたいんですけれども、もしこれがですね、事故前から保安院の手元にあったら今回の事故もう少し少なくても最少化できたと思いませんでしょうか。

A: (保安院) すみません、事故の何が。

Q:事故の影響をですね、最少化できたと思いませんかという質問です。

A: (保安院) そこはすみません、そういったところについて我々が持っていたらどうかというところ、仮定の質問についてはちょっとお答えしかねるところでございます。

Q:いや、というのは常識的にもですね、事故になりましてからですね、もう 東電任せになったわけで、保安院から的確に指導するっていうことはできな かったと思うんですけど、そうしますとやはり手元に手順書があればそれなりの的確な指導とかですね、いろんなことができたと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

- A:(保安院)当然私どもの中でも今後安全対策をですね、見直していくという 議論が進められるかと思っておりますので、そういった中でご指摘のそういったソフト面のですね、確認というのをどこまで規制当局として確認していくかということは議論になり得るかもしれませんけれども、当然現行の法体系の下で私ども規制をしておりますので、そういった点につきましては今後の課題というふうに認識しております。
- Q:お言葉ですけど、これ公開できたのも現行の法体系を適応してこれ公開できたんじゃないでしょうか。なので、ちょっとそのご説明だとよく分からないんですけど。
- A:(保安院)事前に入手するということは事故を発生する前ということだと思います。報告徴収、これ原子炉等規制法第67条に基づいて報告徴収をかけておりますが、この法律の実施に必要な範囲において報告徴収をかけるということでございます。事業者の権限をかなり我々の方で強制的に資料要求等、資料の提出を行わせるということでございますので、通常、日常的なですね、規制の中でこういった報告徴収というものは行っておりませんので、今回こういった事故が実際に起こりましたので、その事故調査の必要性から報告徴収という形で手順書を入手したということでございます。
- Q:最後なんですが、そうしますとですね、今現在ご承知のとおり原発立地自治体とですね、周辺住民の方々が再稼働においてですね、かなり不安に思っておりまして、あと東電だけというのはこれもフェアじゃないと思うんですけれども、こうした2点におきましてですね、原発立地自治体の全ての原発の手順書をですね、保安院が入手して、必要に応じてですね公開するべきだというふうにはお考えになりませんでしょうか。少なくても公表は別としてですね、保安院は入手すべきではないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。
- A: (保安院) 現在のところではですね、そこまでする必要があるかと。今回は福島第一原子力発電所でのこれだけの重大な事故が発生したということに鑑みまして、事故調査に必要だという判断をもって報告徴収をいたしましたの

で、ご指摘の点につきましては現時点ですね、その必要性につきましては考えていないというところが正直なところでございます。

- Q: そうしますと、今の理屈だとですね、また事故が起こってから手順書を入 手するということですね。じゃあ、これはでも大変なことだと思うんですけ ど。
- A:(保安院) 当然これから、法体系も含めた形だと思いますけれども、規制の全容の見直しということの検討を進めてまいりますので、そういった中でですね、ソフト面のチェックをどこまですればいいのかと、現在は保安規定の認可ということでその運転管理面のチェックもしているわけでございますけれども、ご指摘の手順書も含めた形でですね、我々がチェックすべきかどうかということは今後議論することになるんではないかというふうに考えております。

#### 〇司会

質問のある方、挙手を。失礼しました、先ほど指名していた方、お願いします。

#### 〇毎日新聞 中西

- Q:毎日新聞の中西といいます。比較表の9ページのところの一番下の、SOPになった 15 時 37 分からの一番下のところなんですけれども、ここからシビアアクシデントの手順書に切り替えることはこれは成功したって言えるんでしょうか。全交流電源喪失の手順書っていうのが多分シビアアクシデントのものではないと思うんですけど、その点についてちょっとコメントを松本さんにいただけますか。
- A: (東電) はい、いわゆる全交流電源喪失の手順書で操作できないという判断の下にシビアアクシデントというふうに判断いたしまして、対応操作をするということになります。その辺りのいわゆる一般的な考え方はちょっと、別添2の方に戻りますけれども、シビアアクシデントの操作手順書がございまして、その目次といいますか、改訂履歴の直後に総則という欄がございまして、その後ろのページでいいますと序の6のページにですね、それぞれの手順書の使い方というのが書いてございまして、兆候ベース、それからの手順書の中で移行要件ができればもう既に SOP、シビアアクシデントの手順書の方に入るという状況でございます。

- Q: その切り替えの要件というのが全電源交流喪失の手順書では通じないから という判断をもってシビアアクシデントの手順書に移るという。
- A: (東電) はい、そうです。もう少し具体的に申しますと、プラントのパラメータですとか、使えるポンプの台数とかが、まあ今回の場合は全滅するわけでございますけれども、そういった条件が判断の理由になってSOPの方に移行するという形になります。
- Q:ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですが、ここの所に IC の弁開度表示が確認できない状態であるというところがあるんですけれども、ちょっと素人目に考えると、開できない状況であるということについての手順がなかったのではないかというふうに思うんですが、いわゆる手順書について行き届いてなかったのではないかというような推測もできると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。
- A: (東電) いわゆる AOP、事象ベースの手順書の中では全交流電源喪失の事故 の際にはまだ直流電源は存在しているという、使用可能というような判断で ございますので、AOP の範囲の中ではいわゆる確認ができるということになります。ただし、今回の場合は津波によりましてバッテリー、それから電源盤 が冠水して使えない状態になっていきますので、そういったところで IC は弁 開度表示できない状態と、それから HPCI は制御盤の表示等が消灯していた状態ということから起動していないというふうに判断したものでございます。 したがいまして、この先、要は原子炉を冷やす手段が何もなくなっていると いうことで、SOP シビアアクシデントの方に移行するということになります。
- Q: ちょっと繰り返し申し訳ないんですが、直流は存在しているというふうに なってるのが事象ベースという。
- A: (東電) 事象ベースのいわゆる想定事項では全交流電源喪失と言えども、直流電源は存在しているという前提に立っております。
- Q:結果的にではあるんですけれども、直流も何もなくなっている状況の中で、 この手順書に則ったということについてコメントいただけますでしょうか。
- A: (東電) 当時は全交流電源喪失の事態としては外部電源喪失と、いわゆる動

的機器でございますディーゼル発電機が対象というふうに考えておりまして、 バッテリーですとかそれを含む電源盤については静的機器でありますから、 動的機器に比べて信頼性が高いというふうに判断しておりましたので、全交 流電源喪失の中には直流電源の喪失までは含めていないというのが実態です。

- Q:結果的には SBO に対する当時の認識は甘かったということは言えるんです か。
- A: (東電) 甘かったかどうかについてはいろいろ議論があろうかと思いますけれども、3月11日以前の私どもの認識といたしましては、全交流電源喪失までは事象ベースの中で対応するように判断しておりましたし、それが使えないというような状況であれば SOP シビアアクシデントの中で対応するというような判断がございましたが、ご存知のとおり結果的には電源盤そのものが 冠水して使えなくなったということから、電源の復旧が非常に困難を極めたというのが事実でございます。

#### 〇司会

質問のある方挙手をお願いします。こちらにまだ今日指されてない方がいらっしゃるので、こちらの方。それからその後そちらの方。

#### 〇テレビ朝日の石川

- Q:テレビ朝日の石川と言いますが、ごめんなさいちょっと不勉強な面もあるかもしれませんが、先ほど交流電源喪失の後直流電源が確保されているという状態で事象ベースの手順書とおっしゃったんですが、そのシビアアクシデントの中でも含めてですけども、直流電源が喪失した場合のマニュアルとかいうか手順書というものは存在するんですか。
- A: (東電) 東電でいいですか。はい、存在しています。こちらは事象ベースの手順書の目次をご覧いただきたいんですけれども、ページで言いますと目次の5になりますが、第13章に制御電源喪失事故ということで、直流125∨主母線盤1A、それから同じく主母線盤の1B、少し下の方にまいりますと直流24Vの計測用電源盤等、電源盤そのものが単独で故障する、あるいは使えなくなったというような手順書は用意がございます。

#### 〇司会

よろしいですか。次の方どうぞ。

# 〇月刊誌のファクタ 宮嶋

Q:月刊誌のファクタの宮嶋ですけど。保安院さんあるいは松本さんでも結構 なんですけど、この全交流電源喪失にはその給水ですね、水を入れるという ような、特に海水を入れるということが手引書の中にどこかに記されている のか、開示されてない中には全給水喪失という項もあるんですけど、海水に ついて手引書というのは何かこの中では発見できないので、海水について書 いてあるところがあったら教えていただきたいと。それから2点目は、12日 の水素爆発が起こった後、即海水の注入を始めると、その指示が出たと。そ の前に海水を注入する準備を進めていたと書いてあるんですけど、これはそ の前の段階でもう海水を入れるような完了していたのか。海水を入れること が可能な完了状況になっていたけど、要するにそれをしなかったということ なのか、準備当初だったのかと。その点につきましては、こっちの資料の中 を見ましたら、別紙の1というところに、要するに水素爆発後しばらく対し た後 17 時 20 分頃から被害状況調査を行い、電源ケーブルや海水注入のため のホースが破損、使用不可能であることが分ったところから海水注入ホース を再敷設し、19 時頃に海水注入を開始したと。水素爆発が起こって大変な時 にわずか1時間半後にホースだけやったらすぐ海水が入ったわけなんですね。 すると水素爆発が起こる前に既に海水を入れる状況というのは完了していて、 しかしそれを海水を入れるということについて手引書に何がしかの指示がな かったというふうに私には見えるんですけど、海水を入れるかどうかという ところの判断について、この手引書の中には何がしか記述があるのか、これ は保安院さんでも東電も結構なんですけど教えていただきたいんですけど。

A: (東電) 海水を準備していたかどうかについては、事象事故が発生して以降、注水手段がなくなっておりますので、当然当時期待していました直流によります注水手段もない状況でございましたので、こちらに関しましては事故当初から海水を入れる準備をしておりました。当然順番としては淡水から優先順位は持っておりますけれども、消火栓あるいは消火槽から、防火タンクですね。入れる水も限界がありますので最終的には海の水を使うということで準備を進めておりましたけれども、15 時頃建屋の爆発がございまして、一旦敷設したホース等もやり直しというような状況になったのは以前ご紹介させていただいたとおりです。したがいまして、私どもとしては海水も含めてどういった、とにかく水を入れる手段を確保してその準備をしたというところは事実でございますし、最終的に水を入れられるようになったというのが11日の19 時頃にスタートしたというような状況でございます。それから手順書

に関しましては、ページを目次等をご覧になるといわゆる全給水喪失というようなことが、これは常用系のいわゆる給水ポンプ等が止まった時には非常 用炉心冷却系で注水しますというような、いわゆる想定している事故の範囲 内で対応ができるというようなものを記載したものでございます。

- Q:もちろん私はそういった立場でもないからそんな無責任なことはしないですけど、これを見る限り、恐らく12日の早い段階で海水を入れる準備は完了していたんじゃないかと。少なくともその後の水素爆発の中でわずかホースだけ取り替えたら海水は入れられたわけなんですよね。するとここには要するに準備をしているという記述がございます。要するに準備をしていたけれどもそこで水素爆発を指示したと書いてあるんですけど、これは準備をしていたんじゃなくて、いつでも海水を入れられるような状況になっていたけど海水を入れなかったというふうに私には読めるんですけど、保安院の方はその辺はどういうふうにご認識なんでしょうか。
- A:(保安院) 私どもではこれまで東京電力の方から、今回ご提出して公開した 資料以外に、9月9日に東京電力の方から事故報告書というものを受領して おります。その中で1号機の事象の進展等についても報告をいただいておりますので、基本的には先ほど松本さんが説明したようなことで進展している のだろうと、報告書を見る限りはですね、そのように感じておりますけれども、ただ別添の4の方で保安調査結果ということで先ほど言及いただいた資料でございますけれども、この中でも東京電力の職員の方にヒアリングした 内容といたしましても、現場の考え方としては2ページ目の下から消火器を用いた代替注水というところでのいくつかの調査結果をまとめておりますけれども、その中の一番最後のところに海水注入についての現場の判断の様子というのが記されておりまして、特に海水注入については躊躇することはなかったというようなことも現場でのヒアリングでは確認できております。
- Q:躊躇したかどうかという評価ではなくて海水を入れる準備が何時完了していたのかという事が問われているのだと思います。要するに水が減っていくパラメーターがいろいろ出ている訳ですからどの段階で水が入れられたのかという事実関係が僕は知りたいし、最終的な経営判断は東電はそれはそれなりに責任を取って貰えば良いんですけど、やっぱりその海水を入れる段階に何時なったのかという事についてはですね。それについては説明は無いし、その部分が開示されてなかったり、その部分が手引書でどうなっているのかという事が分からないとあまり事故の究明にならないんだと私は思うんです

けど、その分は保安院さんの方でしっかり調べていただくというような状況 なんでしょうかね。保安院じゃなくて事故調の方ですか。

- A:(保安院)私どもの方で先ほど申し上げました。事故報告、これちょっと今手元にありませんので具体的にどこまでその海水注入の部分での記載がなされているかというのは現時点で手元にありませんので分かりませんが、その内容の範囲で理解しているという範囲でございます。手順、シビアアクシデントのですね、注水の部分で、我々これまで見ている限りでは海水についてはですね、特段言及は無かったのではないかというふうに今は認識しております。まだちょっと今読み込みが十分出来てないので、読み飛ばしてる部分があるかも知れませんけれども、消火系の注水というものについては、ある水槽を前提とした手順になって御座います。
- Q:園田さんに、私は民主党政権になってからこれだけの情報公開をしたというのは大変評価して良いんだと思いますし、その上で事実に基づく責任を追求をする事がですね、償いだと思うんですよ。それと結局、本当に海水をですね、何時入れる事になっていたのかという事についてはですね、政府としてしっかり調べていただく事だと思うんですけど。その辺いかにお考えですかね。
- A:(園田政務官) 今、保安院からもお話がありましたけれども、事故報告書というのが先ず東京電力から出ております。それに基づいて保安院の権限においてこれは出来る限りきちっとこの報告書に基づいて調査をするべきであろうというふうに思っておりますし、その状況がですね、分かり次第、ここの場あるいは他の場においてもそれは報告をさせて頂きたいというふうに思います。それと同時に、政府全体としては今事故調査委員会が発足をしておりますので、当然、そちらにおいても、第三者的にやって頂いているというふうに認識を致しております。また、この国会がスタート致しまして、今国会においてもですね、事故調の調査委員会を設置をするという動きがあるように私どもは承知を致しておりますので、当然、国会においてもこういった事故の調査においてはしっかりと進められるものでありますし、それについては当然ながら国民の皆さま方にオープンにしていくべきだろうというふうに思います。

#### 〇司会

質問のある方、挙手をお願いします。その次、そちらの方、その後、その後

ろの方のそちらの方。

### 〇東京新聞 加藤

Q:東京新聞加藤です。まず、松本さんに1点で、先ほど、直流電源喪失の時の手順があるというお話でしたけども、今回の事故ではそこの部分は使われたのか使われてないのか、使われたとしたらどの部分なのか、使われなかったとしたらなぜなのかをお願いします。後、もう1つが保安院にですね。保安調査結果、調査対象が同発電所所長他となっておりますけど、他というのはどういう様な立場の職員の方からどの位の人数聞いているんでしょうか。

A: (東電) 東京電力からお答えさせて頂きますが、制御電源喪失事故のいわゆる事象ベースの操作手順書でございますけど、これは使えない状況でございました。判断で言いますと、要はこちら13の1に直流125∨主母線番1Aが喪失したという事を想定しておりますけれども、これの場合には他の交流電源ですとか、1Bが生きているということが前提になりますので、今回の事故のケースでは1Aも使えませんし、1Bも使えない、それから、交流電源ももちろん使えないという状況、それで、なおかつ、いわゆる、電源盤の故障というよりも、電源盤が水が被ってしまって、そもそも復旧も出来ない状況だったということになります。

Q:じゃあ、全ての電源が使えないという手順は無い訳ですね。

A:(東電)事象ベースの中では無いということになります。

A: (保安院) 保安院で御座いますけれども、保安調査の調査対象についてのご質問でございますが、これは発電所、あるいは東京電力の本店の管理職クラスの方に、所長も含めて9名の方にヒアリングを行った結果をまとめたものということでございます。

Q:運転にあたってた方からは聞いてない。

A: (保安院) 運転の関係の管理職も含めてということでございます。

Q:現場で対応された方も含んでる訳ですよね。

A:(保安院) 個人を特定出来るような役職名の公表を行うところでございまし

て、当然、事故に関係する運転管理、設備管理といったような関係の管理職 クラスの方に話を伺ったということでご理解頂ければと思います。

## 〇司会

はい、次の方どうぞ。

#### 〇朝日新聞 西川

- Q:朝日新聞の西川です。東京電力の松本さんにお願いします。これまでの質問と重複してたらすいません。今回、保安院が公表した手順書でですね。核物質防護上非公表にすべきだというふうにして、東京電力から保安院に意見を出した部分というのは具体的に代表的な所としてはどういうところでありますでしょうか。後、今回の公表というのはあくまで保安院の判断で東京電力の判断とは違うということですけれども、今後、今回の事に対して不服申し立てなり、何らかの法的手段を取る可能性についてお願いします。
- A: (東電)まず、1点目のご質問でございますが、こちらに関しましては基本的な操作内容、場所等が含まれている箇所が私どもとしては原子炉の安全確保上問題があるというふうに考えております。この操作スイッチがある場所のパネル名ですとかが書いてございますし、後、どう言ったタイミング、パラメータの値がございますけれども、そう言った所は判断する根拠の数字でございますので、そう言った所は安全上問題があろうというふうに思っております。もちろん、知的財産という意味で重複している所は多分にございますけれども、そう言った考えでございます。それから、いわゆる、公表に関しましては、原子力安全・保安院さんの判断でございますので、私どもが何か既に公開されているものに対して何か訴訟とおっしゃいましたでしょうか。そう言ったことを起こす予定はございません。
- Q: 追加で保安院さんにお聞きしたいんですけども、今の東京電力さんの安全 上問題があるということに関して、保安院さんとしては問題がないとして公 表されたんだと思うんですけども、今の説明に対してはどういうふうにお考 えてらっしゃいますでしょうか。
- A:(保安院)当然、公開に当たって私の方でも特に秘密にするべき情報が無いかということについては確認を致しました。特に核物質防護上ですね、秘密にすべき情報というのは法律で定められております。これは原子炉等規制法の中で定められておりまして、先ずはそういった所が無いかどうかを確認し

まして、それは私どもの方の法律で御座いますので、その内容は無いという ふうに確認してございます。後、その他の部分で安全上懸念されるような情報があるかどうかということについては我々の方でも検討いたしましたけれども、我々の方としてはそこは問題ないだろうと、最終的にはこの事故の重要性に鑑みまして、事故調査を透明性をもって行うという公益性の必要性というものを優先して、今回、東京電力の方から意見をいただいてはおりますけれども、その部分についても公開するという判断をしたということでございます。

## 〇司会

はい、それでは次の方どうぞ。

# ONHK 花田

Q:NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんに手順書の関係で3点伺わせ て下さい。ちょっと重複している部分があったらご容赦下さい。まず1点目 なんですけど、これまでも伺ってきた点で手順書の移行の関係なんですが、 地震後は事象ベースと兆候ベース使って、津波の後にシビアクシデントに移 ったというご説明を今までいただいてたと思うんですが、この移行条件を見 ると、津波後も事象と兆候ベースを使っていって、それでどこかのタイミン グでシビアクシデントに切り替えたのかなというふうにも読めるんですが、 その点どのような今のところ見解なのか、また検証はされてるのかというの を伺わせて下さい。これ1点目です。2点目なんですけど、これもこれまで 聞いてた部分で、そのシビアクシデントの使う手順書の条件として、炉心損 傷が起こる前にも使うというふうなご説明、何度かいただいてたと思うんで すけど。これ見ると炉心損傷後となっていて、この辺りはどのように解釈す ればいいのかというのを伺わせて下さい。最後に、これも今まで8時間以内 に外部電源なくなったら復旧させるだったんですけど、この手順書見ると 10 時間という数字も出てくるので、この辺りをどのように精査すればいいのか 伺わせて下さい。以上3点です。

A: (東電) まず手順書の使い分けでございますけれども、少し手順書の中身を見ていただくとまず全体といたしましては、事象ベースは発生した事故によって、こういうふうに対応するということが、いわゆるやる順番、基本的なやる順番にしたがって書いてございます。それからシビアクシデントの方も、パターンがございますけれども、こういった FP 代替注水を、FP を使った代替注水ですとか、核納容器のベントといったような形で、基本的にはもう注水

ができない状況、あるいは核納容器ベントが必要な状況を想定してでの手順 書になりますので、その部分だけがのっかっているというようなことになり ます。当然、事故を並行して復旧している中で当然、炉心、緊急炉心冷却系 とかが復旧してくれば、そちらを使って復旧するということもございますの で、そういったところが少し、ちりばめながら入っているというのがシビア クシデントというような状況でございます。したがって、シビアクシデント の中に手順書として使っておりますけれども、それぞれ事故時のところで必 要なものは当然、使いますし、そういった使い分けといいますか、使うとこ ろ使うところによって使用すべき手順書は何種類かございます。それからシ ビアクシデント手順書に関しましては、炉心損傷前と炉心損傷後という形で、 基本的には分かれております。中身そのものは大きく変わりませんで、CAMS によります炉心損傷の判断が途中で入るだけでございまして、そこのところ で判断した後も引き続き燃料損傷が発生いたしますとしても、代替注水を確 保する、あるいは核納容器の圧力を監視しながらドライウェルベント、サプ チャンベントをやってくというような状況でございます。それから、10時間 の記載でございますが、1Fの1号機は直流の容量が10時間でございまして、 その他一般的には8時間というのが私どもの設備になっております。

- Q:分かりました。ちょっと 1 点だけ確認させていただきたいんですけど。その移行の条件、手順書どのように使い分けるかというご説明だったと思うんですけど、今回の事故に関して具体的に津波後、どの時点まで、すぐに要はシビアクシデントに移ったのか、それともしばらくは事象と兆候を使ってたのか、それともシビアクシデント待ちながらやってたのか、それどれくらいの時期なのかというのをちょっと改めて確認させていただけますか。
- A:(東電)はい、手順書の移行時期が何時何分だったのかというようなところは、こちらもほとんど記録といいますかそういったものは残っておりません。当然津波に襲われまして、順次ディーゼル発電機もいっぺんに無くなったわけではなくて、順次電源を失われたという状況でございますし、直流電源も1号機なんかはA系がフラフラついていたという状況でございますので、何時何分で SOP に移行したというよりも、注水手段がなくなったという状況から SOP の事態にはいってるというふうに考えております。
- Q:そうすると、暫くは津波のあとも事象と兆候も使いつつ、注入手段がなくなったという判断が下ったところで SOP も使ったということで宜しいでしょうか。

A: (東電) 大体それで結構でございますけれども、注水手段がなくなるという ことは、もう津波で電源が順次なくなっていく段階で認識できたと思います ので、そんなに時間はかからなかったというふうに思っております。

Q:ありがとうございます。

#### 〇司会

質疑の途中ですが、本日の作業状況についてまとまってきたということですので、東京電力から説明いたします。

# <東電からの本日の作業状況の説明>

# ○東電

それでは本日の作業実績についてご報告させていただきます。まず原子炉の 注水でございますが、本日 17 時現在1号機は給水系で 3.6m3/h、2号機は給水 系で3.1、炉心スプレイ系で7.2 でございます。3 号機は給水系で2.0、炉心ス プレイ系が 8.0m3/h で注水中になります。格納容器への窒素ガスの封入ですけ れども、17 時現在 1 号機の格納容器圧力は 120. 0kPa、2 号機は 123kPa、3 号機 101. 5kPa でございます。使用済み燃料プールの循環冷却の状況です。17 時現在 プールの水温は1号機 25.0℃、2号機 29℃、3号機 27.4℃、4号機 36℃でご ざいます。それからタービン建屋の溜まり水の移送でございますが、現在2号 機3号機からプロセス主建屋、それから雑固体廃棄物減容処理建屋の方に移送 を行っております。6号機のタービン建屋の溜まり水は、本日移送を行ってお りません。替わりに仮設タンクからメガフロートへ 10 時から 11 時 30 分の間、 移送を行っております。それから明日になりますけれども、1号機のタービン 建屋の地下の溜まり水を2号機のタービン建屋に移送を行います。建屋の水位 の状況です。16 時現在、プロセス主建屋の水位は 4,681mm で、午前7時とくら べますと 38mm の上昇でございます。雑固体廃棄物減容処理建屋は 3, 199mm、午 前 7 時と比べますと 31mm の低下です。サイドバンカ建屋は O P で 4.400mm、午 前7時と比べますと5mm の上昇になります。トレンチの水位です。16 時現在1 号機はダウンスケール中、2号機は2.874mm、3号機は3.202mm で、それぞれ午 前7時と比べますと1号機は7mm、2号機は4mm の低下です。タービン建屋の 水位です。16 時現在 1 号機は 4, 211mm、午前 7 時と比べますと 23mm の上昇、 2 号機は 2, 907mm、 3 号機は 2, 961mm、 4 号機 3, 002mm でございます。午前 7 時と 比べますと、それぞれ2号機は6mm、3号機は5mm、4号機3mm の低下です。 原子炉建屋地下1階の水位です。16 時現在1号機は 4,387mm、2号機 2,996mm、

3号機3,129mm、4号機3,027mmでございます。午前7時と比べますと1号機は 19mm、2号機は13mm、3号機5mm、4号機4mm の低下です。それから作業の状 況です。循環型海水浄化装置に関しましては、本日9時45分に運転を再開いた しております。それから1号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、 本日、明日ともに引き続きフィルターユニットの試運転を実施いたします。そ れから明日1号機と2号機の原子炉建屋開口部でのダストサンプリングを予定 いたしております。水移送装置の運転の状況に関しましては、先ほど申し上げ たとおりですが、14時 30分に淡水化装置に関しましては2番の1を隔離いたし まして起動をいたしました。16 時 20 分に淡水化装置としての、通常の運転状況 に戻っております。続きまして作業の関係で一部ご連絡がございます。福島第 一では明日 10 時から 16 時の間に電源強化工事が行いますので、1、2号機の 原子炉監視計器がいったん停止する予定です。したがいまして、通常5時それ から 11 時のデータを採取いたしておりますけれども、9時のデータを掲載する 予定でございます。それから第二原子力発電所になりますが、モニタリングポ ストのナンバーフの計装機器を収納していた建物につきまして、新設工事を行 いますので周辺の環境が変化する関係で指示値が変動する可能性がありますの で、あらかじめご連絡させていただきます。東京電力から以上です。

# く質疑>

#### 〇司会

それでは、手順書以外も含めまして質問のある方、挙手をお願いいたします。 それでは、3列目真ん中の方、そちらの方、そのあとそちらの方、どうぞ。

### 〇日本インターネット新聞社 田中

Q:日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。園田政務官に二つ質問いたします。一つは記者会見の進め方なんですが、園田政務官が遅れて来られる時は記者会見の開始も遅らすとかそういう事は考えられないんでしょうか。それを受けての次の問いかけになるんで、まずこれで。

A:(園田政務官) ちょっと今この場でですね、どういう形にするのかというの は考えはちょっとありませんので、一度引き取らせていただいて、改めてま た考え方を整理させていただいてお答えをしようと思います。

Q: なぜこんな事、私が聞くかと申しますと。そもそも合同記者会見でやるようになったのは、細野豪志当時補佐官がですね、バラバラにしてるんだったら効率が悪いからというのと、それと情報公開だったんです。ところがです

ね、ここに政治家が今一人の政治家園田政務官がいらっしゃらないとなると 社会のシステムとして東電も霞が関の方もどんな嘘をつこうが隠し通そうが 社会に対して責任取る必要ないんですよ。現にこれだけの大事故が起こって いながら誰も責任とって無いんですよ。ところが政治家は次の選挙に関わっ てくるんです。ですので政治家にいてもらわなきゃ国民も責任ある答えを聞 けないんですよ。出ていただかなきゃ、これ政治家として責任逃れというこ とになります。いかがでしょうか。

- A:(園田政務官) おっしゃるとおりでですね。細野大臣ともご相談をさせていただいておりまして、先般もそうでありましたけれども、私が完全に出られないというような状況、政治家がですね、ここで政務三役も含めて出られないという状況になった場合はこの記者会見は延期をするという形でさせていただいてますので、それと同じような形で運用はしてまいりたいというふうに思います。
- Q:それともう一つ、なぜこういうことを言うかとですね、22 日の先週の金曜日にとても大事な記者会見を東電が行いしました。というのは、損害賠償請求1200億円の分の支払いの政府からの援助を求めるということを西澤社長が記者会見で言ったんですが。その記者会たるや、経団連の中にある電事連の記者クラブでやったんです。それはもう接待漬けになってる人たちの前でやったんです。お身内だけでやったんですよ。それで、公表しましたと言われても困るんです。ですんで、ここでお身内じゃない、それはネットの中継も入りません、つまり国民の知らない所で密室でやられたんですよ、だからちゃんと公開の場でそういう大事な記者会見はやっていただかなければ困るから、政務官ちゃんと出てくださいと申し上げてるんです。それについて、つまり西澤社長が非常に大事な国民の税金から出る1200億円をなぜ公開の場で記者会見しなかったのかということをちゃんと政府として正すつもりはおありですか。
- A:(園田政務官) ちょっとすいません。経緯は私存じておりませんけれども。 電事連の定例の記者会見の中での話のようでございます。ここの場でどうい う形でというよりも、東京電力としてどういう形の記者会見をされるかとい うのは当然それは東京電力でやりますけれども、私どもこの政府と統合の記 者会見の場において皆さん方にお伝えをしなければならないものというのは 当然ながら私、政務三役の事故収束に関する責任のある人間がいて、初めて ここで発表されるものであるというふうに思っております。

Q:事故を起こす前の、普通のただ今後こういうサービスをやりますっていうような記者会見だったら、電事連でやろうがどこでやろうがこれいいですよ。事故に関する記者会見ですよ、事故の賠償に。つまり国民の税金からお金が出る大事な記者会見ですよ。それは東電のこの事故で国民は電気料金の値上げも負担しなければならなくなるだろうし、税金の負担もしなければならないんですよ。それをなぜお身内だけの場で記者会見してしまったのかということですよ。これはもう一度ここで、公開の場で、密室じゃない場所で、記者会見するよう指導していただけませんでしょうか。

A:(園田政務官)大変恐縮でございますが、ここの政府と東京電力の統合対策 室としての権限の外でございまして、賠償においてはですね、ご案内のとお り経済産業大臣たる枝野大臣の下で行われているという形でございますので、 ここの場とはちょっと性質が違うものであるということはご理解をいただけ ればと思います。

Q:事故に関わる問題だからここですよ。

A:(園田政務官) すいません。管轄は枝野経産大臣の下で、細野大臣ではありまません。枝野経産大臣の下で行わせていただいているということでございます。

Q:分かりました。西澤社長の件はともかくとして、今後園田政務官が遅れて来られる時は遅らすとか、いっそのこと1時間以上遅れるのであったらその日は取りやめにして次回にするとか、そうでないとなんら社会に対して責任取らなくてすむ、これまで散々嘘ついてきて隠しぬいてきた東電と霞ヶ関の人たちだけでやられちゃ困るんですよ。要するに責任取らなくていいんですよ。

A:(園田政務官)分かりました。私のスケジュールに合わせていただいてやってもよろしいということであるならば、そのようにさせていただきたいと思っております。この間の件はですね、この間も言われましたけれども、必ず私は記者会見はやるべきだという方針に立たせていただいておりますので、そういった面では極力私が細野大臣からも命を受けておりますので、この場に来て私の責任の中で広く国民の皆さま方にきちんと情報提供をするべきだというふうに言われております。そういった面では私が仮に時間が遅れると

いう状況があったとしても、まずは私の責任で記者会見はやっておいてもらいたいということでスタートをさせていただいていたんですが、そういうご指摘でございますので今後、大変恐縮でございますけれどもちょっと検討をさせていただいて、前向きに対応はしたいと思います。

Q:前回1時間ちょっとで終わったのはご存知ですね。

A:(園田政務官) あとで報告は受けました。

Q:なぜ、今日ここまでちゃんと政務官が来るまで記者会見持ちこたえられたかというと、恥ずかしい話だけどフリーで動員掛け合ったんですよ。そうじゃなければ、もう終わってましたよ。大事なもろもろの追求出来ずじまいでした。なので、もし遅れる時は、1時間以上遅くなるような時は、もうなしにしていただきたいんです。延期していただきたいんです。

A:(園田政務官) ちょっとこの場ではあれですので、少し持ち帰らせていただいて、先ほど申し上げたように前向きに検討はしたいと思います。

Q:分かりました。

#### 〇司会

次の方。

# 〇テレビ朝日 森嶋

Q:テレビ朝日の森嶋です。先ほどちょっと質問させていただきましたが、直流電流を喪失した時の手順書というのがあると、さっきお伺いしましたが。この手順書というのは交流が生きてることが前提に書かれていたということでよろしいんでしょうか。もし、そうであった場合これも重なってしまうかも知れないですが、直流交流、AC/DC、両方電源が喪失した場合の手順書というのは存在しないということでよろしいんでしょうか。また、その場合、両電源喪失した時の手順書というのは作られるんでしょうか。直流がなくなった場合の手順書というのは公開されることはあるんでしょうか。四つくらいですけれどもお願いできればと思います。

# 〇司会

東京電力への質問ですか。

A:(東電)直流電源の喪失事故に関しましては、繰り返しになりますが、事象 ベースの手順書の中にそれぞれ単独で用意してございまして、こちらに関し ましては交流電源が存在するということが前提となっております。したがい まして、例えば直流125∨主母線盤1Αが停電したということがどういう影響 があるかというようなことが記載されていて、その後どういった対応をする かというようなことが載っているという状況でございます。したがいまして、 全交流電源喪失と全直流電源が喪失したというような事態に関しましては、 今事象ベースでは用意してないというのが実態です。ただ SOP いわゆる注水 できない状況が発生して、何とかして注水自体を確保、復旧再開して原子炉 の安定を図るという意味では、いわゆる兆候ベースの EOP、それからシビアア クシデントの中でやるべきことについては包絡されているというふうに考え ています。当然今後の教訓として、事象ベースの中に全交流プラス全直流と いった事象を含めて事象ベースの対応手順書を作るべきだというような評価 があれば、こちらについて今のところ全く作らないという予定ではございま せんが、今後こういったいわゆるその事故をどういうふうに想定して、どう いうようなところまで対応するかについては検討していきたいというふうに 思っています。

#### 〇司会

よろしいですか。それでは次の方どうぞ。

#### ONPJ 日隅

Q:NPJの日隅ですけれども、保安院の方に手順書の関連なんですが。事故直後に対応が十分かどうかということを検討するにあたっては手順書を手元において検討する必要があったと思うんですけれども、それを求めなかった理由というのは何なのでしょうかというのがまずひとつと、それから七尾さんの方の質問で、他の原発の手順書について求めるつもりがあるかどうかという質問に対して、最初はないと言われた後で検討するという表現に変わったんですけれども、これは訂正後の見解でいいということですよね。これは原子力安全委員会が先日シビアアクシデント対策についてということで、レベル4まで検討できるような法的な整備をするべきだという意見を出されたことを踏まえてのことだと思うんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。その関連なんですけども、原子力安全委員会はレベル4までは今回意見を出されてるんですが、いわゆるレベル5、サイト外緊急時対応についての法的整備を求められる予定はないのか、何か検討されているのかどうか、

これはいわゆる今回必ずしも避難が十分に行われなかったものと思うので、サイト外緊急時対応についてもやはり同様に平常時からそれで十分かどうかということを検討しておく必要があるのではないかなと思いますのでその点と、それから最後なんですが、東電から手順書について公表して欲しくないということの理由を受けてらっしゃると思うんですが、意見書そのものを配布していただきたいと思うんですね。これは恐らく情報公開請求した場合には何も情報公開できない理由はないと思いますので、今回これぐらい皆さんの意見、質問が集中してますので、東電からの意見書そのものを出していただいて、東電さんの方でご説明されてきたことについてきちんと国民の身にも判断できるような形にしていただければと思います。以上です。

A: (保安院)保安院でございます。今ご質問いただいた件についてお答え申し 上げます。これまで手順書を求めてこなかった理由ということでございます。 これにつきましては私どもの方でも事故の調査というものを進めていく中で、 例えば先ほどもどなたかの質問で申し上げましたけれども、9月9日には事 故報告書というものを東京電力から受領しております。そういった一連の事 故調査の流れの中でこのタイミングで必要というふうに判断をして、9月2 7日でございますけれども報告徴収の命令をかけたということでございます。 それから先ほど他の発電所も含めて手順書を求めることを検討するというふ うに答えたということで理解していいかどうかというご質問でございますけ れども、これは当然今後の法体系を含めた安全対策見直しの中で、ひとつの 論点となり得るというふうに申し上げたことでございまして、今すぐ現行の 法体系の中で他の発電所について手順書を求めるということについては現時 点ではそういった考えはないということでございます。その点については先 ほどの安全委員会でのシビアアクシデントの法制化の議論の中でも当然一つ の論点になってくる可能性はあるというふうに思いますけれども、その辺は 今後の検討次第というふうに考えております。それから、東京電力の方から 公表して欲しくない部分という意見を出してきたものについての公表という ことにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えております。 今回お出ししたのはまだ一部でございますので、これから他の部分も公開の 作業を進めてまいりますので、そういった中でご指摘の点も公開できないか どうか検討していきたいというふうに考えます。以上でございます。

A: (原安委) 原子力安全委員会ですけども、先日のシビアアクシデントの文書ですけども、いわゆるディフェンスインデプスの第4層についてどういったところを法令上の規制要件にし、またあるいはどういった部分は自主に任せ

ておくのか、そこの検討は今後は保安院でやっていただくというのが安全委 員会の立場であります。

それからご質問がございましたディフェンスインデプスの第5層ですけども、これはまさに原子力防災でありまして、これについては法令上の枠組みということでは原子力災害対策特別措置法があって、あと様々な国レベルの防災基本計画であるとか、あるいはその関係、自治体などの防災計画があるわけですけども、そういった場面での技術的専門的事項について防災指針ということで原子力安全委員会の方でまとめてたわけですけども、今回の事故の教訓も踏まえて今それの見直しを行ってございます。いろいろな防護措置の決め方の問題でありますとか、それからいわゆる EPZ と言われております防災対策を重点的に講ずべき地域についての考え方、こういったところを中心に今専門部会の下のワーキングで検討を進めているところであります。

- Q:2つ目の質問の他の原発の手順書について要求するかどうかですけれども、これは法的な手続きの中ではないんですが、安全委員会の方からもまさに指摘をされているような部分もありますので、任意にいわゆる行政指導という形で任意に出せないのかということで求めるということは可能だと思うんですけれども、今後事故がいつ起こるかというのは分らないのですから、法的な整備を待つのではなく任意に求めるということは十分に検討する余地があると思うんですけれども、それは検討されないんですか。もしされないとしたらそれでいいとお考えの理由は何でしょうか。
- A:(保安院)まず私ども今現状を申し上げますと、福島の事故を踏まえてまさに技術的な課題を体系的に整理して、その中で今後の安全対策の見直しの方向性をこれから半年程度かけて検討していこうという状況の中でございますので、そういった議論の中でいろいろな方向性が出てくると思っております。そういった中でほかの発電所にも水平展開するような対策がありましたら順次講じていきたいというふうに考えております。
- Q:その任意に徴収するというか求めるということですけども、それをすると何か弊害があるのですか。何か弊害があるからしないんですか。そうでなければやはり安全委員会がまさに指摘されているとおりこの問題は重要な問題なので任意に提出することを求めるということは可能なんじゃないかと思うんですけども。それを検討しないというふうにここでそれほど固執される理由が分からないのですが。

- A: (保安院) いえ検討しないというわけではございませんけれども今安全対策 全般についての検討が緒についたところでもございますので、そういった中 での方向性を踏まえて我々様々な対策をしていきたいということでございま す。
- Q:今の話しだと半年は放置するということにしか聞こえないんですけども。 半年間は放置してそれを踏まえてというふうにしか聞こえないんですけど、 そうではなく速やかに一応余地があるかどうかの検討はするということは出 来そうに思うんですが、行政指導であればね。

A: (保安院) 当然必要な対応については検討の中でも早急にというようなことがあれば、速やかにやっていきたいというふうには考えております。

## 〇司会

それでは質問のある方挙手お願いします。それではそちらの方。後この列の 真ん中の後ろの一番後ろの、真ん中の列の一番後ろの方、どうぞ。

### 〇ジャーナリスト 寺澤

Q:ジャーナリストの寺澤有ですけども、さっき田中さんの方から言われたこ とで先週の記者会見のことでまた園田さんに一点と、後もう一つ後で聞きま すけども先週の記者会見で1時間くらいで打ち切りになってしまったという のは、これは本当におかしい事だと思うんですね。園田さんが来る前に。そ れで私も園田さんが来る前には行こうと思ってこの会見に向かっていたんで すけども先週20日の会見ですけど、それで実際私がその会見に来て園田さん も来ていて私は質問をしてれば当然そのときには東電の方では3人目の作業 員の死因だって分かっていてそれを発表することだって出来たわけですよ。 しかしそれを早々に園田さん来る前に勝手に打ち切って翌日の東電単独の会 見であんまり事情が分からない記者の前でいきなり死因を発表して、発表さ れる方だって今死因が発表されたのかと思ってそのまま発表を報道するわけ ですよね。ですけど我々こちらの柳原さんとか私とかもそういったこれまで ずっとその問題を追及してきて検案のことだとか解剖のことだとかも専門的 に取材してきた人間がいればかなり追及してたと思うんですよ、東電の方。 それをやらせないで翌日こっそり事情をよく分からない記者の前で東電が勝 手に発表しちゃうとかって本当におかしいことだと思うんですよ。いんちき だと。それで4月25日の会見、この共同記者会見始まったとき私園田さんに 最初に聞いてるんですけどまだ録音とか残っていると思いますけれど、この

会見の主催者共同会見でこれだけの人が出てきますけれどもどなたが主催者になるんですかって言ったら細野さん私ですと答えてるわけですよ。私が主催者なんですと。その結果フリーを誰入れるか入れないかを最終的に私が自分で判断するという話しになるわけですけど、だって園田さんさっきの話しだと取材者が来ないうちに勝手に打ち切ってるんですよここの役人と東電で、これおかしいでしょ、おかしいと思わないですか。だって私が園田さんの立場だったら怒りますよ。だって主催者の自分が着きもしないし、連絡もこないで勝手に現場で役人と東電で今日会見終わりにしましょうみたいなことになったら何で怒んなかったんですか、後でそういう報告を聞いて。

- A:(園田政務官)はい。私が報告を受けたのは会議中だったということもあったので、恐らくそれが入れられなかったんだろうなというふうに思っております。私が伺った話しによるとそういう面ではさっき質問が無かったということがあったようでございますけれども、ずっとこの場で何も無い状況で待ちをするというよりは司会者からもうこれ以上なければ終了させて頂きますということでその日の記者会見は終了したというふうに伺っておりました。したがって、私ももっと早く行ければよかったんですけども大変公務として努めておりましたので、それが終わったのが6時45分。したがってちょっとどうしても駆けつけれたとしても7時くらいにはなるだろうというふうに思ってました。そういう面では大変遅参をいたしたことは申し訳ないなと思います。
- Q:とにかく今度からはいんちきだと思われるようなことはやらないように先ほど田中さんが言ったように、もし園田さんが遅れるんであればその遅れる時間に合わせて事前にメールしてるんですから、登録している人達には開始時間を遅らせるとかあるいは途中園田さんが来る前に終わっちゃった場合には少し休憩を取るとかそういう感じでちゃんとやってくださいね。
- A: (園田政務官) 先ほどの田中さんからのご指摘も踏まえながら私どもとして は少し検討させて頂いて、次回にでもご回答はしたいと思います。
- Q:もう一点今度はちゃんと中身の話しですけど、先ほどの引水問題の話しなんですけどそれ園田さんが私現地に行って我々同行記者団もつれて現地に行ってその場で飲むということでしたから、これはかなり実証性があるのかなというふうに思っていたんですけども、そうではなくてまたお取り寄せだというふうに一歩後退しているかと思うんですが、園田さんもいろいろご都合

というかお忙しいんでしょうからこれ散水しているところというのはこれ5号機6号機からその水取って山林に散水しているということですので、ここのところに実際記者が行って取水するところを確認するとかこれは作業の邪魔にもならないですし核物質防護上なんの問題もないと思うんで、これ記者がせめて同行して実際取水する園田さんが飲むといわれている水を取水するところを取材するというような許可をしてもらわないと、全然客観性もないしまた東電だけにやらせたらまたいんちきしてこれですよって言ってお取り寄せになっちゃうわけですから、そこちゃんと記者がいけるように行く問題ないんじゃないですか。だって作業の邪魔にもならない核物質防護の問題もなんもないと思うんですけど。

A:(園田政務官)まず記者の皆さま方が同行されるということに関しましては 今この段階で何度もお答え申し上げてますけれども、発電所内に入られるこ とというのは私どもとしては現段階によっては控えさせて頂いております。 したがいまして、であるならばどういう形で皆さん方のお問い合わせに対し てお答え出来るだろうかというふうに考えましたときに、それであれば現地 でそれをくんできて頂いてそして封印なり何なりをしてここの場にまずそれ を持ち込むということ。今私が東京電力に対してそのことに関連して今要望 をいたしておりますのは、これ可能かどうか分かりませんけれどもその水を 皆さん方に資料提供というような形で普段皆さん方に発電所の状況というこ とで毎日こういう状況で情報提供をさせて頂いておりますけれども、それと 同様に水をご希望の方にはお渡しをさせて頂いて皆さま方できちっと確認を していただくような形も取れはしないかなというふうに考えておるとこでご ざいまして、それを私の飲水する水と共に皆さま方にご希望の方がいらっし ゃればお配り出来るような状況も併せて作れないだろうかということを今東 京電力に対しましては要請をしているところでございます。したがってそれ が出来れば恐らくいろんな皆さん方にご関心がお有りの方はそれを持って頂 いてなんらかの形で確認をしていただくというのは出来るんではないかなと、 濃度を測るなり何なりして頂けるんではないかんというふうに思ってます。

Q: それ取水するところに東京電力以外の人は立ち会わないんですか。という のは東京電力の川俣晋さんだって昨日私も園田さんにお付き合いして飲むと いってしまった以上は、多分東京電力の社員だけでやったら自分とこの幹部 社員がかかわっていることだから間違いなくいんちきするんじゃないんです か。保安院の人が立ち会ったりすることはないんですか。 A:(園田政務官) いんちきはさせませんので、私の責任においてしっかりと持って来させたいというふうに思います。

Q:それすいません、いんちきさせないというのを、どういうことで担保するのかっていうのを事前に言ってくださいね。それじゃないとあとから「はい、これですよ、皆さんもどうぞ」なんて言われたって、それ全く信用できないし、なんのためにやるのかわけ分んないんで。それでその一つ事前の作業として、この実際、今、この5、6号機からの低濃度とされる汚染水を取ってそれで散水しているわけですけど、それまでの過程っていうかどういう段取りっていうか、どうやってその散水しているのか、処理を行っているのかとかの、ちょっと図でそれ提出してもらえますか。図で、こういうふうに取水して、こういうふうな段取りを経て散水していますっていう、図で分かるようなものをあらかじめ出してもらえますか。

A: (東電) 散水の手順につきましては、10月7日に公表させていただいた資料にしたがいまして、ご紹介はさせていただいています。ゼオライト等でろ過をした後、最終的にはRO膜で塩分を取った水を散水しているという状況でございます。

Q:じゃあちょっとそれ後でもらいます。それでいいです。

### 〇司会

それでは次の方どうぞ。

#### ONPJ吉本興業 おしどり

Q:NPJと吉本興業のおしどりです、よろしくお願いいたします。3問ということで。その淡水化処理の関連なんですけれども、放射性廃棄物の工学を勉強し始めたばっかりで、不勉強でちょっとお聞きしたいんですけれども、東京電力の松本さんにお願いいたします。ストロンチウムはどういう除去をされているんでしょうか。RO 膜だけですか、凝集沈殿若しくはイオン交換等を通して除去はしているんでしょうか。続いて松本さんにお願いいたします。以前の質疑の中で、10月6日に亡くなられた方の記者さんとのやり取りの中で、今までに敷地内で働かれた、作業員の方々で亡くなった方々は3人か、延べ人数に対して3人でいいかという質疑の時に、松本さんは作業されてる方が亡くなったのは3人で、転職されたあと亡くなった方は知らない、交通事故で亡くなったり、他亡くなった方は知らないとおっしゃられましたが、作業

された方々で、転職、退職された後、3月11日以降の緊急時作業に従事された方で何人の方々が亡くなったか、もちろんいろんな死因もあると思いますけれども、それは把握されているんでしょうか。10月6日に亡くなられた方が、いわき共立病院に運ばれたのは隣の労災病院ではなく、いわき共立病院に運ばれたのは、これはその救急車の判断ということでよろしいでしょか。あと下請け、元請け会社などの、各会社のそれぞれの線量限度を日立や東芝などの線量限度を教えていただけたらと思います、よろしくお願します。

- A:(東電)はい。ストロンチウムに関しましては、アレバの除染装置を通した分に関しましては一部、凝集沈殿していると思いますけれども、現在アレバを使っておりませんので処理水の中には一定程度入っているというふうに思っております。まだ水の分析結果出ておりませんけれども、RO膜では、基本的にはストロンチウムをとりませんので、含まれているというふうに考えております。それから3人の方以外で亡くなられた方の死、亡くなったことがあるか、あるいはその死因についてのご質問でございますが、こちらに関しましては私どもとしては承知しておりません。それから救急車はいわき共立病院へ救急車の判断で行っております。それからその他、各関連企業さんの方で定められております。
- Q:ありがとうございます。では1点目のストロンチウムは、一定程度処理水の中に含まれているということで、それ作業員の方にもベータ線の処理が、ストロンチウムが含まれているので大変だと言われているんですけれども、すいませんこの園田政務官が飲まれる水のことを詳しくは私はその質疑のやり取りを聞いてなかったので、申し訳ないんですけれども、その水はストロンチウムが処理されていないというものですか。
- A: (東電) もともといわゆる地下水の流入水でございますので、私どももべータ核種については調べましたけれども、検出限界未満ということで確認が終わっております。
- Q:分かりました。その園田政務官が飲まれる水というのは、その淡水化処理 施設を通した水とはまた別ということでしょうか。
- A: (東電) いわゆる発電所には、南側の1~4号機側で処理した高濃度汚染水を処理した水と、5、6号機側、北側で建物の中に入ってきた地下水を処理

した水の2種類の水がございますが、今回、発電所の敷地内にまいている水は北側の水でございます。したがいまして、もともと発生源は地下水でございますので、地下水中に含まれている、爆発の際に降り注いだセシウム等を除去した後で核種分析をした上でいわゆる水浴場の基準以下、それから全アルファ、全ベータが検出限界未満であるということを確認したものでございます。

- Q:ありがとうございます、ご丁寧にありがとうございます。すみません不勉強で。では、そこの一定程度ストロンチウムが含まれている処理水というのは、サリーを通して循環されているもので、海にシルトフェンスを通して放棄されてるものですか。
- A: (東電) いえ、建物に入っている高濃度汚染水に関しましては、現在サブドレン水、地下水の分析等を進めておりますけれども、建物から地下水側には漏出してないというふうに判断いたしておりますし、取水口付近での分析結果からみても、高濃度の汚染水が海洋中に出ていないというふうに判断しています。
- Q:ありがとうございます。取水口付近の解析結果ですけれども、これはべータ核種は解析はされてるんでしょうか。
- A: (東電) はい、月に1回程度測定しておりますが、こちらの方は適宜公表させていただいております。
- Q:分かりました、ありがとうございます。転職後亡くなられた方は、把握されていないということで、3.11の緊急時作業に数カ月働いて、線量限度をパンクして、それで自宅待機となり亡くなった方を何人かお聞きしたんですけれども、では電離則・実用炉規制で、その方々が被ばくした線量は5年間保持するけれども、亡くなったかどうかはチェックする項目ではないという認識でよろしいでしょうか。
- A: (東電) いわゆる 100mSv を超えている高レベルの被ばくをされた方が、私 どもの知る限り亡くなったというようなお話しは聞いておりません。
- Q:分かりました。その関連で、その下請け、元請けの方々の線量限度を知りたかったんですけれども、幾つか会社にお聞きしたところ 60mSv とか、いろ

いろ。100mSv ではいかないまま、1年に60mSv とかだと、各会社によって線量限度がありますので、それを教えていただければ、各会社の線量限度、東京電力に他の会社の線量限度を聞くというのは、おかしな話ですけれども、ご存知であればと思ったんですけれども。

- A: (東電) 私どもとしては 250mSv であれ、まもなく厚労省の省令が改正されるというふうに聞いておりますけれども、所定の法令等を守っていただければ、各企業さんが自社の中でどういうふうに管理されるかは、いわゆる自由に管理していただいて結構だとうふうに思っております。
- Q:分かりました、では線量は教えていただけないということですね。線量限度です。
- A: (東電) 私どもとしては、各社がどういった管理をしているかについては、 契約上お話しできるかどうかも含めて、確認出来ればというふうに思ってお ります。
- Q:分かりました。では救急車がいわき共立病院、救急車の指示でいわき共立 病院に行かれたということなんですけれども、いわき共立病院は震災前から 放射線技師の方が常駐しておらず、線量計などを元々扱う方が常に常駐して おられないのですが、では亡くなられた方の因果関係、その線量などは東京 電力の産業医の方の自己申告のみという認識でよろしいでしょうか。
- A: (東電) 自己申告といいますか、その方の線量計に関しましては、一元管理が出来ておりますので 2.02mSv というふうに把握しております。
- Q:分かりました、具合が悪くなられてから、サーベイ、等価線量、いろんな 部所の、いろんな身体のポイントのサーベイなどはされたんでしょうか。
- A: (東電) 全身の被ばく線量で把握しておりまして、そちらの方で皮膚、目等に関しましても適用するというふうに、以前お答えしたとおりでございます。
- Q:ありがとうございます。それはホールボディとか受けたわけではなく、通常皆さんが持ってます銀行通帳みたいな被ばく線量通帳の数字のみという認識でしょうか。

- A:(東電)ホールボディに関しましては、この方は9月9日にホールボディを 受けておりまして、記録レベル未満という状況でございます。
- Q:分かりました、9月9日から10月6日までに何日作業に従事されて、大体何mSv被ばくされたんでしょうか。
- A: (東電) 9月9日かどうかは一概に言えませんけれども、8月の被ばく線量は0.91、9月が1.02、10月は0,09という状況でございました。
- Q:分かりました。ありがとうございます。すみません、ごめんなさい、関連で、保安院にお聞きします。各下請け、元請けの線量限度を日立、東芝、若しくは2次、3次、4次、5次、6次までの下請け会社の線量限度、各会社の線量限度を保安院は把握しておられるんでしょうか。
- A:(保安院)保安院はそれぞれの企業がどういう運用をされているとかまでは 承知しておりません。基本的にはその線量限度を守られているということは 保安検査等で必要に応じて確認をいたしますし、そのような制度になってお りますが、それぞれの下請け、元請けの方含めてですね、どういう運用であ るかというところまでは承知しておりません。
- Q:ありがとうございます。それは把握していなくても大丈夫という認識でやっておられるんでしょうか。
- A:(保安院)はい、その線量限度をきちっと守っていただくかどうかという被ばく管理がなされているかどうかということでございまして、それぞれの会社の中で実質的な運用レベルがどうであるかというところまでは必ずしも把握する必要はないと考えております。
- Q:分かりました。ありがとうございます。
- 〇司会

質問のある方。

- 〇ジャーナリスト 寺澤
- Q: ちょっと私が前に先にした質問ですけど、先ほど園田さんが飲まれるって 言っていた低濃度とされる汚染水ですが、これトリチウムが含まれるってこ

とですよね。

A:(園田政務官)はい、これはいつのデータでしょうか。以前測った時には 2.6 の 10 乗という濃度が検出はされております。

### 〇司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、前の方その後、そちらの方。 先ほど、この列の後ろの方です。そちらの方、それから端の方のその後、一番 後ろの方、どうぞ。

### 〇フリー 柳原

Q: すみません、フリーの柳原三佳と申します。まず作業員の就労許可という のはどなたが出すんでしょうか。東京電力さんにお伺いします。

A: (東電)はい、電離健康診断を受けたお医者様が就労の許可を出します。

Q:それは産業医、先ほどからおっしゃっている産業医ということですか。

A: (東電) 違います。これは雇用主が電離健康診断を受ける義務がございます ので、雇用主が依頼したお医者様ということになります。

Q:雇用主が依頼したお医者さんが就労許可を出すと。3人目の作業員に関しては、その死因から見てある程度持病があり、通院していた可能性があるのではないかというふうに考えられるんですが、その方に対して就労許可が出ていたということに対しては問題意識は特に感じられませんか。

A: (東電) お医者様の判断がございますので、私どもとしてはそれ以上のことは何も申し上げることはないと思います。

Q:分かりました。この3人目の作業員の方の死について、厚労省の基準監督 署ですね、こちらも即日労災ではないというふうに判断したと聞いています けれども、これは園田さん若しくは保安院さんの方ではこういう作業員の死 というものに関しても何か安全を管理するとか、把握するとかっていうこと はされるんですか。

A: (保安院) 保安院からでございますけれども、保安院はこちらでも申し上げ

ておりますが、原子炉等規制法の下で規制をしておりますので、例えば被ば く管理上何か著しく問題が無いかどうかといった観点からは見てまいります が、亡くなられたからといってですね、そこの部分については、例えば労災 であるかどうかということについて判断する立場ではないと思っております。

- Q:そうですね、今日ここに厚労省の方がいらっしゃったらいろいろ聞きたいこともあるんですが、園田さん、こういうふうに非常に疑わしいというか、危険な場所で働いている作業員に対して労働基準監督署がですね、即日労災ではないと判断する、これは過去の裁判を見ましても労災をめぐってかなり訴訟が行われたりしていると思うんですね。先ほどおしどりさんの質問にもありましたけれども、作業の場を離れてからの作業員の方の動向を把握していないということでしたが、例えばその線量だけの問題ではなくて、例えばその後に自殺をしたりとか、それからストレスでね、身体を壊してしばその後に自殺をしたりとか、それからストレスでね、身体を壊してしばるか、いろいろな経緯が考えられると思うんですけれども、そういうことも含めて即日、その日の内に労災ではないと判断する、こういうことに対して、非常に私は個人的に危険だと思うんですけれども、国としてはどのようにこういうことを管理していかれるのかなというの、国というか、東京電力さんにお任せしているっていう言葉を前々回の対応、それを連発されていたんですけれども、それではね、非常に危険じゃないかというのを感じているわけです。
- A:(園田政務官)あのちょっと、私の言葉が誤解を招いて伝わったということであるならば、ちょっと私の本意ではございませんでしたので訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども。対応を任せるというふうに申し上げたのは、既に確認が取れましたからよろしいですけれども、もう私もここで申し上げても。おっしゃるようにあの当時は作業員の方がお亡くなりになられたばっかりでございました。恐らく、ご遺族の方も含めてですね、大変急なご病気でということでありましたので、そういった面では大変悲痛の中でお迎えになっていらっしゃるのではないかというふうに思っておりましたしたがいましてその死因も含めてその私どもで記者会見を行うということに対してどのような確認がとれるかということを私は東京電力にお任せをしていたというふうに申し上げていたわけでございます。対応そのものを、例えば作業員の方がですね、何か事故であるとか、あるいは事件というのは考えにくいわけでございますけれども、何か事件に巻き込まれたであるとか、そういったところにおける対応まで東京電力にお任せをしていたということではありませんので、その点は誤解のなきようお願いを申し上げたいというふ

うに思っております。

- Q:事件は考えにくいとかおっしゃったんですけど、そういう先入観が非常に 危険なわけです。大体ご遺族が突然のことで動転しておられるみたいな意味 をおっしゃいましたけれども、今回発表された死因でそれは本当に急死に当 たるんでしょうか。その前からある程度病院にかかっているような内容の死 因、敗血症は最終的には死因ですよね。心臓が止まるとか心筋梗塞とかと同 じ。でもその原因を作った死因っていうのは元々お医者さんにかかっている ような病歴ではないでしょうか。
- A:(園田政務官) そのことに関しましては、個人のプライバシーがございますので、私の立場でこの場でお答えをするのは差し控えたいと思います。それで先ほど事件ということでは、先入観というふうにおっしゃいましたけれども、じゃあ、逆にお伺いをいたしますけれども、今回のこういう場で皆が見ている前でお倒れになられた。そして救急車で運ばれた。お医者さんがそこで判断をされた。ここで事件性というのはどういう状況で考えられるのか、逆にいうならばちょっと教えていただければというふうに思います。
- Q:はい、これはもう完全に一般論として、今回の方ということではなく私は話しますけれども、では例えば朝礼の直前に誰かに回し蹴りされていたらどうしますか。お家で何か暴力的な行為があったかもしれませんし、そういうことは調べてみないと分らないんじゃないでしょうか。ですから私が言っているのは、人の死因っていうのはそんなに簡単に外から見ただけで判断出来るものではないということを繰り返し言ってるわけです。ですから、この間も言ったようにそういうことを問題視して、既に警察庁では昨年からそういう死因究明に関する検討会も一生懸命やってるわけですね。ですから、こういう議論が高まっているときに、このように一つの作業所で3人も連続して亡くなっているようなケースで、司法解剖もせずに、行政解剖もせずに、病理解剖もせずに、もし死因を即日判断して労災じゃないというふうに言い切っているとしたら、これは作業員の人権とか家族の将来とかどうなるのかと。今後同じようなことが起こったら、同じようなことが繰り返されないために私は今、一生懸命質問をしています。

A:(園田政務官)ありがとうございます。そういう意味で申し上げれば、じゃあ回し蹴りがあったのであれば、どこにどういった形の打撲があったのか、それをお伝えしていただければと思います。

- Q:それはどういうことでしょうか。回し蹴りがあった死因ですか。回し蹴りがあったかも知れないって、これは全く私一般論でいうと言いました。これはきっちりと警察が検死をして体に残っている傷とかそういうものをちゃんと検死をしないといけないんじゃないんですか。それもせずに事件性がないということを先入観だということをおっしゃるから、だからそういう先入観では、もし薬毒物で何かがあったとかだったら、これは私前も言いましたけれど、必ず尿や血液を検査しないと本当の死因は分かりません。
- A:(園田政務官)大変恐縮でございますけれども、結果としてその事件性がなかったわけでございますので何か先入観で申し上げたわけではありません。したがって私がこの死因という形で特定が出来たと、そのことをご遺族の方にも確認をさせていただいて、それは公表しても差し支えないということでございましたので、公表をさせていただいたわけでございます。したがって、その中で事件性というものがどういう形であったのかというのを逆にいうならば、教えていただきたいと思います。
- Q:事件性がなかったと判断したというふうにおっしゃるのが、だから何を根拠にそういうふうにおっしゃられるんでしょうか。要するに司法の手は全く入っていないわけですね。
- A:(園田政務官) 先ほども申し上げたとおり、結果としてその死因というものが特定されたわけでございますので、その中において事件性はなかったということを申し上げたわけでございます。
- Q:だから、その死因が決定したっておっしゃいますけれども、それがその決定するっていうのが誰が決定したんですか。きっちり法医学者が検討したんでしょうか、第三者が検討したんでしょうか。今のお話だと、本当に労災ではないという判断があまりにも性急過ぎるのではないかと、そこを言っているわけですけれども。
- A:(園田政務官)だんだん議論が外れて来たように思うんですけれども。最初に戻りまして、ご案内のとおり労働基準監督署が労災ではなかったというふうにご判断をされたわけでございますけれども。それについてはですね、その時点での判断というものはあったというふうに私は受け止めさせていただいております。柳原さんもご承知かも知れませんけれども、後々ですね、後々

労災日程も含めて請求がご家族の方も含めて出るというのが一般論としてはあるわけでございますので、そういう面ではその時点での即日での労働基準監督署の判断と、それからご遺族の方も含めてですね、あとで申請が出たときまた確認をした時の判断と、それから訴訟においての判断というものはまた別途その時の判断が行われるというふうに、適切な判断というものが行われるものではないかというふうに思います。

### 〇司会

質問が繰り返しになっているようですので、まだ他に質問の方もいらっしゃ るので次に行ってよろしいでしょうか。

Q:分かりました。ありがとうございます。

## 〇司会

それでは、次に指名をしていた方。そちらの方。

### 〇フリー 木野

Q:フリーの木野ですけど。東京電力の松本さんに先ほど手順書でシビアアクシデントのものが使えなかったというお話があったのですが、あとでですね、その炉心の損傷後のものと損傷前のものがあるというお話でしたが、これは使えなかったのはどちらのものになるのでしょうか。今、保安院に提出したものはどちらのものになるんでしょうか。それから同じく東京電力松本さんに手順書、一般的には8時間で福島では10時間というんですが、これは何に由来する違いになるのでしょうか。それから保安院にですね、何度か質問が出ていたんですが手元に手順書を置かないことで、これ早急に置く必要あるんじゃないかと思うんですが、手元に手順書があることで事故後の対応だけでなくて設備面の不備も確認できるのではないかと思うんですが、逆に手元にないとですね、今後いろいろ整備をしている間に万一事故が発生した際に、今回と同じことが多分起きると思うのですが、保安院としてはそれは現時点では法令上は致し方ないというふうに認識されているんでしょうか。以上お願いします。

A: (東電) 今回お示しているのは各手順書の表紙で炉心損傷後というふうに書いてありますとおり、損傷後の手順書でございます。それから、8時間 10時間の記載でございますが、第一の1号機に関しましては直流の容量が10時間で設計をしておりまして、残りの号機は8時間という設計でございます。こ

れは設計の当時、第一の1号機は10時間ということで設備を形成したということになります。

- A: (保安院) 保安院でございます。ご質問の点でございます手順書が手元にあることでの我々の安全対策上の利点があるのではないかということでございますけれども。やはり現在の法体系ではですね、原子炉等規制法あるいは電気事業法もございますが、設置許可それから工事計画の認可といったようなところでの申請書での審査というところもございますし、あとは保安規定というものについて認可を行うという規制体系の下でやってございますので、そういったものについては当然我々の方でチェックをして許認可等を付与するという行為を行っておりますので、手順書については現行の法体系ではそういったことになっていないということが現状ということでご理解をいただければと思います。
- Q:分かりました。先に保安院にそうすると現行の法体系の上ではもうこれ以上事前に提出してもらうということは、今回も半ば強引な部分があったと思うんですが、同じような方法で事故を防ぐという形で出してもらうというのは、これは不可能なんでしょうかね。
- A:(保安院)今回、報告徴収をかけたのはやはり今回これだけの事故が起きたという現実がございますので、今後の事故調査の点でですね、必要と判断して東京電力から手順書の報告徴収ということで提出を求めたということでございますので。他の今運転を通常に行っているプラントにつきましても同様の事で、手順書を取るかどうかということになりますと、現行の法体系では難しいかというふうに考えております。
- Q:事故の調査ということではなくて、これから今回の事を今後の安全政策に活かして行くという目的もあると思うんですが、これだけでは手順書を取り寄せるというのは根拠としては弱いんでしょうか。
- A:(保安院) 今後の対策を考えていく中でですね、やはり必要だということになれば取る可能性はゼロではないと思いますけれども。そうした場合であってもですね、報告徴収という形でやるのか、あるいは任意での提出を求めるのか、そういった事はいろいろなやり方があるかと考えられます。ただ現時点では今これまでもご説明しておりますけれども、事故原因の調査に関して意見聴取会というような形で今検討を進めておりますので、その中での議論

の中で必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

- Q:取りあえず最後にしますが、それが出来ない以上は例えばその手順書が手元に来る前に事故が起こった場合は、また今回と同じような事がおこるというふうに思えるんですが、そういう認識でいてよろしいでしょうかね。
- A:(保安院)事故のですね、原因というのは様々な原因があるかと思います。 ご指摘のようなですね、運転操作に関するヒューマンエラーのような原因も あるかも知れませんし、設備が故障して事故に至るようなこともあろうかと 思いますので、そういった安全面対策を強化していく中でその検討に必要なものについては情報収集してまいりたいというふうに考えております。
- Q:分かりました。あと保安院にもう1点、先ほど今これ提出されたのが炉心 損傷後ということなんですが、イノベーション委員会から出てきているのは シビアアクシデントの手順書ということであって、前と後を区別していませ んが、これは片方しかまだ出てないということになるんでしょうか。これは 保安院の方に確認したいんですが。
- A:(保安院) 私どもの認識といたしましては、今回報告徴収で入手したものが シビアアクシデントそれから事象ベース、兆候ベースがございます。これで 全てだというふうに認識しております。
- Q: すいません、損傷前のものはどうなるんでしょうか。それは存在しないんでしょうか、保安院の認識では。
- A:(保安院) すいません、ちょっとまだシビアアクシデントというものについての手順書は今回お出ししているのが一部、それから兆候ベースというものが別途ございます。そういった中で場合によっては炉心損傷前の対応なども記載されているかもしれませんけれども、今手元にありませんのでまだ十分な答えは現時点ではお答えできませんので、調べましてまたご回答したいと思います。

## 〇司会

東電から。

Q:松本さんにお願いできますか。

- A:(東電)少し補足させていただきますと、いわゆる注水手段がなくなったというような状況に関しましては、EOP 兆候ベースの中でまだ操作が行われていきます。少し私損傷前と後というふうに別の手順書があるようなSOPのお話をさせていただきましたけれども、兆候ベースは基本的にプラントのパラメータ、いわゆる水位ですとか圧力を監視しながら使える手段がどういうふうなものがあるかというようなことが記載されております。その中で例えば原子炉の水位が回復しないというような状況で、使う手順書が EOP 兆候ベースの中にございまして、その中でシビアアクシデントの導入条件が成立いたしますと、シビアアクシデントの手順書を SOP の方に移行するというような状況でございます。したがいまして、シビアアクシデントの手順書に関しましては、炉心損傷後がメインで記載されておりまして、それの前には序文等のほか、必要な情報等が AMG というアクシデントマネージメントの手引書というようなところで入ってくるというような状況でございます。
- Q:分かりました。そうすると今回津波の後にシビアアクシデントの手順書を 一部使おうとされてたということは、その時点で炉心損傷があったという認 識でよろしいでしょうか。
- A: (東電) 炉心損傷があったというよりも、使える手順書が代替注水の手順書 あるいは格納容器のベントの手順書が SOP の方にありますので、炉心損傷が あったかどうかというよりも、この手順の準備を始めたということでございます。
- Q:分かりました。そうすると説明していただければと思うんですが、その SOP のフローチャートのところに大きく黒塗りで炉心損傷後のものとして使うというようなことが書いてあるんですが、これはどういうことを意味するんでしょうか。
- A: (東電) どういうことを意味すると言いますか、基本的には炉心損傷はいわゆる注水手段がない状況で発生いたしますので、注水手段がない状況では炉心損傷が発生し、その際には代替注水といったこと、それからページをめくっていただきますとペデスタルの注水ですとか、そういった記載がございますが、これは圧力容器が損傷したことを想定してペデスタル側、いわゆる圧力容器の下への注水するというような手段の記載がございます。
- Q:長くなると申し訳ないんですが、ここにある序の6のところにあるそのAMG、

SOP の対象範囲にある炉心損傷後というのは、実際に炉心損傷が発生しているという認識を持った後にという意味とはまたちょっと違うものなんですかね。

- A: (東電) 当然炉心損傷後というふうな状況を想定した手順書ではございますけれども、当然代替注水をするような手順は必要なものは全部利用した上で操作を行うということが前提になります。
- Q: 当然代替注水は炉心損傷前でも後でもしていく必要があるとは思うんですが、この手順書を実際に使うということは、ある程度そういった炉心損傷があったという認識がその時点で持っていたということもあると思うんですが、そうではないんですか。
- A:(東電)いえ、当然原子炉の注水がなくなったという状況でございますので、これが継続すれば炉心損傷するというのが判断としては持っております。ただ、現在その当時使えた手順書がいわゆる兆候ベースの EOP と、直接適用できるかどうかというところでシビアアクシデントの代替注水、それから格納容器ベントというようなところに対応の準備を進めていったということになります。
- Q:ちょっと有無で、炉心損傷があったという認識だったのか、その時点では まだしてないという認識だったのか、どちらになりますか。
- A: (東電) いつの時点のお話かによると思いますけれども、当然原子炉の注水がなくなったという時点で私どもとしてはこの事態が継続すると炉心損傷が起こりうるということは認識しておりますので、どうやって原子炉への注水を確保するかが最大のいわゆるミッションになります。
- Q:どの時点というのではなくて、この手順書を、SOPを使い始めた時点でそういった認識があったかどうかということなんですが。
- A:(東電) そういう意味では、今のところはっきりとしたことは分かりませんけれども、当然代替注水の手順書が載っている SOP を利用したということは間違いないと思います。
- Q:分かりました。あと1点だけ、ペデスタルの注水という話が今ありましたが、これは今回はされてますでしょうか。

A:(東電)今回はしておりません。

Q:分かりました。

# 〇司会

それでは次の指名されてる方。

# 〇回答する記者団 佐藤

Q:回答する記者団の佐藤です。よろしくお願いします。園田さんにひとつ、 東京電力に一つあります。まず園田さんに、放射性物質の測定機材の数につ いてお聞きしたいんですけれども、ゲルマニウム検査器の数ですとか、スト ロンチウム、ベータ線を計測できる検査器の数というもので、政府が協力を お願いできる、あるいは現に協力関係にある自治体ですとか、研究機関等で 保有しているこれらの数というのは把握されておりますでしょうか。もし把 握してるようでしたらば教えて欲しいのですけれども。先に東京電力に申し 上げちゃったほうがいいですか、どうしましょう。

A: (園田政務官) すいません、ちょっと私どもの今手元にございませんので。

Q:食品関係も入ってくるので、文科省とはちょっと違うのかなと思いました もので。

A:(園田政務官)食品関係のということですね。

Q:それと文科省がやっているモニタリングも含めてということですね。

A:(園田政務官)全般的にですか。

Q:そうです。機械の数をどれだけ把握していて、協力関係にあるところにどれだけあるのか、政府側として把握しているのかということです。把握しているようでしたらそのリストが欲しいなと。

A:(園田政務官)把握してるかどうかまず確認をさせていただきたいと思います。

- Q:分かりました。東京電力にお願いします。先ほど少しお答えいただきましたけれども、3月に現場にいた人のうち所在不明が3人いて、1人は3月19日までさかのぼれた。残り2人がまだ所在不明ということでしたけれども、もう一度ご説明していただけませんでしょうか。ちょっとバタバタしていた状況でしたので。
- A: (東電)ご質問は連絡が取れない方が何人いらっしゃるかというところと、古い方というようなお話でしたけれども、現時点と言いますか9月30日の時点で連絡が取れない方が20名いらっしゃいまして、うち3月に新規入域をした方が3名という状況でございます。その中で連絡が取れない方で日付がはっきりしてるのが3月19日に入った方でございまして、残りの2名の方に関しましてはまだ実際にいつ入ったかというようなところについては確認ができていない状況でございます。
- Q:分かりました。確認ですけれども、3月に新規で入った人が3人いて、所在不明者が3人いて、19日というのは確認できた1人、残り2人についていつ入ったかが確認できていないということでよろしいですか。日付が分らない。
- A: (東電) 日付と言いますか、本人がいわゆる氏名でいらっしゃるのかどうかも含めて今確認をしているところになります。
- Q:そうしますと、いた場合、確認できた場合の日付というのは分かるんです かね。仮に確認できた場合この人は何日からいたとか。
- A: (東電) 仮に確認できた場合には、日付としては特定できると思いますけれ ども、今のところその人物そのものの特定ができていないということになり ます。
- Q:仮に確認できた場合ということでいいので、いつから、日付の方というのは分かるんでしょうか。
- A:(東電)分かると思いますが、ちょっと確認する必要があろうかと思います。
- Q:日付の方を知りたいというのがメインなのでよろしくお願いいたします。

A: (東電) ちなみに日付を確認されるとどういうご理由があるんでしょうか。

Q:所在確認が終わっている人が一番古くて何月何日の入域分まで人を確認で きているかということになるので。

A:(東電)日付単位と言いますか、私どもの管理は3月に入域された場合のいわゆる作業員の名簿上を今まで連絡が取れたか取れなかったかというような確認をしておりますので、その方がいつから入ったかについては調べる必要がございますけれども、それがどういったご理由になるんでしょうか。

Q:その後、別の質問で考えていたんですけど、申し上げますと先ほどの死亡された方3名ということで、転職をした人の死亡数については承知していないということでしたけれども、そちらの方の確認に使いたいということです。転職済みの人の死亡数を確認したい。そうするとどうしても所在不明か所在確認できているかというところが分かりますので、3月の特に一番厳しかった震災発生当初から1週間とか、そういった時期の作業員の全員が所在確認できているかどうかそれを確認したい、そのための質問が今の質問です。所在確認全員できているということでしたらば、現在生きているか死亡しているか、あるいは健康状態がどうかということを東京電力、政府に確認をお願いしたいと思っております。

A: (東電) そういうことですか。分かりました。確認したいと思いますので少し時間をいただければと思います。

Q:よろしくお願いします。今申し上げたついでで申し訳ないんですけれども、 園田さんにお聞きします。松本さんのお答えで転職した人の死亡数について は承知していないということですけれども、政府として本当にこれでいいん でしょうか。

A:(園田政務官) 私どもとしては当初入域された方々の確認には努めてもらいたいということで、それは健康上の理由もございますけれども、当然ながら核物質防護上の観点からも所在不明というのは少し疑義あるという点で、私どもは所在不明者がいなくなるようにその確認には努めるということで、要請を保安院からさせていただいていたという実態はございます。

Q:すいません、所在不明者の数ではなくて、転職した後に死亡した人の数を

把握していなくていいのかということですけれども。

A:(園田政務官) その死亡者というよりも、その当時私ども政府としてもこの 統合対策室としては保安院の権限によって、その入域された方々がどういう 形で入られたのか、そしてまたどういう方が入られていたのかということと、 それから言わば労働環境の中においていわゆる放射線管理を私どもは行う必 要があるという観点からそういった方々に対してきちっと報告を求めるとい う観点で要請をしていたものでございます。

Q: すいません、どういった人が入っているかというのは関係なくて、被ばく線量も関係ありません。生存しているのか死亡しているのか、死亡しているのであればその人数すら把握しなくていいのかということです。

A:(園田政務官) ちょっと堂々巡りになって申し訳ないんですけれども。

Q:死亡している人の人数を把握してなくていいと思っているのかどうか、イエスかノーかで答えてもらえばいいんですけど。

A:(園田政務官)国会答弁のようになってまいりましたけれども。

Q:正確なお答えをいただきたいなと。

A:(園田政務官) 私どもとしてはその不明者の方々の状況をきちっと求めなければならないということがございましたので、その把握に努めるようにということで東京電力には求めてまいりました。

Q:死亡した数の把握は求めなくていいんですか。

A:(園田政務官) そういった点では私どもの管轄の中においてはそのことは入っておりません。

Q:私どもというのは政府全体のことですか。そうすると要望する場所はどこ もなくなります。

A:(園田政務官)統合対策室として保安院も含め、今私どもが事故収束に向けての観点で当たらせていただいているこの範囲で申し上げているわけでござ

います。

Q: それ以外、政府としてはないんですか、そういうのは。このままで本当にいいんですかね。退職後に何人死亡したか分らないままずっといくわけでしょ。

A: (園田政務官) 大変恐縮ではございますけれども、私どものこの管轄で今最 大限努めさせていただいてるところでございます。

Q:東京電力としてはどうなんでしょうか。

A: (東電) 私どもといたしましては、基本的に交通事故とかあるいはプライベートなご病気で亡くなるケースはあろうかと思いますけれども、その際にその都度何か報告を求めるですとか、あるいは調査をするという形につきましては、プライバシーの観点もございますので少し良く考えて行う必要があるだろうというふうには思っております。当然業務上の影響でお亡くなりになったということであれば、そういった雇用主あるいは元請け企業から連絡が受けられるというふうには思っております。

Q:実際に元請け企業からあるかどうかというのが分らない以上は東京電力側で何らかの確認作業、調査をやるべきではないでしょうか。例えば今7ヶ月経っていますけれども、1年後2年後で症状が発症して死亡した場合であっても何も知らされないわけですよね。発表してくれないと。国民の側は。

A: (東電) いわゆる放射線防護の被ばく線量の管理につきましては、一義的に 雇用主それから元請け企業が負う仕組みになっております。私どもは発注者 としての責任はまっとうしていきたいというふうに思っておりますけれども、 どこまでそれでできるかどうかについてはよく考えていきたいというふうに 思っております。

Q:分かりました。一つだけ申し上げておきますと、プライバシーの問題ですとかどういった原因で死亡したかというところがまずあるわけではなくて、作業経験者が何人死亡したのか、まずそれすら分らないという状況を何とかしたい。まず数だけでいいから出して欲しいと、そのお願いだけです。それと司会の人にお願いがあります。先ほどの死因確認の手続きについて柳原さんと園田さんとのやり取り、途中で停止されましたけれども、あれは園田さ

んに対して質問に対応した回答をするように注意すべき場面だったと思います。今後そういったこともあるかと思うので、こちら側記者側だけでなく会見する側にも手短に答える、あるいはちゃんと質問に対応した回答をする、そういったことを求めていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

# 〇司会

次の方どうぞ。

# 〇二コニコ動画 七尾

Q:ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願いします。古金谷さんに2問、流れの中でもしかしたら園田政務官に1問お願いします。まず古金谷さんにお伺いしたいのは2点でして、今回のような手順書は欧米の政府は持っていないんでしょうか、持っているんでしょうか、持っていないのは日本だけなんでしょうか。これがまず第1点です。欧米の事例を教えて欲しいということです。2問目としましては、先ほどから法律をもとにご解説いただいておりますのでお伺いしますけれども、基本中の基本を教えていただきたいのですが、なぜ一番重要な一連の手順書が提出されない法体系になってるんでしょうか。取りあえず2問お願いします。

A: (保安院) お答えいたします。こうした手順書について欧米各国等々でどういう取り扱いかということでございます。私が知る限りアメリカのケースで申し上げますと、やはり基本的には規制当局では持っていないということでございます。それから法律上の基本ということで、操作手順書が重要なものであるにもかかわらず持っていないと、政府の方で管理していないということの基本的な考え方ということでございますけれども、基本的に原子炉等規制法で安全上重要なところについては、行政庁の方で原子炉の設置許可だとか、あるいは工事計画の認可、それから定期的な検査というような形で、あと保安規定の認可ということで、重要な部分についてチェックをしているというのが基本的な法律の立て付けというふうに私は認識しております。

Q: すいません、1問目なんですけど、アメリカでは政府は持っていないと、 フランスとか欧米の事例についてご存知はないんですか。フランスはどうで しょうか。

A: (保安院) すいません、ちょっと今、私自身、存じあげている範囲で申しあ

げましたので、ちょっとヨーロッパのケースがどうかということについては 後日、お答えさせていただくということでお願いできませんでしょうか。

- Q:分かりました。原発を進めている国での事例を後日教えて下さい、お願いします。あと2点目なんですけど、ちょっとごめんなさい、質問の趣旨が私のいい方が悪かった。つまりその手順書が提出されない法体系に結果的にはなってるわけなんですけど、その理由についてはご見解ございますか。つまりこれ、現行の法体系では手順書はいらないというような捉え方もあるし、あるいは手順書をあえて求めない、つまりいろんな電力会社側の理由もあると思うんですけど、この点については、どうして手順書が一番重要な手順書が政府の方にいかない法体系になってるんでしょうか。
- A:(保安院) 私どもの方で、そういった運転管理面、特にハードの許可だとか、 工事計画認可というハード面のチェックとあとソフト面のチェックというこ とでは、今、保安規定の認可という行為がございます。その中で、発電所の 中での運転管理の基礎的な事項、それから設備管理といったようなところ、 そういった部分につきましては規定がございまして、そこに基本的な事項が 記載されているということでございまして。保安規定を実施するために必要 な手順書、あるいはマニュアル類というものが各事業者の方で準備されてい るというふうに理解しておりますので、私どもの方では、そういった上位の 規定に該当する保安規定というものについてのチェックを行っているという のが現行の法律の体系というふうに理解をしております。
- Q:質問の角度を変えますけども、つまり今のいい方でいうと、原発の手順書を持っていない現状で規制官庁として任務上、支障がないというそういう理解でよろしいですか。手順書を持ってないことによる規制官庁としての任務上、支障はないと。
- A: (保安院) 現行の規制体系のもとで、我々行政を行っておりますので、そういった法体系のもとで現在、保安規定の認可等を行っているということでございます。
- Q:園田政務官にお伺いしたいんですが、保安院の原子力安全庁への移行作業の中で、環境省が所管になるわけなんですけれども、現行法の改正というのは当然、出てくる可能性があると思うんですね。この時に、手順書安全規制の中で当然政府が持っていなくてはいけない基本中の基本で、細野大臣以下

で当然、政務官も含めまして準備室かなんかでこうした手順書は政府として 持っていなくてはいけないよねというような議論というような現状あるんで しょうか。

- A:(園田政務官)はい、ご指摘のように、今、準備室、来年の4月の発足に向けて今、準備室の中で、炉規制法も含めて検討しております。そういった面では、その中でこの手順書というものがというよりも、どちらかというと規制をどういう形で第三者的に行うことができるだろうかという観点、そしてまた人材育成も含めてアメリカの事例であるとか、あるいはヨーロッパ諸国の事例も含めて今、検討をしていただいているところでございます。
- Q: EPZ の拡大論がある中で、例えば大間原発となると青森だけでなく北海道の 函館も入ってきます。3つの県にまたがる原発もいくつか出てきます。首長 や住民からすれば、例えばそのシビアアクシデントの手順書を電力会社しか 持っていなくて、政府が持っていなくて、安全性において納得できるわけな いと思うんですね、これ常識的に考えると。原発の手順書を政府が持ってい ないというのは、実は国民の多くの方は知らないと思うんですけれども、手 順書に関して政府が持っていなくちゃいけないかどうかっていうのは、政務 官としてはどう思われますでしょうか、これ最後です。
- A:(園田政務官)はい、私の立場で事故検証という観点においては、その過程の中においてこの手順書、あるいは実際にどういう東京電力が現場で行ったのかというところは、きちっと今後も明らかにしていかなければならないというふうに考えております。その上でありますけれども、手順書を政府が持つというか、どういう形のものであれば、その安全性というものが確保でき、そしてまたそれが EPZ の問題はまた別途、これから今、安全委員会の方で議論をしていただいておりますので、それはそれでやっていただくという形になるわけですが、手順書そのものを私どもで保有するかしないかは、今後の規制の在り方も含めての、議論の中で検討がなされるものではないかというふうに思ってます。

### 〇司会

質問のある方。今、3人挙がってます。この3人の方で最後にさせていただきますが、他にいらっしゃいますか。じゃあ今、手が挙がってる4人の方で、それでは前からこちらの方、その後そちらの方、それから後ろのまん中の列の方、それから端の方。

# 〇ジャーナリスト 寺澤

Q:ジャーナリストの寺澤有です。先ほど園田さんちょっと熱くなってて、柳 原さんの質問途中でなんか答えがなかったような感じなんですけど。問題は ですね、回し蹴りの話しなんですけれどもね、今回、回し蹴りっていい例だ と思うんですが、今回3人目の作業員の方が朝礼の途中で倒れて亡くなった ということなんですよね。仮にそれがどういう原因でなったのかっていうと ころで、仮の例としてその前に別の人から暴行を受けて回し蹴りを受けて、 それで倒れたのは朝礼の間だったという可能性もあるんじゃないかって話し だと思うんですが。これはやっぱり実際亡くなった方をお医者さんが検案し て、身体を検案してですね、それで必要があれば解剖して、そうしないとや はり、皮下出血があるだとか、そういったことって分からないんですよね。 だからこの場合、検案して解剖すれば当然死体検案書というのが出てくるん ですけど、今回は死亡診断書で処理してるということは、これは入院してる、 がんだったらがんで入院して人ががんで亡くなったというような手続きの処 理をしちゃってるんですよ。だからこれは我々は医師法違反にもなるような 死因隠しではないかと、何十回も追及してるわけですから。今後仮にですよ また不幸なことに、そういう現地でお亡くなりになるような方がいた場合は、 ちゃんと医者が検案して死体検案書を作る、必要があれば解剖もするという ような手順を政府の方で決めないと、また園田さんが東電任せにしてるとか、 そういった批判を浴びるわけですから取りあえず少なくともお医者さんが検 案をして、そういった暴行の痕がないかとか、そんなの調べるの当然だと我々 は思ってたけど、いきなりあの松本さんは死亡診断書でやってるなんて話し になったので、それで警察の方に24時間以内に届け出て検死するするとい うようなことを、ちゃんとやんなさいよということを言ったらどうかと思う んですけど、どうなんでしょうか。

A:(園田政務官)今回はですね、お医者さんの判断によって、その処置がとられたということでございますので、私どもとしては、そこに対してなんら違和感も持っておりませんでしたし、医療機関としては適切な対応をしてもらったんではないかというふうに考えております。その上でありますけれども、死因については、そういった何か虐待めいた打撲であったとか、そういったところは認められていないわけでございますので、そういった点で私どもとしては、そういった事件性はないということを申し上げたまででございます。

Q:すみません、虐待めいたことはないというのは、検案しなきゃ分からない

んですけど、検案しないで、要するに死体検案書を発行しないでですよ、検 案してないんですから、これ死亡診断書で病死扱いしちゃってるんですから、 それはおかしいと言ってるんで、これちゃんとやって欲しいんです。後もう 一つ、さっきトリチウムが含まれてるという話しの中、成分の表かなんかを 見てらっしゃいましたけど、それって資料配布されたことあるんですかね。 そのトリチウムが含まれてるという資料見た記憶がないんですけど。そのト リチウムが含まれてるやつの資料をいただけますか。他のが含まれていない というのは見てるんですけどその資料多分配られてないと思うんで。

A:(園田政務官)じゃあ確認をさせて頂いて差し支えないということでありましたら当然ながらお出しをする。

Q: そうですよね。そのトリチウム含まれているという資料見た記憶なかった んでそれください。

A:(園田政務官)分かりました。

#### 〇司会

では次の方どうぞ。

#### 〇東京新聞 加藤

Q:東京新聞加藤です。先ほど七尾さんとの質疑に関連して保安院に。その炉 規法とか規則の改正の話しがあってその中で手順書をどう位置付けるかとい う話しが安全委員会や保安院で、保安院は経産省なんですかね、検討されて いるような話しを今まで聞いてたような私気がしていたんですけども、そう いう議論があるのかないのか。その方向で改正があれば当然ながら保安院が 手順書を持ちかつチェックすることになるんだろうと思うんですけれども、 それはそういう改正があればそういう認識でいいのかということでお願いし ます。

A: (保安院) 保安院でございますけれども、必ずしも具体的に手順書を規制対象にするかどうかという議論ではございませんけども、当然シビアアクシデントを対象とするということで今後規制の中にどこまで含めるかということはそれは議論一つの課題だと思います。今七尾さんからも手順書の重要性のご指摘がございますけれども、これは規制としてどういう規制がより効果的であるかということを考える必要があって、最近の傾向からいたしますとむ

しろ品質保証体制をしっかりと構築していくと。その中で事業者がきちっとした例えば今回は運転手順書ですけども通常の工事なども手順書がありまして、それでもそういったものにミスがあったりしますけれどもその手順書をいかに品質保証体制をしっかり組んでやっていくかということで、どちらかというと体制を見るという方向にこれまでは規制は変わってきていったということでございます。したがいまして今後規制の中で何をどういうふうに見ればより効果的であって厳格な規制が出来るかということは当然検討対象でございますし、このシビアアクシデントを規制要求していく際にどこまで見るのかということの中にその手順書ということも検討の課題としてはあると思いますけども、それがもっともいい方法かどうかというのはこれからの議論でございます。以上でございます。

# 〇司会

それでは次の方。

# ONPJ 吉本興業 おしどり

Q:NPJと吉本興業のおしどりです。よろしくお願いいたします。まず東京電力 の松本さんに。先ほど私が質問しましたときの松本さんのご回答の中で、高 レベル被ばくされた方々で転職後亡くなった方は把握していないとお答え頂 いたんですけども、では低レベル被ばくされた方は把握されているんでしょ うか。それとも高レベルも低レベルも関わらず転職後亡くなられた方は把握 していないということでしょうか。後園田政務官にお願いいたします。10月 22 日にいわき市で保安院と東京電力と専門家による意見聴取会が行われまし たが、そのお昼休みに抜き打ちみたいな形で細野大臣のいわき市の住民の 方々との意見交換会が行われました。これは以前から細野大臣が自治体の長 だけではなく住民の方々の本当の生の声を吸い上げたいということでその会 が行われたんですけども、その傍聴に私が急遽いわき市の方々を電話でお呼 びしたんですけども皆さんご存知なくその意見交換会に呼ばれていた方々は あらかじめいわき市が選んだ方々で、それぞれの商工会議所の議長、区長、 会長、PTA会長などの方々が細野大臣との意見交換会として呼ばれておりまし た。歩いて5分程のところでそこに住民が100人くらい集まって住民達のシ ンポジウムをやってたんですけども、その直後にそこに伺いましたところ歩 いて5分のところに細野大臣が来られて住民達の声を吸い上げるべく意見交 換会が行われていたことを誰一人知りませんでした。ですのでこの実際自治 体の長の声ではない声を聞きたいという会でしたのに、自治会の長がそのメ ンバーを選定してそして住民の方々が知らないところで行われている意見交 換会というのははたして本当に意味があるのでしょうか。園田政務官にお答え頂けたらと思います。そしてこれからもこのような会は各地で企画されているんでしょうか、お願いいたします。後文科省によろしくお願いします。以前私がプルトニウム 241 の汚染地図が出なかった件について渡辺次長の方からご回答を頂きまして、それがスピードと緊急性とバランスを考えてプルトニウム 241 は測定が難しいので時間をかけるより測定場所を増やすという選択をしたとお答えを頂きました。しかしチェルノブイリの事故後の土壌の解析、公式の解析を見ますと直後一年後などでもプルトニウム 241 は 239 足す 240 の量より 110 倍の量をきちんと解析しています。そして 14 年後に改めてアメリシウム 241 を解析しているんですけども、検出のスピード性とバランス性を考えてということですが、ではこの日本は福島の事故はプルトニウム 241 を検出する機械若しくは人員マンパワーが足りないという認識なんでしょうか。ご回答よろしくお願いいたします。

- A: (東電) はい。まず東京電力からお答えさせて頂きますけれでも、いわゆる発電所の内部あるいは元請け企業さんから連絡を受けているのは3件でございますけれどもそれ以外に関しましては基本的に連絡はございませんので交通事故ないしはプライベートのご病気等で亡くなるというケースはあろうかと思っております。ただ高レベルの100mSvを超えた方に関しましては健康診断を受けることになっておりますので、その際に受けたか受けなかったかというところは確認は出来ておりますので私はそのように申し上げたところです。
- Q:ありがとうございます。関連で園田政務官よろしくお願いいたします。現在各会社の線量限度は100mm までいかず、60mm80mm 各会社によってそれぞれという状況でして100mm 超えることが滅多にない状況で把握されることもないと聞いております。例えば実際にある話しなんですけども、3月以降緊急時作業に加わりまして3月から8月まで働いてそこでそこの社の線量限度60mm を超えパンクしたということで9月から自宅待機、そして10月に心筋梗塞で亡くなるという若者もおられるんですけども、これは線量限度以下ですので合法的で把握しなくても構わないという認識で政府としてもそういう認識でということでよろしいでしょうか。
- A:(園田政務官)私どもとしては電離規則の関係の中で被ばく線量というものを考え、今回は緊急時ということでそれを引き上げをさせて頂いているわけでございますけれども、その範囲内で各事業者である東京電力並びに協力頂

いている協力会社も含めてその形においては、しっかりと守ってもらいたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。その範囲内でしっかりと線量を管理していただくというところは、またそのチェックを保安院が中心となって現地で行わせて頂いているということでございます。

- Q: すいません。質問の趣旨が伝わってなかったかと思いますが、範囲内で線量管理されているので、例えば年 60mm 被ばくした後に心筋梗塞で亡くなってもその亡くなった方は把握しなくてもよいという政府の基本的な考え方ということでよろしいでしょうか。
- A:(園田政務官)当然この作業の中においてそういったことがあれば、きちっと対応をしなければならないと私どもも当然考えているところでございます。 したがって線量の管理というのは厳格にやらせて頂いているつもりでございますので、その範囲内できちっと対応はするようにそれは東京電力に対しても再三再四要請をさせて頂いてるとこでございます。
- Q: すいません。理解出来なかったんですけども作業の中でこういったことが あればとおっしゃられましたが、それは作業時に亡くなられた場合は把握す るという認識でしょうか。
- A:(園田政務官)当然作業に入るというところにおいてこの発電所の中に入る わけでございますので、その敷地内における様々な労務管理というものは当 然ながら東京電力そしてまたその下請け孫請けのそれぞれの事業者関連企業 がきちっと行うべきではないかというふうに思っております。
- Q:分かりました。すいません質問の趣旨が伝わっておりませんようで同じ質問を改めていたしますが、ぶら下がりで聞いた方がいいですか。すいませんぶら下がりで聞いて欲しいというあれば分かりました。それ受けたまわりますので所属記者名と媒体名をおっしゃっていただけませんか。すいませんではぶら下がりで聞きますので所属媒体名と記者名を承りたいのですけど。産経新聞の大竹さま、分かりました。ではそれはぶら下がりで聞きますので、では意見聴取会についてよろしくお願いいたします。
- A: (園田政務官) 10月22日に細野大臣がいわき市において住民の皆さん方との意見交換をさせていただきました。細野大臣からは当然ながらその首長の方、自治体にお願いをさせていただいたわけでございますが、何かこちら側

からその対象者を区切らせていただいたわけではございませんので、住民の皆さん方との意見交換をさせていただきたい、ついては設置も含めてお願いをしたいということで投げさせていただいて、当日そういう方々が自治体を通じてお声がかけられたというふうに承知をいたしております。その際に私どもの形で、以前にもご案内かもしれませんけれども、細野大臣、地域住民の皆さん方との意見交換という形で行った経緯もございまして、時間が許す限りにおいては細野大臣もなるべくそういった方々と意見交換したいという気持ちは今でも持っておりますので、今回で最初で最後ということではありません。

Q:分かりました。その住民のその方々ですけれども、自治体のいわき市の長が全てあらかじめ選んで、そして住民の方々はご存知ないという形で別に構わないということでしょうか。そしてそれはこれからもそのような形で各地で行われるということでしょうか。

A:(園田政務官)自治体の長の方が選んだかどうかはちょっと。

Q: 今回はいわき市の方が全て 20 名選ばれました。いわき市長です。すいません。

A:(園田政務官)市長がってことですか、首長が選ばれたんですかね。

Q: そうです、市長があらかじめ 20 名選ばれて。

A:(園田政務官) そういうことですか。言わば首長も当然ながらいわき市を代表される方でございますので、そういった方に言わば住民の皆さん方を代表する方々と意見交換をしたいというふうに申し上げて、そしてセッティングをしていただいたというふうに思っております。

Q:分かりました。ありがとうございます。産経新聞の大竹さんすいません、 関連でひとつだけよろしくお願いいたします。保安院にお聞きします。実用 炉規制で線量限度は事故前は通常時 50mmですが、その通常時 50mmの線量 限度 60mmを被ばくして、それで自宅待機で心筋梗塞で亡くなったという方 もやはり事故後では合法的などで把握しなくていいという考え方でよろしい でしょうか。 A:(保安院) 今の基準のもとで管理をされていることについては、保安院としては特に法令上の問題はないと考えます。ただ、お亡くなりになられた場合にはそれは別途いろんな対応、それが労働災害かどうかというのはまた別の観点からの対応があると思いますけども、原子炉等規制法の規則を守っておられるかどうかという観点からすれば、そこは今の緊急時の被ばく管理としては問題はないというふうに考えております。

Q:分かりました。ありがとうございます。

A:(文科省)文部科学省でございます。土壌中のプルトニウム 241 の測定についてのご質問でございます。前回渡辺が答えてございますけれども、今回の調査の目的というのが発電所由来のアルファ核種であるプルトニウムがどの程度飛散していたのかということを限られたサンプル数、時間の中で把握するということが目的でございましたので、プルトニウムに関しては 238 と 239 プラス 240 を測ったわけでございます。241 につきましてはいわゆるベータ線を出しているということと、計測に他の核種の倍近く時間がかかるということで今回はその測定はしなかったということでございます。ただご指摘のようにプルトニウム 241 は娘核種であるアメリシウム 241、これは内部被ばくにかなり他のプルトニウム 238 などと同様に重要な核種でございますので、ご指摘の点は重要な観点であるというふうに思ってございます。今後計測のスピード性あるいは放射性物質、プルトニウム等の拡散の広がり、つまりどれだけサンプルを取るかということを全体を勘案する中で、また専門家の意見も聞きながらその計測をするかどうかについて検討していきたいというふうに考えてございます。

Q:分かりました。プルトニウム 241 はいわゆるベータ波で検出しにくいということは存じてるんですけれども、これから検討するということで、チェルノブイリは直後に広範囲に解析しておりましたので、なぜ日本で解析ができないかというのがとても謎でしたので、機械が足りないのか、マンパワーが足りないのか、他に何らかの理由があるんでしょうか。その検出方法が難しいから解析できないという、根底として。

A:(文科省)チェルノブイリの地図がいつできたのか私も承知してございませんけれども、今回の土壌の調査の目的というのが、その福島第一原子力発電所からのプルトニウムの拡散の広がりの範囲とか濃度を調べるということがまず第一の目的でございました。同じプルトニウム同位体ですので、同じよ

うな挙動をして出て行ったということは想像できます。それからもうひとつ線量の評価という意味では、いわゆるベータ線ということで、241の内部被ばくの傾向を摂取した時の線量への寄与の度合は、逆に他のプルトニウムなどに比べて少のうございます。したがって、先日の保安院の6月の試算では他のプルトニウムの同位体に比べてたくさん出ているというような結果もございますけれども、他方線量への寄与は少ないというような状況もございますので、全体のバランスを考えながら対応していきたいと、無限に測定機器とかあるいはサンプルについても取れるというような状況ではございませんので、その時々に一番効率的な、かつ効果的な測定をしていきたいというふうに考えてございます。

Q:分かりました。ありがとうございます。

## 〇司会

それでは、質問、はいそちらの方どうぞ。

### 〇回答する記者団 佐藤

Q:よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。まず1点補足を先にお願いします。園田さんに、先ほどゲルマニウム検査器とストロンチウムの検査可能な数ということで要望をお願いしましたけれども、これは現時点であるものに加えて、今後購入する予定が立っているものというのも別に加えていただけませんでしょうか。

A: (園田政務官) 今後購入予定、それはいつの段階でしょうか。

Q: そこまでは特に限定していませんので、今後購入する予定があるというものと、現在稼働している、設置されている計測器の数ということで政府がどれだけ把握しているか分ればと思っております。

A:(園田政務官)分かりました。まず把握してるかどうかを確認をさせていただいた上で、どこまで調査ができるかちょっと受け取らせていただきたいと思います。

Q:はい、よろしくお願いします。質問です、東京電力、関連してこれは園田 さんにも。福島第二の方なんですけれども、こちらは現場取材させてもらえ ませんでしょうか。福島第一の方が現状要望がとおりませんので、第二の方 を先に見ることができればと思います。それと東京電力に別の質問です。園 田さんが飲むと言っている水についてなんですけれども、これは水を汲む人 というのが多分いるかと思うので、この水を汲む人、フリーの記者、ごめん なさいフリーではなくても結構です。記者の側から人を出させてもらえない でしょうか。それともう一つ園田さんに。統合対策室の議事録の有無との関 連があるんですけれども、こういった事務的な有無を確認するですとか、統 合対策室内で確認して回答する必要があるような事柄に対して、政府側で誰 がというんでしょうか、どの省庁、部門の人が対応されているのかそういっ た事を分かれば教えてください。それから、園田さんがいらっしゃらない時 の会見の実施どうするのかというところとも関係があるんですけども、そう いった例えば園田さんのスケジュールを見た上で何時にするとかそういった 進捗管理、あるいは状況の把握というのを誰が責任を持ってやっているのか、 そういった事を知りたいです。それから対策室、室長という人はいるのでし ょうか。先ず、質問は以上です。それと、以前質問させて頂いたことの回収 をお願いします。先ず、園田さんに統合対策室の議事録の有無の関係です。 これはどうなりましたでしょうか。まだでしたらなぜまだなのかということ が分かればと思います。あわせて園田さんにライブカメラを設置可能な場所 について政府職員で敷地内を探索して貰えないかということを前々回の会見 でお願いしましたところ、一応政府側でそれを決定できる、又は、そういっ たことを出来る権限のある人が確認出来ないということで、誰がそういった ことを指示できるということだと思うんですけども、権限を持っているか確 認をお願いしておりますけれども、これは出来ましたでしょうか。それと最 後、東京電力に今日の会見でも1度質問させて頂きました、集中監視用のウ ェブカメラ、全部で 90 台あるということでしたけれども、何号機にそれぞれ 幾つ付いてるか分かりましたでしょうか。分かりましたらお答えいただけれ ばと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

A: (東電) はい、東京電力からお答えさせて頂きますが、福島第二原子力発電所についても現在警戒区域の中でございますので、ご見学と言いますか、現場公開に付きましては1Fと同様、今の所は出来ないという状況でございます。それから、水で5、6号機の北側の水でございますが、こちらは既に採取は終わっておりまして、現在、分析機関で雑菌等、いわゆる大腸菌等飲める水であるかどうか確認しております。それから、集中カメラでございますが、台数は1号機で12台、2号機14台、3号機で10台、4号機9台、5号機1台、6号機が7台、その他共通で34台ということで正確に申しますと87台が今付いております。

Q:ありがとうございます。園田さんお答え頂く前に今のやり取り済ませてしまいます。先ず、福島第二原子力発電所内に取材出来ないということですけれども、これは取材可能になるのは何時位なんでしょうか。福島第一とセットで考えて良いんでしょうか。

A: (東電) 今のところまだ未定でございます。第二発電所の現場公開も含めて 現在検討させて頂ければと思います。

Q:分かりました。それと、飲む水に関してなんですけれども、採取済みというのは園田さんが飲む予定になっている水に関してが採取済みということなんでしょうか。

A: (東電) はい、今採取が終わっておりまして分析機関で雑菌、大腸菌の有無を確認しているところでございます。

Q:分かりました。これ、今多分寺澤さんからコメントがあるかと思うので私 の質疑が終わった後でマイクを回して頂ければと思います。ありがとうござ います。園田さんよろしくお願いします。

A:(園田政務官)はい、先ず対策室の室長はということでございますけど、以前、皆さま方に御配りさせて頂いた政府組織の全体像があるかと存じますが、それで責任者でございますけれども、連絡担当責任者というのは現、経済産業大臣である枝野大臣でございます。連絡担当者が細野原発担当大臣という形になっておりまして、事実上対策室の政府の責任者という形でこの様に記載させて頂いておるものでございます。議事録についてはまだ確認が最終的に出来てないということでございまして、私の所にその確認結果があがってきてないというのが現状です。遅くなって申し訳ございませんが、もう暫くお待ちを頂きたいと思います。それから、ライブカメラの決定の権限でございますけれども、これについてもまだ確認が済んでないということでございますので、もう暫くお待ちを頂ければと思います。

Q:ありがとうございます。2点、細かな所確認させて下さい。室長というポストは政府側には無いということでいいんでしょうか。統合対策室として東京電力側にもそう言った室長という様なポストはあるんでしょうか。

A:(園田政務官)取り立てて対策室の室長という取り決めをしたのでは無いと 承知を致しております。

Q:分かりました。ありがとうございます。対策室内の進捗管理、園田さんが 秘書的な役割をするという考えで良いのかと思うんですけども、誰が、ある いは、どの部門がというのが

A:(園田政務官) そういう面では、対策室というかですね、例えばこの統合対策室の共同記者会見、これの事務局をやって頂いているのが保安院がやって頂いているところでございまして、この議事録の共同記者会見のですね、議事録を確認をしてホームページにアップするというところも含めて保安院で事務担当はして頂いております。

Q: そうしますと、統合対策としての議事録、まだ報告は来ていないというの も、これ探しているのは保安院の職員の方ということで。

A:(園田政務官)はい、そうです。

Q: それから室長との関係なんですけども、統合本部の時に事務局長の細野補 佐官がいらっしゃったと思うんですけども、現在、事務局長というポジショ ンってあるんですか。

A:(園田政務官) そういう面では今はございません。

Q:分かりました。了解です。ありがとうございます。

#### 〇司会

質問まだ、そちらの方いらっしゃいますね。他に今そちらの方追加で質問ありますが、他にいらっしゃいませんね。いらっしゃいますか。その、後ろの方、その後、一番前の方

### 〇フリー 木野

Q:度々、すいません。フリーの木野ですけど、保安院さんに先ほど、手順書 アメリカのNRCの方でチェックしていないという話があったんですが、これはアメリカの情報を調べた報告書のような物がもしあれば見せて頂ければ なというふうに思います。これ、お願いできますでしょうか。それから、も う1点、文科学省、伊藤さんにですね、紛争審査会の議事録なんですけども、 最後に公開されているのが8月5日の中間取りまとめの物で、これも2ヶ月 以上の前なので、こういった物は関心の高い物なので、出来れば審査会の後 一両日中位には公開お願い出来ないかと思うんですが、これは如何でしょう か。検討頂ければと思うんですが。以上、お願いします。ごめんなさい、も う1点だけ東京電力の松本さんに、先ほど8時間はDGの時間という話だっ たかと思うんですが、非常用DGの燃料の持続時間は1Fではどの位を見て らっしゃるんでしょうか。以上、お願いします。

A:(保安院)保安院でございますけど、NRCでの手順書の取り扱いについてのレポートがあればというご指摘でございますが、そういった物はございません。我々ホームページをチェックしたりとか、今こちらの方に常駐しているNRCの方がいらっしゃいますので、そういう方にお会いする際にお聞きしたということでございます。

Q: ちょっと確認頂ければと思いますが、今、NRC のインスペクションマニュアルというのがテンポラリーインストラクションの 2515184 というもんなんですけれども、これで、SAMG、シビアアクシデントのマネジメントガイドラインをチェックするという様な事が書かれているので、ちょっと内容を保安院の方で実際にその NRC がやっていないのかどうかもう 1 度確認頂ければと思います。出来ますでしょうか。

A:(保安院)はい、分かりました、確認いたします。

A:(文科省)はい、文部科学省でございます。原子力紛争審査会の早期公開を ということでございますけれども、関係の部署に適切に対応出来る様にした いと思います。

Q:お願いいたします。その時にですね。なぜ 2 ヶ月も掛かっているのかも教 えて頂けますか。

A:(文科省) 先日、放射線審議会の時も同じ様な質問御座いましたけれども、 一般的に外部に発注した議事録、速記録を起こしまして関係の委員に確認を 得るというのが通常の手続きでございます。そのような関係で遅れているの は無いかと推測所でございます。 Q:関係の方に確認いただくのは結構なんですけども、事態が事態なので通常 の様にやって頂いては困るので早めに公開するのをお願い出来ますでしょう か。

A:(文科省) 早めるように伝えたいと思います。

A: (東電) 東京電力でございますが、DGの燃料油は約1週間分がございます。

Q:これは今回使える状態にあったんですかね。

A:(東電)はい。そうです。

Q:津波後も。

A: (東電) 津波後は外部電源がありませんし、DGそのものが止まっておりますので、燃料の補給そのものも出来ておりません。

Q:燃料はどちらに確保されているんでしょうか。

A:(東電)屋外の軽油タンクに確保しております。

Q:それは津波で今回流れた。

A: (東電) いえ、違います。軽油タンクそのものは、いわゆる岩盤にくっついておりますので、軽油タンクそのものは健全でございますけれども、軽油を動かすポンプ、電源がないという状況でございます。

Q:軽油タンクの場所は地図でどっか示されていましたっけ。

A: (東電)海側に円い印があるかと思いますけれども、基本的には個々の設備 の場所については明示は避けているものでございます。

Q:タービン建屋と海の間と考えればよろしいでしょうか。

A:(東電)はい、そうです。

Q:分かりました。

# 〇司会

それでは最後の方どうぞ。

# 〇ジャーナリスト 寺澤

Q: ジャーナリストの寺澤有ですけど、最後にお一つ園田さんに聞きますけど、 さっき私の途中の質問で園田さんはこの飲む水のきちんとそこから取水した とかいうこととかのちゃんと公正さを保つために、これ手順これからどうす るか段取りとか決まったら明らかにするって言ってたのに、既にそれに水く んであって、それ検査してこれからそれ飲みますってちょっと違うんじゃな いんですか、それさっき言ってたことと。

A:(園田政務官) その状況を逐一記録に残しておくという点ではやってもらってると思います。

Q: そうなっちゃうと、それを全部やっているのは東電の社員しか立ち会って ないわけですよね。撮影してるにしても、ですよね。

A:(園田政務官)はい、そうだと思います。

Q: それはかなりいんちき臭い話だと思いますけど、何でそういうふうになっちゃったんですか。だって、我々記者が立ち会うか、あるいは最低でも政府の方から保安院の誰か立ち会うかしなかったら、意味ないって分かるじゃないですか、それ。

A:(園田政務官)でも、ちゃんとテレビカメラも含めてですね、撮っていれば何か手品でもあるまいし、そのような不正が行われるとは私は認識はいたしておりません。

Q: それ飲むときに、その今テレビカメラって言ってますけど、当然全部公表 するんですよね。一部編集したりとかしないで全部を。

A:(園田政務官)はい。当然それはさせたいと思います。

Q:じゃあ、いつやるんですか。今検査してるとか言ってますけど。

A:(園田政務官) ちょっと検査の結果がいつ出るのかちょっと私もまだ報告を 受けておりませんが、出来るだけ早くというふうには私からは要請させてい ただいてます。

Q: それ、とにかく飲まれる時に全部無編集のものを取りあえず全部素材出す ということは約束していただけるんですよね。少なくとも。

A:(園田政務官)もちろん、そのつもりです。

# 〇司会

よろしいでしょうか。最後にそちらの後ろの方どうぞ。

# 〇回答する記者団 佐藤

Q:回答する記者団の佐藤です。東京電力よろしくお願いします。今の園田さんが飲む事になっている水の件ですけれども、いつくんだのか、誰がどこからくんだのか。それからそういった状況は映像で残っているのかどうか、その点をお答えいただけませんでしょうか。よろしくお願いします。

A: (東電) 10月22日に採取しておりますけれども、映像等については飲む日に皆さまにご紹介をさせていただければと思っております。

Q:映像撮っているということでいいんですね。ということはその採取すると ころから。

A: (東電) そうですね。私も見たわけではございませんので、ちょっと確認しますけれども、政務官のご指示もございまして、採った証拠となるようなものは残しております。

Q:分かりました。取りあえず了解しました。ありがとうございます。

### 〇司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わります。次回は 27 日木曜日、16 時半からを予定しております。詳しくはまた改めてメールでお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。